

千葉市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画 （最終案）

「もったいない」の心で、1日18gのごみ減量
～「焼却ごみ1／3削減の達成」から第**2Round**へ～

平成 年 月

千 葉 市

本計画のスローガンについて

市民・事業者・市の3者が本計画の基本理念等を共有し、ごみ減量・再資源化に向けた取り組みを推進していくため、以下のスローガンを掲げます。

主題：「もったいない」の心で、1日18gのごみ減量

本計画の基本理念（p. 31 参照）に位置づける「全員参加型3R」を実践するためのキーワードとして、日本だけでなく外国でも使われている「もったいない」を掲げ、家庭系ごみについて市民1人1日あたり18gの減量（p. 45 参照）を目指します。なお、事業系ごみについては年間約5,300tの減量（p. 46 参照）を目指し、市民・事業者・市の3者が共に目標の達成に向けて取り組んでいきます。

副題：「焼却ごみ1／3削減の達成」から第2Roundへ

本市は人口50万人以上の自治体において再生利用率が全国第1位であり、リサイクルの先進都市であることから、本計画では優先順位の高い2R（リデュース・リユース）（p. 31 参照）をさらに推進していきます。

平成26年度に「焼却ごみ1／3削減」という大きな目標を達成したことを受け、次のステージに進むという意味の「第2Round」と「2R」を掛けて表現しています。

「もったいない」の心で、１日１８gのごみ減量
～「焼却ごみ１／３削減の達成」から第２Roundへ～



ワンポイント：もったいない運動

環境分野で初めてノーベル平和賞を受賞したケニア人のワンガリ・マータイさんが、平成 17 年に来日した際「もったいない」という日本語に感銘を受け、環境活動の 3 R や限られた地球資源に対する Respect（尊敬）の意を一言で表す世界共通言語「MOTTAINAI」として広めることを提唱しました。現在では、国内外を問わず持続可能な循環型社会の構築を目指す合言葉として使用されています。

資料 1－1

3. 意見の概要と市の考え方



千葉市長 熊谷 俊 人

千葉市では、平成 24 年 3 月に策定した「千葉市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」に基づき、家庭ごみ手数料徴収制度の導入、減量計画書を活用した事業用大規模建築物への指導・立入調査の強化など様々な施策を行い、市民・事業者の皆様とともにごみの減量や再資源化に取り組んでまいりました。

その結果、年間の焼却ごみ量は、2つの清掃工場で処理できる25万4,000トンを下回るまで削減しました。

今後は、北谷津清掃工場停止後の3用地2清掃工場運用体制で安定的かつ継続的にごみ処理を図り、低炭素社会を考慮した循環型社会を構築するため、さらなるごみの減量・再資源化の推進が必要な状況となっております。

こうした状況を踏まえ、ごみの一層の減量と、安定的かつ継続的なごみ処理体制の確立を目指し、「「もったいない」の心で、1日18グラムのごみ減量～「焼却ごみ1／3削減の達成」から第2Roundへ～」をスローガンに、新たな「千葉市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」を策定しました。

本計画は、「全員参加型3Rによる 未来へつなぐ 低炭素・循環型社会の構築」という基本理念のもと、「1人ひとりがごみを出さないライフスタイル・ビジネススタイルの確立による、2R（リデュース・リユース）の推進」、「再生利用率を高めるための効果的な再資源化施策と、市民・地域・事業者との協働や地域活動への支援による、さらなる焼却ごみ量の削減」、「低炭素・資源循環へ貢献する、経済・効率性と安定・継続性に優れた、強靱なごみ処理システムの構築」の3つを基本方針としています。

次世代に良好な環境と資源を引き継いでいくため、市民や事業者の皆様におかれましては、徹底したごみの減量・再資源化に、より一層のご協力をお願い申し上げます。

おわりに、本計画の策定にあたり、多くの貴重なご意見・ご提案をいただきました「千葉市廃棄物減量等推進審議会」委員の皆様をはじめ、関係各位に厚くお礼を申し上げます。

目 次

第 1 章 計画策定の趣旨	1
1. 1 計画策定の目的	1
1. 2 計画の位置付け	3
第 2 章 ごみ処理の現状と課題	3
2. 1 ごみ処理の現状	3
2. 1. 1 ごみ量	3
2. 1. 2 ごみ質	7
2. 1. 3 排出・収集方法	10
2. 1. 4 ごみの減量・再資源化の推進	13
2. 1. 5 中間処理施設・最終処分場	16
2. 1. 6 ごみ処理費用	19
2. 1. 7 温室効果ガス排出量	20
2. 1. 8 前計画の目標に対する進捗状況	21
2. 2 ごみ処理の課題	27
2. 2. 1 個別事業の課題	27
2. 2. 2 本計画に求められる重点課題	30
第 3 章 基本理念・基本方針	31
3. 1 基本理念等の位置づけ	31
3. 2 基本理念	33
3. 3 基本方針	34
第 4 章 計画フレームと数値目標	37
4. 1 計画フレーム	37
4. 1. 1 計画期間	37
4. 1. 2 計画フレーム	38
4. 1. 3 想定する事業効果	39
4. 2 数値目標	40
4. 2. 1 数値目標の項目	40
4. 2. 2 数値目標達成のイメージ	41
4. 2. 3 数値目標	42
4. 2. 4 ごみ減量の内訳	47

第5章 目標達成に向けた施策展開	50
5.1 発生抑制（リデュース）・再使用（リユース）に向けた施策	50
5.2 再資源化（リサイクル）に向けた施策	63
5.3 ごみ処理システムの構築に向けた施策	77
第6章 計画の推進・管理	90
6.1 計画の推進と管理における基本的な考え方	90
6.2 具体的な展開	91
6.2.1 計画・目標の共有化	91
6.2.2 毎年度の進行管理	92
6.2.3 中間目標年度における計画全体の評価と見直し	92
6.2.4 計画のロードマップ	93
6.3 市民・事業者・市の果たすべき役割	94
6.3.1 市民の果たすべき役割	94
6.3.2 事業者の果たすべき役割	96
6.3.3 市の果たすべき役割	99

ワンポイント 目次

もったいない運動	表紙の裏
3用地2清掃工場運用体制	1
家庭ごみ手数料徴収制度	6
社会構造やライフスタイルを反映したごみ質の変化	7
ちばルール	13
剪定枝等循環システムモデル事業	26
費用対効果の考え方	26
容器包装リサイクル法の改正	27
プラスチック製容器包装の再資源化手法	27
海のマイクロプラスチック汚染	27
循環型社会	30
低炭素社会	30
3Rの優先順位	31

※文中で下線が引かれている用語は、巻末の「参考資料8 用語集」で詳しく説明しています。
（記載例：一般廃棄物処理基本計画¹⁾）

第1章 計画策定の趣旨

1.1 計画策定の目的

一般廃棄物処理基本計画¹は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律²（以下、「廃棄物処理法」という。）第6条第1項の規定に基づき、市町村が一般廃棄物処理に係る長期的視点に立った基本方針を明確にするものです。

計画の策定に当たっては、廃棄物³処理をめぐる今後の社会・経済情勢、一般廃棄物の発生の見込み、地域の開発計画、住民の要望などを踏まえた上で、一般廃棄物処理施設や体制の整備、財源の確保等について十分検討する必要があります。

また、ごみ処理基本計画策定指針⁴（平成28年9月環境省）では、目標年次を10年から15年先において、概ね5年ごとに中間目標年次を設け、計画を改定するほか、計画策定の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合には計画の見直しを行うことが適切であるとされています。

市では、平成19年3月に策定した「千葉市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」において、「焼却ごみ1/3削減」をビジョンに掲げ、年間焼却ごみ量を2つの清掃工場で処理できる25万4,000トンまで削減することを、さらに、平成24年3月に策定した前計画では、「一歩先」の目標として焼却処理量⁵を22万トンまで削減することを目指し、市民・事業者・市が一体となって、ごみの減量・再資源化⁶に取り組んできました。

その結果、平成22年度から26年度（最新）まで5年連続して、人口50万人以上の自治体の中で、再生利用率⁷が全国第1位となっており、平成18年度に33万692トンであった焼却処理量は、平成26年度には25万531トンまで削減し、「焼却ごみ1/3削減」の目標を達成しました。

今後は、3用地2清掃工場運用体制に移行することから、2つの清掃工場で安定的かつ継続的にごみ処理を図るとともに、低炭素社会（p.30参照）を考慮した循環型社会（p.30参照）を構築するため、さらなるごみの減量・再資源化が必要な状況です。

本計画は、このような状況を受け、前計画の策定から5年を経過したことから、3Rのさらなる推進や環境負荷の低減など前計画における考え方を踏襲しつつ、時点修正を行うとともに、既存施策の拡充や新規施策を盛り込み、一層のごみの減量・再資源化を実現することを目的に改定を行うものです。



ワンポイント：3用地2清掃工場運用体制

3つの清掃工場のうち、北谷津清掃工場は稼働開始から39年が経過し老朽化が著しいことから平成28年度末に稼働を停止し、平成29年度から2つの清掃工場を稼働させ、残りの用地を新清掃工場の建設予定地とする「3用地2清掃工場運用体制」へ移行する予定です。今後、2つの清掃工場でごみの処理を行っていくため、市民・事業者の皆様には

一層のごみ減量・再資源化にご協力をお願いします。

1.2 計画の位置付け

本計画の策定にあたっては、国の法制度および平成24年3月に策定された本市のまちづくりの方向性や実現すべき個性などを示した「千葉市新基本計画⁸」、その計画に基づく具体的な事業を示した「千葉市新基本計画第2次実施計画⁹」、さらには「千葉市環境基本計画¹⁰」などのその他の諸計画との整合を図る必要があります。

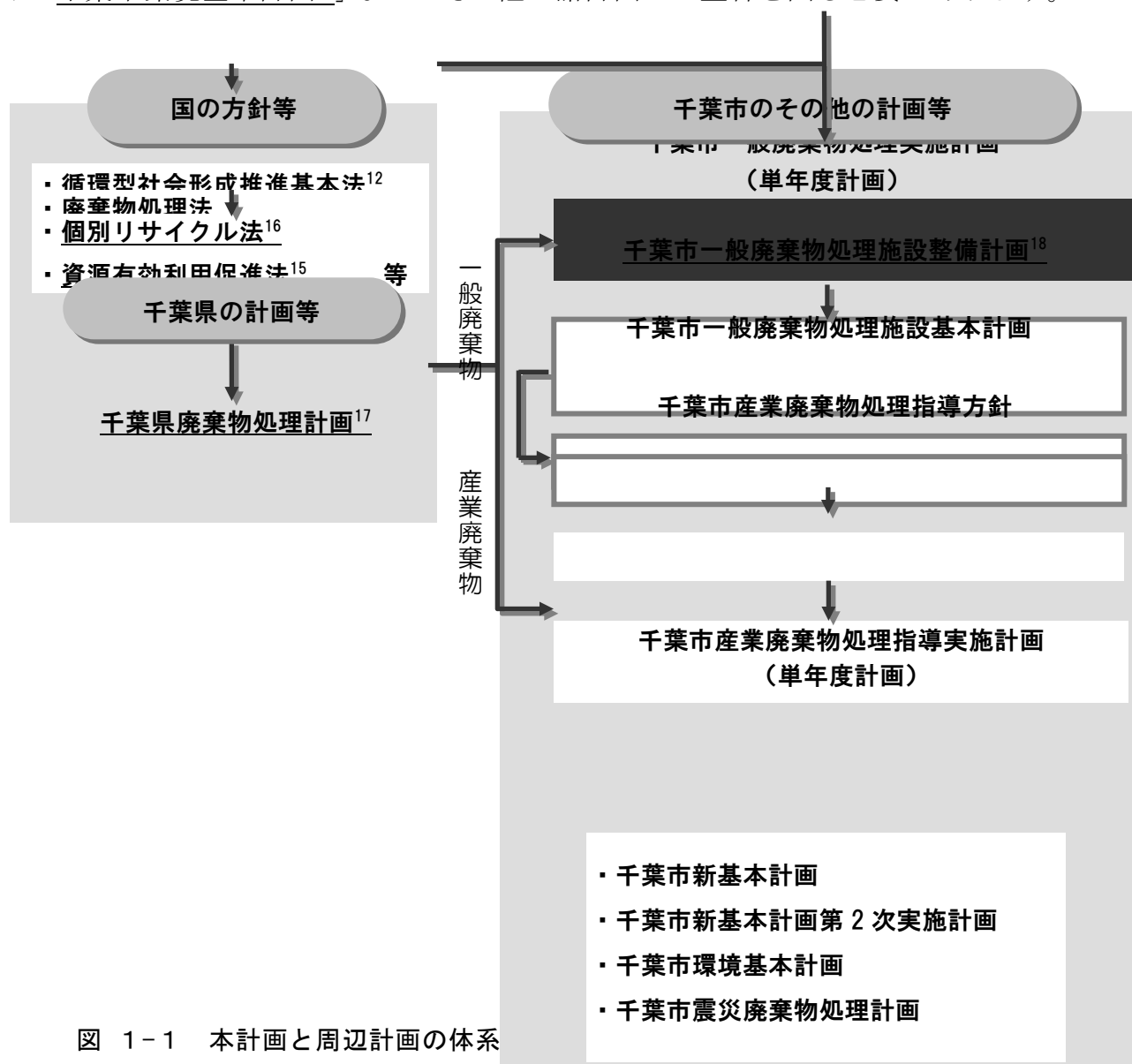


図 1-1 本計画と周辺計画の体系

第2章 ごみ処理の現状と課題

2.1 ごみ処理の現状

2.1.1 ごみ量

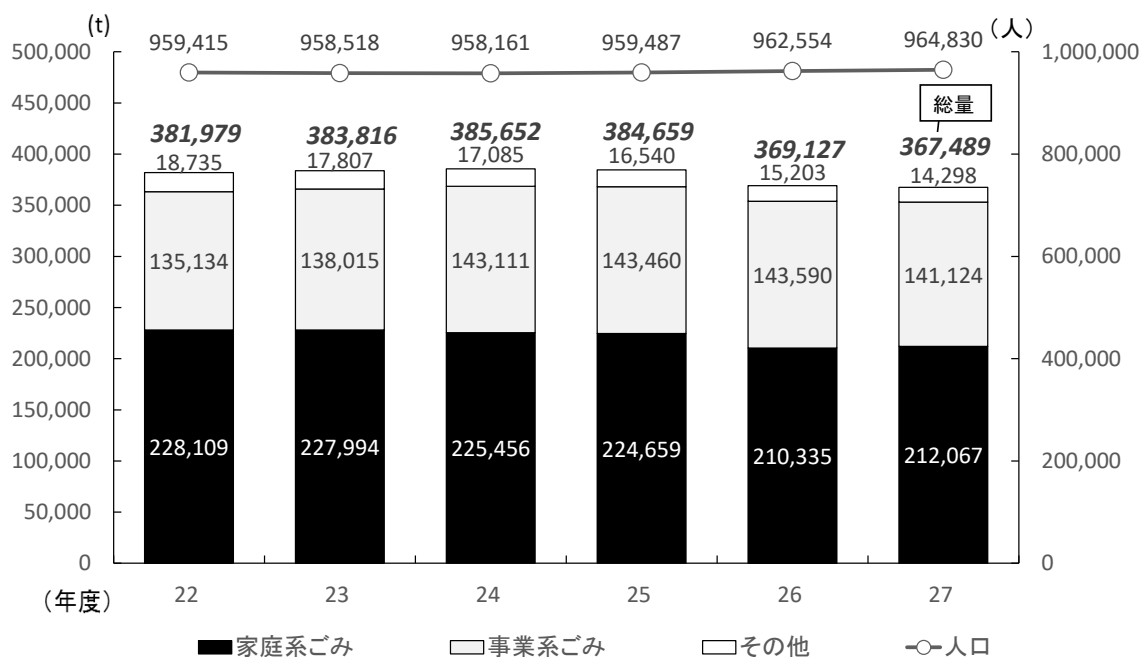
(1) 総排出量

総排出量は、平成22年度が381,979トンでしたが、平成26年2月から実施した家庭ごみ手数料徴収制度（p.6 参照）の効果などにより減少し、平成27年度は367,489トンとなっています。

一方、人口は平成22年度が959,415人でしたが、平成27年度には964,830人に達し、5年間で5,415人増加しました。

平成27年度のごみの総排出量の内訳は、家庭系ごみが212,067トン（58%）、事業系ごみが141,124トン（38%）、その他が14,298トン（4%）となっています。

注：総排出量＝家庭系ごみ（可燃ごみ＋不燃ごみ＋有害ごみ＋家庭系資源物¹⁹（古紙・布類・びん・缶・ペットボトル・生ごみ・剪定枝等²⁰）＋粗大ごみ）＋事業系ごみ（可燃ごみ＋不燃ごみ＋事業系資源物（古紙・布類・びん・缶・金属・生ごみ・木くず・その他市が把握可能な資源物））＋その他（集団回収²¹・古紙回収庫²²・使用済小型家電拠点回収²³・廃食油資源回収・その他の資源回収）



注) 図中の数値については、端数調整のため、合計等が一致しない場合がある。

図 2-1 人口とごみの排出量の推移

(2) 焼却処理量

焼却処理量は、平成22年度が267,229トンでしたが、平成26年2月から実施した家庭ごみ手数料徴収制度（p.6 参照）の効果などにより減少し、平成27年度は252,836トン、減少量は14,393トンとなっています。

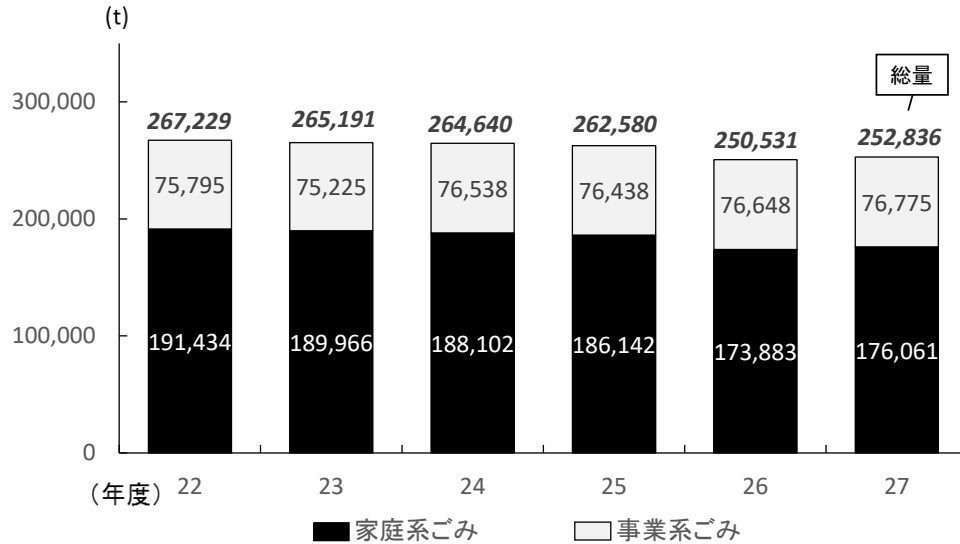


図 2-2 焼却処理量の推移

(3) 市民1人1日あたりのごみ排出量²⁴

市民1人1日あたりのごみ排出量（総排出量から資源回収量²⁵を除いた量）は、平成22年度が780g/人・日でしたが、平成27年度は737g/人・日となり、減少量は43g/人・日となっています。また、家庭系ごみについては、563g/人・日から513g/人・日となり、減少量は50g/人・日となっています。

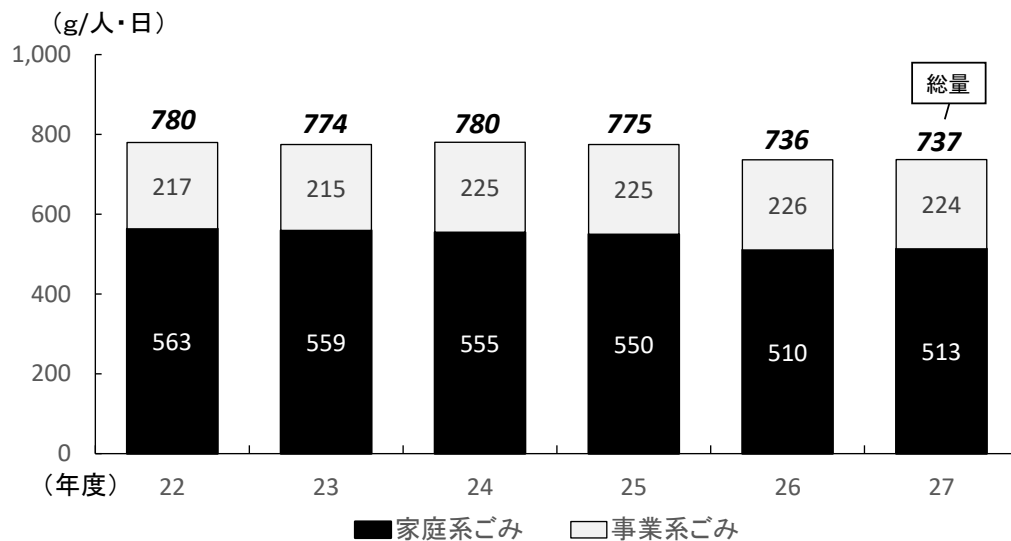
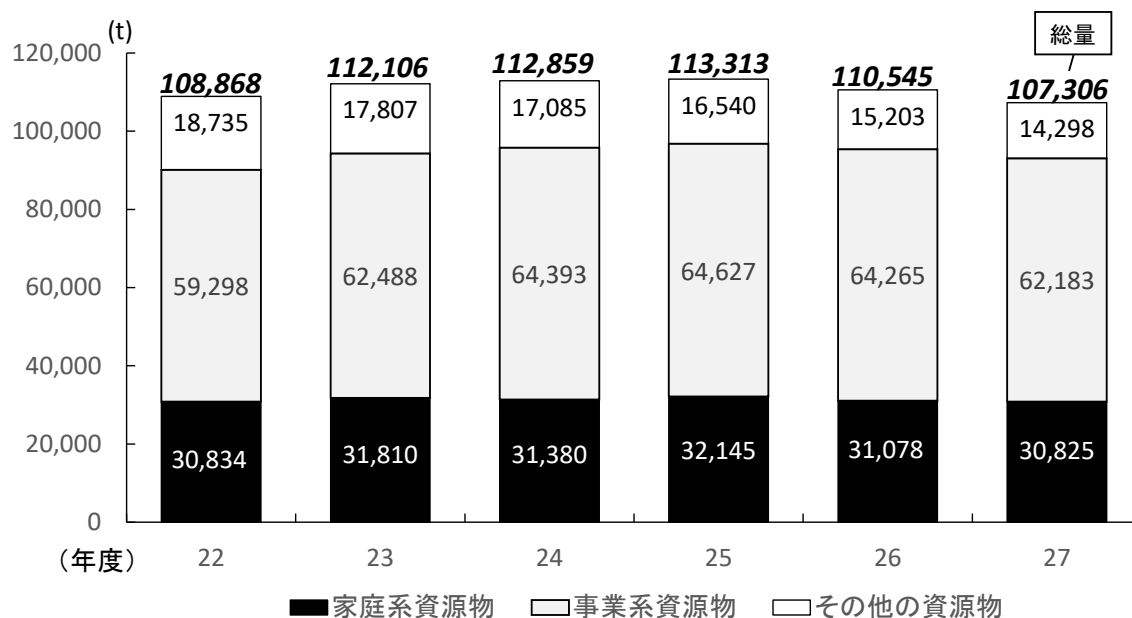


図 2-3 市民1人1日あたりのごみ排出量の推移

(4) 資源回収量

資源回収量は、平成22年度が108,868トンでしたが、平成27年度は107,306トンとなり、1,562トン減少しています。

なお、平成27年度の家庭系分別収集²⁶による資源物回収量は30,825トン、事業系資源物回収量が62,183トン、その他の資源物回収量が14,298トンとなっています。



注) 図中の数値については、端数調整のため、合計等が一致しない場合がある。

図 2-4 資源回収量の推移



ワンポイント：家庭ごみ手数料徴収制度

ごみ処理費用負担の公平化や、ごみの発生抑制とリサイクルに対する市民意識の向上を目的に、平成26年2月から導入しました。ごみを出す量に応じて、ごみ処理費用の一部を市民の皆様にご負担していただく仕組みで、ごみ処理費用の一部が含まれた指定袋を購入し、ごみ処理手数料を納めていただいています。

市民の皆様から頂いたごみ処理手数料はリサイクル等推進基金²⁷に繰り入れ、ごみ出し支援事業や資源物・不燃ごみの祝日収集などの市民サービスの向上につながる事業のほか、使用済小型家電の拠点回収や生ごみ減量処理機²⁸等購入費補助などのごみの減量・再資源化促進のための事業等に活用しています。また、リサイクル等推進基金の収支については、ちば市政だよりやホームページ等でお知らせしています。

制度導入前（平成25年2月から平成26年1月まで）、制度導入後1年目（平成26年2月から平成27年1月まで）、制度導入後2年目（平成27年2月から平成28年1月）における家庭ごみ量は下表のとおりです。

（単位 総量：トン、1人1日あたり：グラム）

	導入前		導入後1年目		導入後2年目	
	総量	1人1日あたり	総量	1人1日あたり	総量	1人1日あたり
焼却ごみ量	189,029	540	173,067	493	174,915	497
（対前年比）	—		▲15,962 【▲8.4%】	▲47 【▲8.7%】	1,848 【1.1%】	4 【0.8%】
（対導入前比）	—		—		▲14,114 【▲7.5%】	▲43 【▲7.9%】
不燃ごみ量	9,532	27	7,017	20	7,583	22
（対前年比）	—		▲2,515 【▲26.4%】	▲7 【▲26.6%】	566 【8.1%】	2 【7.8%】
（対導入前比）	—		—		▲1,949 【▲20.4%】	▲5 【▲20.8%】

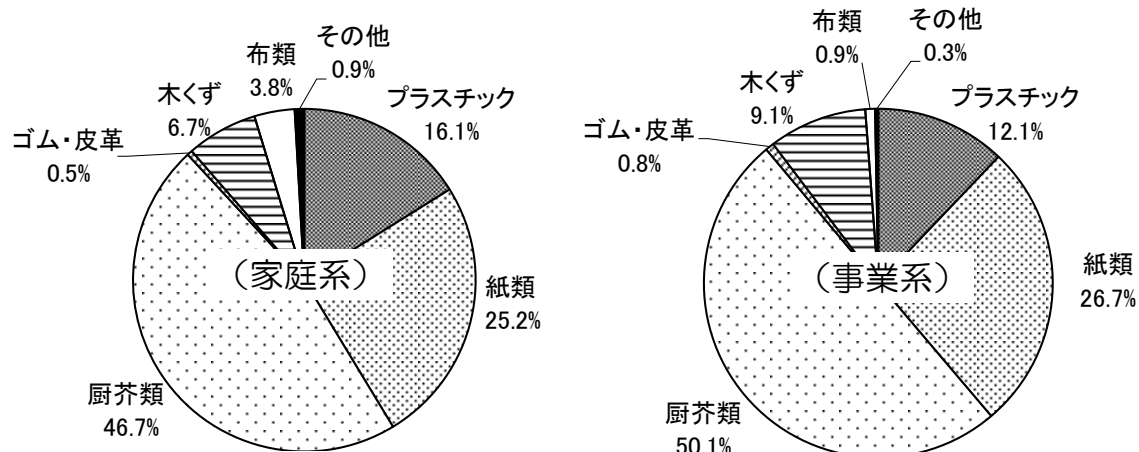
焼却ごみ量の推移を見ると、導入後1年目は、導入前と比べて15,962トン（8.4%）削減しており、導入後2年目は、前年比では1,848トン（1.1%）増加しましたが、導入前と比べて14,114トン（7.5%）削減しています。

不燃ごみ量の推移を見ると、導入後1年目は、導入前と比べて2,515トン（26.4%）削減しており、導入後2年目は、前年比では566トン（8.1%）増加しましたが、導入前と比べて1,949トン（20.4%）削減しています。

2.1.2 ごみ質

(1) ごみ組成²⁹

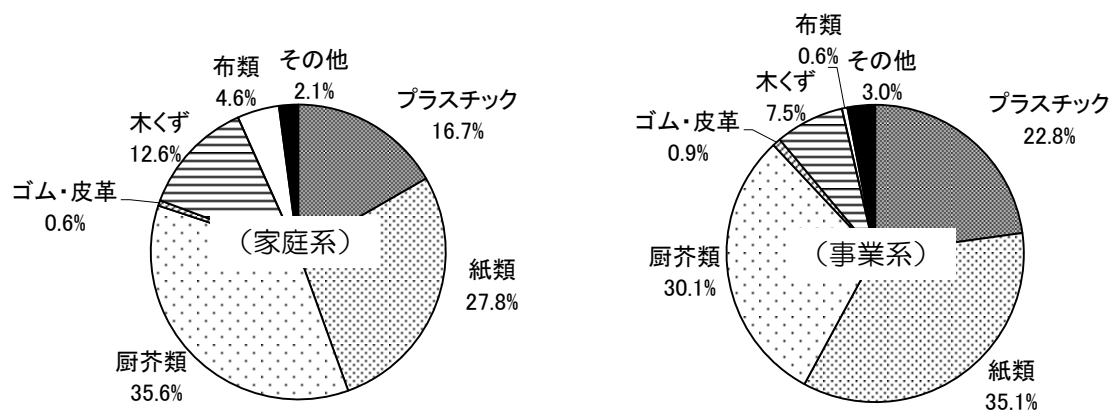
平成 27 年度に実施したごみの組成分析（湿ベース）結果によると、家庭系ごみは、プラスチック 16.1%、紙類 25.2%、厨芥類 46.7%と、これらで全体の約 88%を占めています。事業系ごみは、プラスチック 12.1%、紙類 26.7%、厨芥類 50.1%と、これらで全体の約 89%を占めている状況です。



注) 厨芥類は生ごみや廃油類のことをいう。

出典) 平成 27 年度千葉市ごみ組成測定分析・ごみ質分析業務報告書（平成 28 年 3 月）千葉市環境局

図 2-5 平成 27 年度のごみの組成分析（湿ベース）結果



出典) 平成 22 年度千葉市ごみ組成測定・分析業務報告書（平成 22 年 10 月）千葉市環境局

図 2-6 (参考) 平成 22 年度のごみの組成分析（湿ベース）結果



ワンポイント：社会構造やライフスタイルを反映したごみ質の変化

我が国は世界に先駆けて高齢社会を迎えており、高齢社会が進行すると、紙おむつなどの在宅医療や在宅介護に伴うごみの増加が想定されます。また、共働き世帯の増加によって、生ごみの減少やプラスチック製容器包装の増加が想定されます。今後は、このようなごみ質の変化に応じて対策を講じることが必要です。

資料1－1	3. 意見の概要と市の考え方
-------	----------------

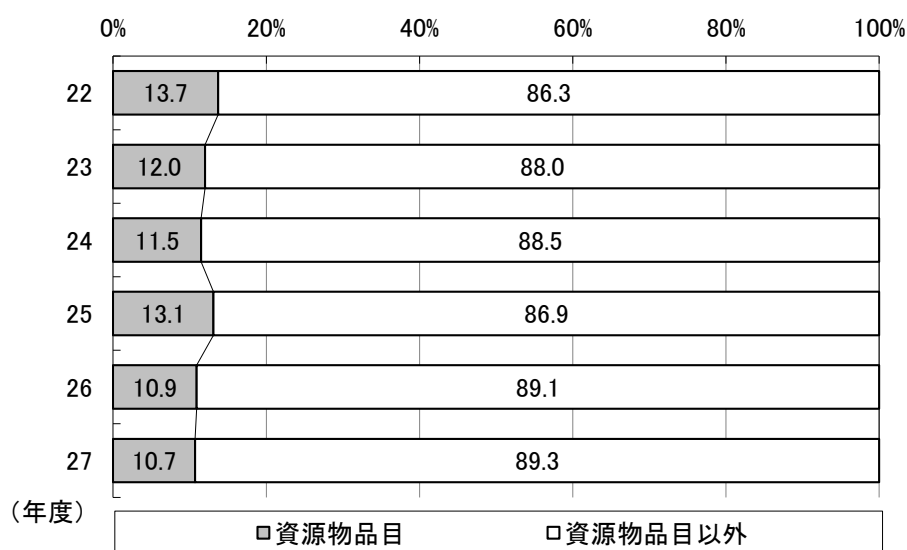
(2) 資源物品目の混入状況の推移

可燃ごみに混入している資源物品目（資源化できる紙類・布類等）の割合の推移は図 2-7、図 2-8 のとおりです。

家庭系可燃ごみに混入している資源物品目の割合は、平成 22 年度は 13.7%でしたが、平成 27 年度は 10.7%となっています。

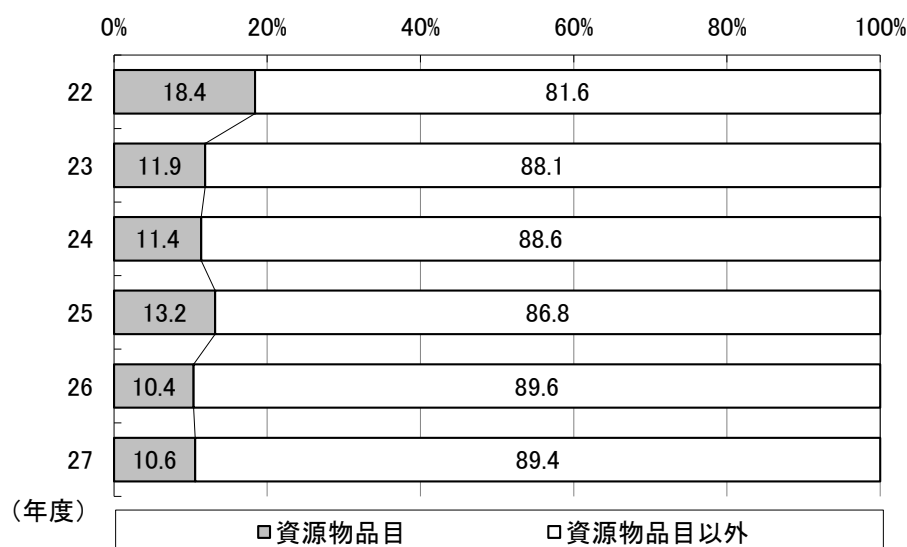
一方、事業系可燃ごみについては、平成 22 年度は 18.4%でしたが、平成 27 年度は 10.6%となっています。

雑がみ等の分別により、資源物の混入は減少傾向にあるものの、依然として、可燃ごみの中に資源化可能な品目が多く含まれていることがわかります。



出典) 平成 27 年度千葉市ごみ組成測定分析・ごみ質分析業務報告書（平成 28 年 3 月）千葉市環境局

図 2-7 資源物品目の混入状況の推移（家庭系可燃ごみ）



出典) 平成 27 年度千葉市ごみ組成測定分析・ごみ質分析業務報告書（平成 28 年 3 月）千葉市環境局

図 2-8 資源物品目の混入状況の推移（事業系可燃ごみ）

2.1.3 排出・収集方法

(1) 家庭系ごみ

家庭系ごみは、現在、表 2-1 のとおり 5 種 19 分別収集を実施しています。

資源物については、平成 2 年 11 月からびん・缶、平成 13 年 2 月からペットボトルのステーション収集³⁰を開始しました。また、平成 17 年 10 月から中央区で古紙・布類のステーション収集を開始し、平成 18 年 10 月から古紙・布類のステーション収集を全市に拡大しました。

粗大ごみについては、平成 10 年 8 月から収集の有料化を実施しました。なお、家電リサイクル法³¹の施行に伴い、平成 13 年 4 月から家電 4 品目（エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機。平成 16 年 4 月から冷凍庫、平成 21 年 4 月から液晶テレビ、プラズマテレビ、衣類乾燥機を対象品目に追加。）を、また、資源有効利用促進法に基づく自主回収の開始に伴い、平成 16 年 10 月から家庭用パソコンを、それぞれ排出禁止物³²に指定し、製造業者、排出者を中心とした再資源化に移行することとしました。

平成 21 年 10 月から、古紙・布類の収集回数を月 2 回から週 1 回に、可燃ごみの収集回数を週 3 回から週 2 回に変更しました。

平成 22 年 9 月には、条例を一部改正し、「資源物等持ち去り禁止の命令・罰則」と、ごみの分別・排出ルールが守られていない方に対して市職員が指導等を行い、改善されない場合には罰則（過料 2,000 円）等が適用される「ごみの分別・排出ルールの指導制度」を創設し、平成 23 年 4 月から運用を開始しました。

ごみの排出容器については、平成 7 年 1 月に可燃ごみ・不燃ごみの指定袋制³³を導入し、さらに平成 26 年 2 月からは、可燃ごみ・不燃ごみの減量を目的に、家庭ごみ手数料徴収制度（p.6 参照）を導入しました。

(2) 事業系ごみ

事業系ごみは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等により事業者自らの責任において適正に処理することが義務づけられているため、事業所から排出されるごみについては、事業者が収集運搬許可業者に処理を委託するか、清掃工場等へ自己搬入しています。また、民間の再資源化事業者へ搬入することにより、再資源化を行っています。

平成 6 年 11 月から排出時の指定袋制を導入したほか、平成 10 年 8 月から中小事業所によるごみステーションへの排出の特例を廃止して全面有料化を実施し、平成 19 年 4 月と平成 28 年 4 月の 2 回に渡り一般廃棄物処理手数料³⁴を改定しました。

表 2-1 家庭系ごみの収集区分（平成 29 年 3 月現在）

区 分			ごみの種類	収集方法		収集 回数	処理 手数料
資源物	びん	無色	インスタントコー ヒー、ジュース、 日本酒、洋酒、ド リンク剤のびん等	ごみステーション (コンテナ)	委 託	週 1 回	無 料
		茶					
		その他					
	缶	飲食用缶（ジュ ース類、ビール）等	ごみステーション (専用ネット)	協 定 (※)			
	ペットボトル	清涼飲料用、しょ う油用、酒類用等					
	古紙	新聞、雑誌、段ボ ール、紙パック、 雑がみ	ごみステーション	協 定 (※)			
	布類	Tシャツ、ズボ ン、毛糸衣類、タ オル、毛布、シー ツ等					
有害ごみ (危険物)			乾電池、蛍光灯、 水銀入り体温計・ 血圧計、カセット 式ガスボンベ・ス プレー缶、使い捨 てガスライター	ごみステーション (透明な袋)	委 託	月 2 回	有 料
不燃ごみ			小型家電品、硬い プラスチック類、 小型の金属製品等	ごみステーション (指定袋)		週 2 回	
可燃ごみ			台所ごみ、皮革 類、ゴム類、軟ら かいプラスチック 類等				
粗大ごみ			家具類、電気製品 類、ガス器具類、 布団類等	各戸 (申込制)	直営・委託	随時	

（※）千葉市再資源化事業協同組合との協定による収集

5 種：①可燃ごみ、②不燃ごみ、③資源物、④粗大ごみ、⑤有害ごみ

19 分別：①可燃ごみ、②不燃ごみ、③びん（無色）、④びん（茶色）、⑤びん（その他）、⑥缶、⑦ペットボトル、⑧新聞、⑨雑誌、⑩段ボール、⑪紙パック、⑫雑がみ、⑬布類、⑭粗大ごみ、⑮乾電池、⑯蛍光灯、⑰水銀入り体温計・血圧計、⑱カセット式ガスボンベ・スプレー缶、⑲使い捨てガスライター

2.1.4 ごみの減量・再資源化の推進

平成24年3月に策定した「千葉市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」では、「まだできる！とともに取り組むごみ減量・一歩先へ」をビジョンに以下の3つの基本方針と27の個別事業を展開して、3R（発生抑制・再使用・再生利用）の取組みにより焼却処理量を削減し、2清掃工場体制の実現を目指してきました。

表 2-2 前計画における基本方針と27事業

基本方針1 市民・事業者・市の協働によるごみを出さない社会づくりを推進します。	1	ごみ減量のための「ちばルール」の普及・拡大
	2	国及び他自治体との連携
	3	3R教育・学習の推進及びごみ処理に関する情報の共有化
	4	生ごみ、剪定枝の排出抑制の推進
	5	発生抑制（リデュース）・再使用（リユース）の促進
	6	料金の見直しによるごみの排出抑制
	7	ごみ出し支援サービスの実施
	8	環境美化の推進・不法投棄の防止
	9	C-EMS ³⁵ による市庁舎等における率先した3Rの推進
基本方針2 分別の徹底・推進・拡充による高度な資源化への挑戦により、焼却ごみの継続的な削減を目指します。	10	市民・事業者との協働による再資源化の推進・支援
	11	地域コミュニティ・事業者間ネットワークを活用したごみ減量の推進
	12	ごみ排出ルールの遵守・指導徹底
	13	多様な排出機会の提供と動機づけによる古紙等の再資源化の推進
	14	プラスチック製容器包装 ³⁶ の再資源化の推進
	15	剪定枝等の再資源化の推進
	16	生ごみの再資源化の推進
	17	さらなる資源化品目の検討・推進施策
	18	事業所ごみの排出管理・指導の徹底
	19	清掃工場における事業系ごみの搬入物検査 ³⁷ の実施
基本方針3 低炭素・資源循環へ貢献する、経済・効率性と安定・継続性に優れたシステムの構築を目指します。	20	収集運搬体制の合理化
	21	民間の活用を取り入れた再資源化システムの構築
	22	焼却残渣 ³⁸ の再生利用の推進
	23	焼却処理施設の長期的な運用計画の推進
	24	最終処分場の適正管理
	25	安定的な処理体制を目指したごみ処理施設の配置・整備計画の推進
	26	新たな資源化システムの検討
	27	適正処理困難物 ³⁹ 等の処理推進

＜ごみの減量・再資源化に係る主な施策＞

- 平成 13 年度
- ・家電リサイクル法の施行により、粗大ごみのうち、特定家電 4 品目（エアコン・ブラウン管式テレビ・冷蔵庫・洗濯機）を排出禁止物に指定
 - ・千葉市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画改定
- 平成 14 年度
- ・使い捨てライターの分別収集を開始
 - ・新港清掃工場稼動
- 平成 15 年度
- ・可燃ごみの月曜祝休日収集を開始
 - ・ごみ減量のための「ちばルール」（p. 13 参照）策定
- 平成 16 年度
- ・ごみ減量のための「ちばルール」（p. 13 参照）行動協定締結
 - ・集団回収未実施地域で古紙・布類分別収集を開始
 - ・冷凍庫が家電リサイクル法の特定家電品目に追加されたため、排出禁止物に指定
 - ・資源有効利用促進法に基づく自主回収の開始に伴い、家庭用パソコン（デスクトップ型及びノートブック型）を排出禁止物に指定
 - ・千葉市震災廃棄物処理計画を策定
- 平成 17 年度
- ・不燃・有害ごみの収集を全面委託化
 - ・各清掃工場と各環境事業所に古紙回収庫を設置（計 6 か所）
 - ・中央区全域で古紙・布類分別収集を開始
- 平成 18 年度
- ・全市域で古紙・布類分別収集を開始
 - ・市役所、若葉区役所、緑区役所に古紙回収庫を増設（累計 9 か所）
 - ・千葉市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画改定
- 平成 19 年度
- ・「焼却ごみ 1/3 削減」推進のための普及・啓発を開始
 - ・生ごみ分別収集モデル事業を開始
 - ・一般廃棄物処理手数料を改定
 - ・北清掃工場において長期責任型運営維持管理事業⁴⁰を開始
- 平成 20 年度
- ・古紙回収庫を増設（累計 18 か所）
 - ・北谷津清掃工場 1 号炉廃止
- 平成 21 年度
- ・液晶テレビ、プラズマテレビ、衣類乾燥機が家電リサイクル法の特定家電品目に追加されたため、排出禁止物に指定
 - ・家庭ごみ収集体制の見直し（古紙・布類の収集を月 2 回から週 1 回に変更、可燃ごみの収集を週 3 回から週 2 回に変更、可燃ごみの祝日収集を開始）
 - ・古紙回収庫を増設（累計 20 か所）
- 平成 23 年度
- ・千葉市震災廃棄物処理計画を改定
 - ・新港清掃工場において長期責任型運営維持管理事業を開始
 - ・ごみ分別・排出指導制度の運用開始
 - ・資源物等持ち去り禁止の命令・罰則の運用開始
 - ・千葉市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画を改定

- 平成 24 年度
- ・生ごみ分別収集特別地区事業を開始
 - ・ごみ減量のための「ちばルール」(p. 13 参照) 改定
- 平成 25 年度
- ・家庭ごみ手数料徴収制度 (p. 6 参照) を導入
 - ・不燃・有害ごみ及び資源物の祝日収集を開始
 - ・使用済小型家電の拠点回収を実施 (21 品目、12 か所)
 - ・最終処分場において長期責任型運営維持管理事業を開始
- 平成 26 年度
- ・「焼却ごみ 1/3 削減」目標達成
 - ・廃食油の資源回収を開始
 - ・一部品目を除き、粗大ごみの収集を全面委託化
- 平成 27 年度
- ・剪定枝等循環システムモデル事業 (p. 26 参照) を 2 つの町内自治会単位で実施
 - ・使用済小型家電回収拠点数の増加 (累計 25 か所)
 - ・事業者との協働による資源物の持込回収を実施
 - ・段ボールコンポスト⁴¹の購入補助制度を開始
- 平成 28 年度
- ・一般廃棄物処理手数料を改定
 - ・使用済小型家電回収拠点数の増加 (累計 26 か所)
 - ・剪定枝等循環システムモデル事業 (p. 26 参照) を拡大し、中央区全域で実施



ワンポイント：ちばルール

市民・事業者・行政の 3 者が、それぞれの立場からごみ減量に取り組んでいくため、実効性が高く、法的な規制による強制力を伴わない行動指針として平成 15 年 8 月に策定し、「レジ袋削減・簡易包装の推進」「エコ製品取り扱いの拡大」「事業者による廃プラスチック類の自己回収」「新聞販売店による新聞の自己回収」「行政による古紙や布類の拠点回収」の 5 つの施策を「第 1 ステップ」として展開しました。

平成 25 年 2 月に改定を実施し、「第 2 ステップ」では、3 R の取組みの中で最優先に位置されている、ごみの「発生抑制」に重点を置き、市民・事業者・行政の 3 者がごみを出さない、かつ環境に負荷をかけない生活の意識付けを目的に、「第 1 ステップ」から一歩進めることで、更なる資源循環型社会 (p. 30 参照) の実現を目指しています。

今後もちばルールの普及・拡大を目指して、施策を強化していきます。

2.1.5 中間処理施設・最終処分場

(1) 清掃工場

北谷津清掃工場（昭和 52 年 12 月稼働開始）、北清掃工場（平成 8 年 11 月稼働開始）及び新港清掃工場（平成 14 年 12 月稼働開始）の 3 清掃工場体制で可燃ごみの焼却処理を行ってきましたが、老朽化の著しい北谷津清掃工場を平成 28 年度末に停止し、平成 29 年度から 3 用地 2 清掃工場運用体制（p.1 参照）へ移行する予定です。

清掃工場では焼却余熱で蒸気を発生させ、発電を行い、工場内の電力を賄うほか、アクアリンクちばや温水プール、いきいきプラザ等の場外施設に電力、蒸気、温水を供給するなど、余剰エネルギーを有効に活用しています。

(2) リサイクルセンター

新浜リサイクルセンター（平成 7 年 4 月稼働開始）では、資源物、不燃ごみ、有害ごみ及び粗大ごみの中間処理を行っています。

資源物のうち、びんは色別に搬入され、まだ利用できる生きびん⁴²の抽出や異物を取り除いた後、再資源化しています。缶は、材質により選別した後、再資源化しています。ペットボトルは、再資源化を行う民間事業者に引き渡すために一時保管しています。

不燃ごみ及び粗大ごみは、破碎・減容した後、鉄類の選別回収を行い再資源化しています。

有害ごみは、無害化処理⁴³を行う民間事業者に引き渡すために一時保管しています。

(3) 最終処分場

新内陸最終処分場（平成 12 年 9 月一部供用開始、平成 14 年 3 月完成）は、市内で供用している唯一の最終処分場で、焼却灰や不燃・粗大ごみの破碎残渣等を埋立処理しています。

焼却灰の熔融スラグ化⁴⁴により埋立量を減らし延命化を図っていますが、現状ではあと 15 年（平成 43 年度）で埋立が完了する見込みであり、新たな最終処分場の確保が困難であることから、新たな清掃工場の建設に伴い、熔融スラグ化する焼却灰の量を増やすなどして最終処分量⁴⁵を引き下げ、さらなる延命化を図る必要があります。

表 2-3 処理施設一覧

[清掃工場]

	① 新港清掃工場	② 北谷津清掃工場※	③ 北清掃工場
所在地	美浜区新港 226-1	若葉区北谷津町 347	花見川区三角町 727-1
竣工年月	平成 14 年 12 月	昭和 52 年 12 月	平成 8 年 10 月
稼働年月	平成 14 年 12 月	昭和 52 年 12 月	平成 8 年 11 月
処理対象	可燃ごみ、可燃粗大、 破碎可燃	可燃ごみ、破碎可燃	可燃ごみ、可燃粗大、 破碎可燃
処理能力	405 t / 日 (135 t / 日 × 3 基)	300 t / 日 (150 t / 日 × 2 基)	570 t / 日 (190 t / 日 × 3 基)
灰処理	灰溶融設備 36 t / 日 溶融飛灰：固形化処理	飛灰：固形化処理	飛灰：固形化処理
余熱利用	【電力・蒸気】 アクアリンクちば 【蒸気】 周辺民間企業 2 社	【温水】 北谷津温水プール、 若葉いきいきプラザ	【電力・蒸気】 こてはし温水プール、 花見川いきいきプラザ

※北谷津清掃工場は平成 29 年 3 月末で稼働を停止する予定。

[リサイクルセンター]

	④ 新浜リサイクルセンター
所在地	中央区新浜町 4
竣工年月	平成 7 年 3 月
稼働年月	平成 7 年 4 月
処理対象	資源物、粗大ごみ、不燃ごみ
処理能力	220 t / 5h 破碎設備：125 t / 5h、 資源選別設備：95 t / 5h (缶 50 t、びん 45 t)

[最終処分場]

	⑤ 新内陸最終処分場
所在地	若葉区
完成年月	平成 14 年 3 月完成
埋立開始年月	平成 12 年 9 月一部供用
埋立容量	939,000m ³
埋立対象	不燃ごみ、破碎不燃残さ、 焼却残さ



注) 図中の番号は前頁の施設番号を示す。

図 2-9 処理施設の位置

資料 1－1 3. 意見の概要と市の考え方

2. 1. 6 ごみ処理費用

市のごみ処理費用は、平成 25 年度まで概ね横ばい傾向にあり、消費税率の引き上げや家庭ごみ手数料徴収制度（p. 6 参照）の運営費用が増加したため平成 26 年度に増加し、平成 27 年度は約 134 億 7,300 万円となっています。

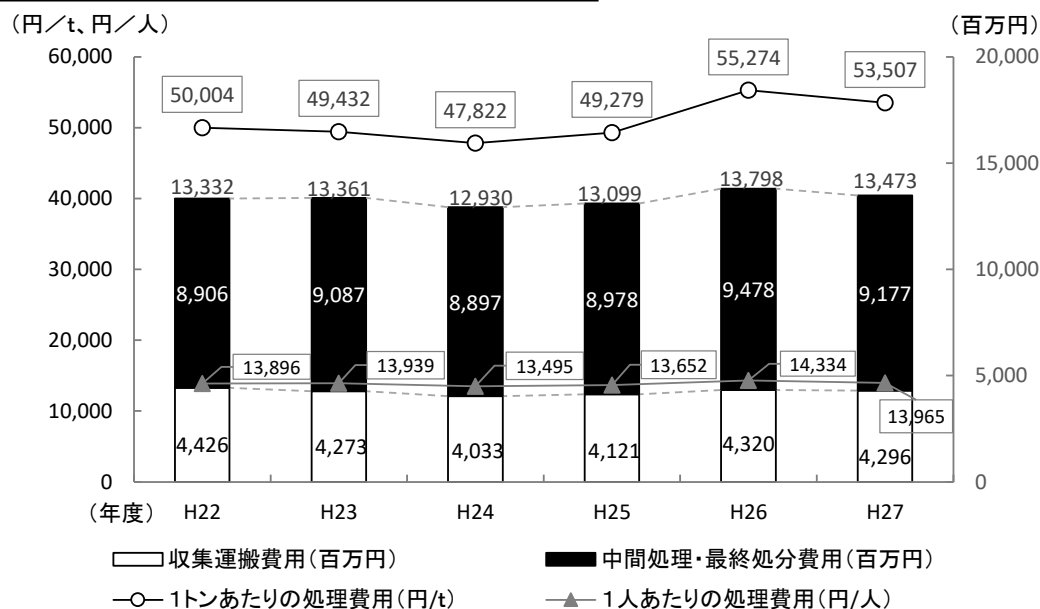
また、ごみ量 1 トンあたりの処理費用は、平成 22 年度は 50,004 円でしたが、平成 27 年度は 53,507 円となっています。

さらに、市民 1 人あたりの処理費用は、平成 22 年度は 13,896 円でしたが、平成 27 年度は 13,965 円となっています。

家庭ごみ手数料徴収制度（p. 6 参照）の導入により、ごみ量が大きく削減されたため、ごみ量 1 トンあたりの処理費用は平成 26 年度に増加しましたが、市民 1 人あたりの処理費用は概ね横ばい傾向にあります。

→ ごみ処理費用は市の税金やごみ処理手数料等で賄われており、市の限られた財源を有効に活用するため、ごみ量を減らしていくことで安定的かつ継続的な 3 用地 2 清掃工場運用体制を実現するとともに、ごみ処理システムの効率化を図り、ごみ処理費用を削減していく必要があります。

資料 1－1 3. 意見の概要と市の考え方



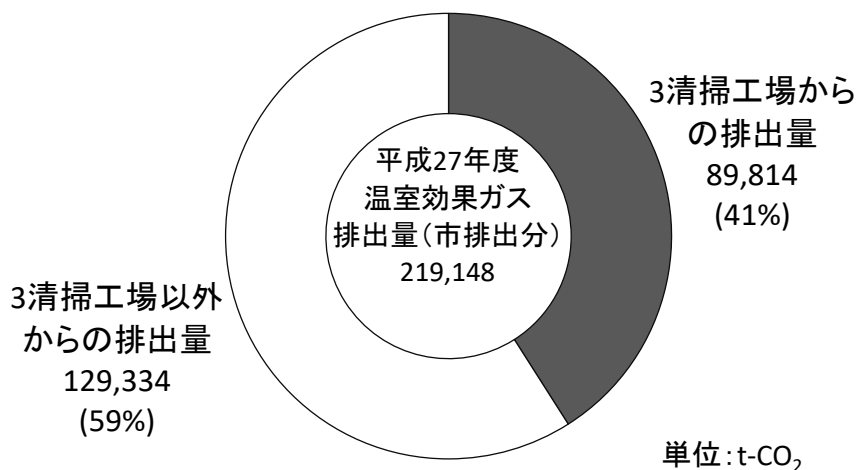
※ごみ処理費用は、環境省の一般廃棄物会計基準(管理費を含む)により算出している。

図 2-10 ごみ処理費用の推移

2.1.7 温室効果ガス排出量

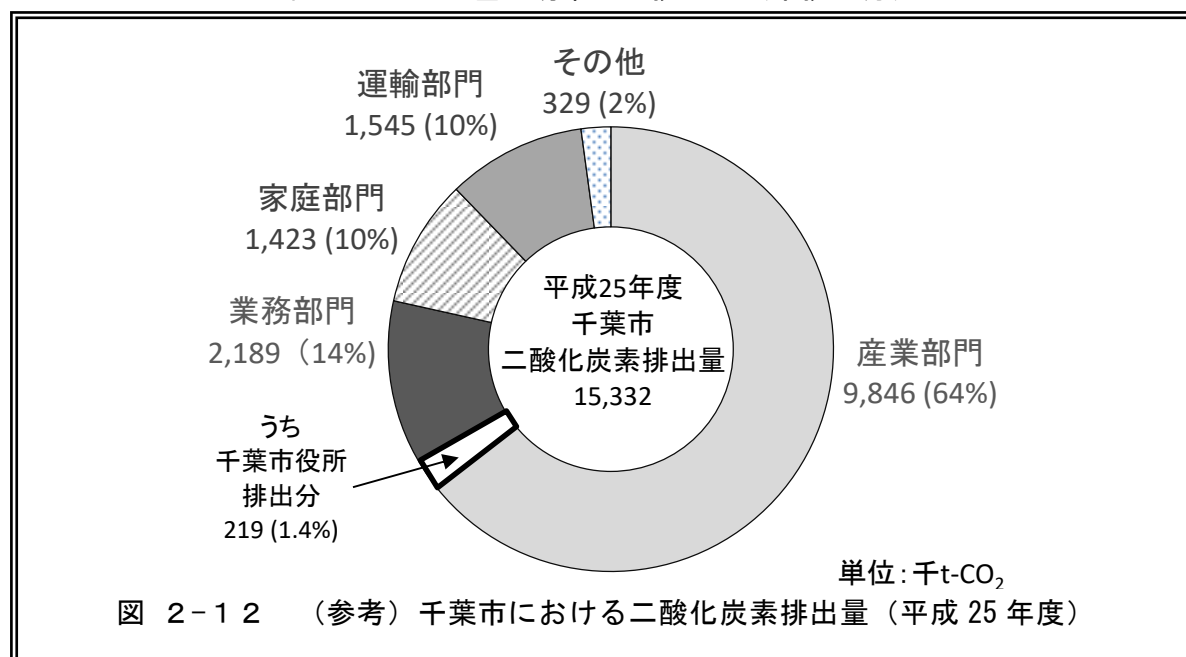
市の事務事業に伴い排出される温室効果ガス排出量（二酸化炭素換算値、以下同じ。）は平成27年度で約219,148トンです。

このうち3清掃工場での焼却処理に伴う温室効果ガス排出量は約89,814トンで、排出量全体の約41%を占めています。



- ※1 排出量の算出は、「地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく地方公共団体の事務及び事業に係る温室効果ガス総量算定方法ガイドライン」（平成23年10月環境省）及び「廃棄物処理部門における温室効果ガス排出抑制等指針マニュアル」（平成24年3月環境省）による。
- ※2 3清掃工場の温室効果ガス排出量は、廃プラスチック焼却に伴う排出量から、発電等の余熱利用による回避分を差し引いた値である。
- ※3 温室効果ガス排出量は、二酸化炭素排出量のほか、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、六ふっ化硫黄の排出量についても二酸化炭素排出量に換算したうえで加算し、算出している。なお、本計画における「ごみ処理に伴う温室効果ガス排出量」とは、排出量が大きく、かつ、正確に把握可能である、焼却処理に伴う排出量を算出対象としている。

図 2-1 1 温室効果ガス排出量（市排出分）



2.1.8 前計画の目標に対する進捗状況

平成24年3月に策定した「千葉市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」では、「総排出量」、「焼却処理量」、「再生利用率」、「最終処分量」、「温室効果ガス排出量」の5つの項目を数値目標として掲げ、平成33年度の目標達成を目指しており、各項目の進捗状況を表2-4に示します。

5つの数値目標のうち、「総排出量」については、平成27年度の計画値を達成しました。

一方、平成26年2月から実施した家庭ごみ手数料徴収制度（p.6参照）の効果等により、平成25年度から平成26年度にかけて「焼却処理量」、「最終処分量」は大きく削減されたものの、「再生利用率」とともに平成27年度の計画値を達成できませんでした。また「温室効果ガス排出量」は、平成26年度まで計画値を達成していましたが、平成27年度は達成できませんでした。

なお、5つの数値目標それぞれの推移と目標に対する進捗状況のグラフを次ページ以降に示します。

表 2-4 前計画の目標に対する進捗状況

		H22	H23	H24	H25	H26	H27		H28 (中間年)	H33 (目標年)
総排出量 (トン)	実績	381,979	383,816	385,652	384,659	369,127	367,489	○		
	計画			385,434	387,967	378,608	372,018		372,000	364,000
焼却処理量 (トン)	実績	267,229	265,191	264,640	262,580	250,531	252,836	×		
	計画			286,114	267,578	247,566	230,805		227,000	220,000
再生利用率 (%)	実績	30.8	30.8	31.6	32.3	33.4	32.6	×		
	計画			33.3	34.1	37.7	41.1		42.0	43.0
最終処分量 (トン)	実績	22,335	29,576	30,856	25,486	20,972	21,450	×		
	計画			22,198	21,310	19,403	17,817		18,000	17,000
温室効果 ガス排出量 (トン)	実績	118,098	99,619	98,610	94,344	91,281	89,814	×		
	計画			118,489	118,252	101,124	86,553		86,000	83,000

※ 平成24年度から平成25年度にかけて総排出量の計画値が約2,500トン増加している理由は、人口増に加えて、古紙・布類等の資源化の増加を見込んでいたため。

※ 平成24年度から平成26年度にかけて温室効果ガス排出量の計画値を達成している理由は、プラスチック製包装容器の再資源化は未実施であるものの、焼却ごみ量に占めるプラスチック類の割合が減少したこと等による。

(1) 総排出量

総排出量の実績値と前計画の計画値を図 2-13 に示します。

平成 26 年 2 月に導入した家庭ごみ手数料徴収制度（p.6 参照）の効果等により、平成 26 年度の総排出量は前年度から大幅に減少しました。平成 27 年度実績は 367,489 トンとなっており、既に平成 28 年度の間目標を下回っています。平成 33 年度の長期目標の達成まで、3,489 トンのさらなる減量が必要な状況です。

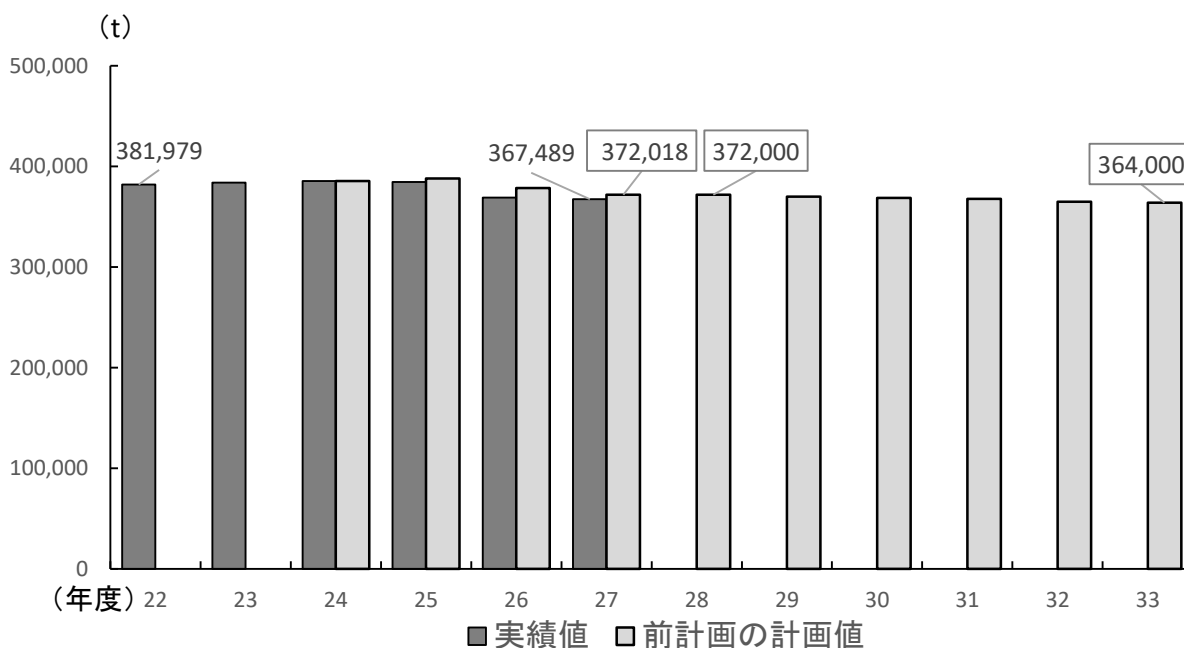


図 2-13 総排出量の達成状況

(2) 焼却処理量

焼却処理量の実績値と前計画の計画値を図 2-14 に示します。

平成 26 年 2 月に導入した家庭ごみ手数料徴収制度（p.6 参照）の効果等により、平成 26 年度の焼却処理量は前年度から大幅に減少しました。平成 27 年度実績は 252,836 トンとなっており、平成 28 年度の間目標の達成まで 25,836 トン、平成 33 年度の長期目標の達成まで 32,836 トンのさらなる減量が必要な状況です。未達成となっている主な理由としては、計画上、実施予定であった「プラスチック製容器包装の再資源化」、「剪定枝等の再資源化」、「生ごみ再資源化の拡大」が未実施であったことが挙げられます。

なお、平成 19 年 3 月に策定した「千葉市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」で掲げた「焼却ごみ 1/3 削減」の計画目標値である焼却処理量 254,000 トンは、平成 26 年度に達成しています。

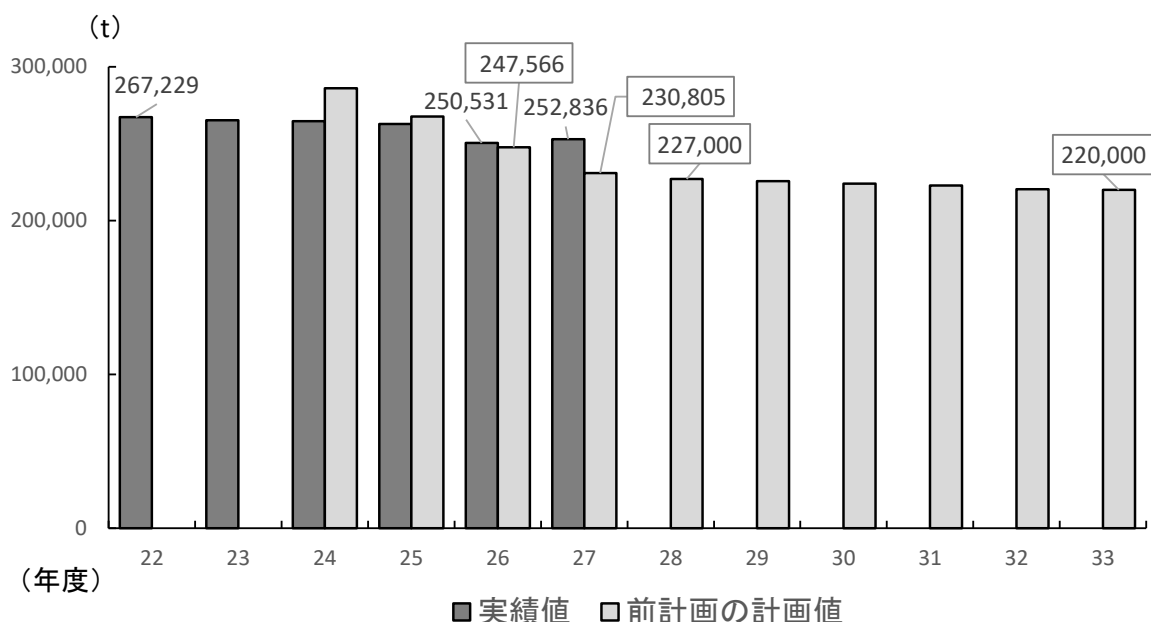


図 2-14 焼却処理量の達成状況

(3) 再生利用率

再生利用率の実績値と前計画の計画値を図 2-15 に示します。

平成 27 年度実績で 32.6% となっており、平成 28 年度の間目標の達成まで 9.4%、平成 33 年度の長期目標の達成まで 10.4% のさらなる向上が必要な状況です。未達成となっている主な理由としては、計画上、実施予定であった「プラスチック製容器包装の再資源化」、「剪定枝等の再資源化」、「生ごみ再資源化の拡大」が未実施であったことや、東日本大震災の影響による民間エコセメント⁴⁶施設の稼働停止⁴⁷により焼却灰の資源化量が少なくなったことが挙げられます。

なお、他市との比較では、平成 22 年度から 26 年度（最新）まで 5 年連続して、本市は人口 50 万人以上の自治体の中で、再生利用率が全国第 1 位となっています。

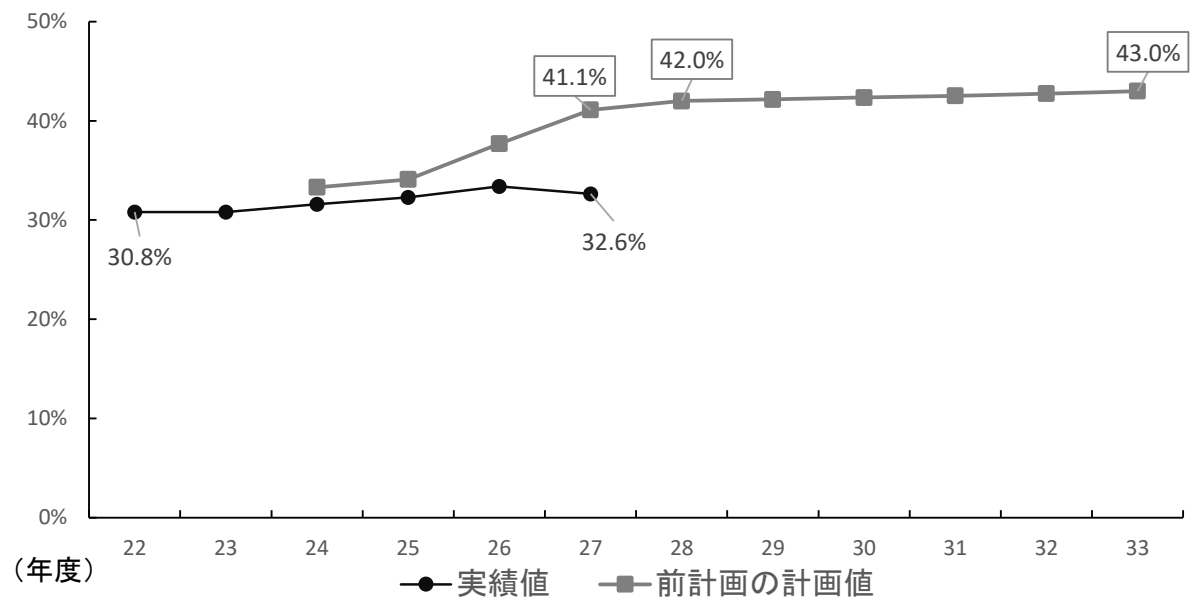


図 2-15 再生利用率の達成状況

※再生利用率：再生利用量÷総排出量×100
※再生利用量：家庭系資源物回収量、事業系資源物回収量、集団回収量、古紙回収庫回収量、使用済小型家電拠点回収量、廃食油資源回収量、その他の資源回収量、不燃ごみ・粗大ごみの破碎後資源化量、有害ごみ等資源化量、焼却灰資源化量（民間施設におけるエコセメント化を除く）の合計

表 2-5 人口 50 万人以上の再生利用率

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
第 1 位	千葉市 (30.8%)	千葉市 (30.8%)	千葉市 (31.4%)	千葉市 (32.3%)	千葉市 (33.4%)
第 2 位	北九州市 (29.0%)	八王子市 (30.3%)	新潟市 (26.9%)	新潟市 (27.2%)	新潟市 (27.8%)
第 3 位	名古屋市 (27.9%)	名古屋市 (27.5%)	八王子市 (26.9%)	八王子市 (26.4%)	横浜市 (26.4%)

出典) 一般廃棄物処理実態調査 (平成 26 年度 環境省)

(4) 最終処分量

再生利用率の実績値と前計画の計画値を図 2-16 に示します。

平成 26 年 2 月から導入した家庭ごみ手数料徴収制度 (p. 6 参照) の効果等により、平成 25 年度から平成 26 年度にかけて大幅に減少しました。平成 27 年度実績は 21,450 トンとなっており、平成 28 年度の間目標の達成まで 3,450 トン、平成 33 年度の長期目標の達成まで 4,450 トンのさらなる減量が必要な状況です。未達成となっている主な理由としては、計画上、実施予定であった「プラスチック製容器包装の再資源化」、「剪定枝等の再資源化」、「生ごみ再資源化の拡大」が未実施であったことや、東日本大震災の影響による民間エコセメント施設の稼働停止により焼却灰の資源化量が少なくなったことが挙げられます。

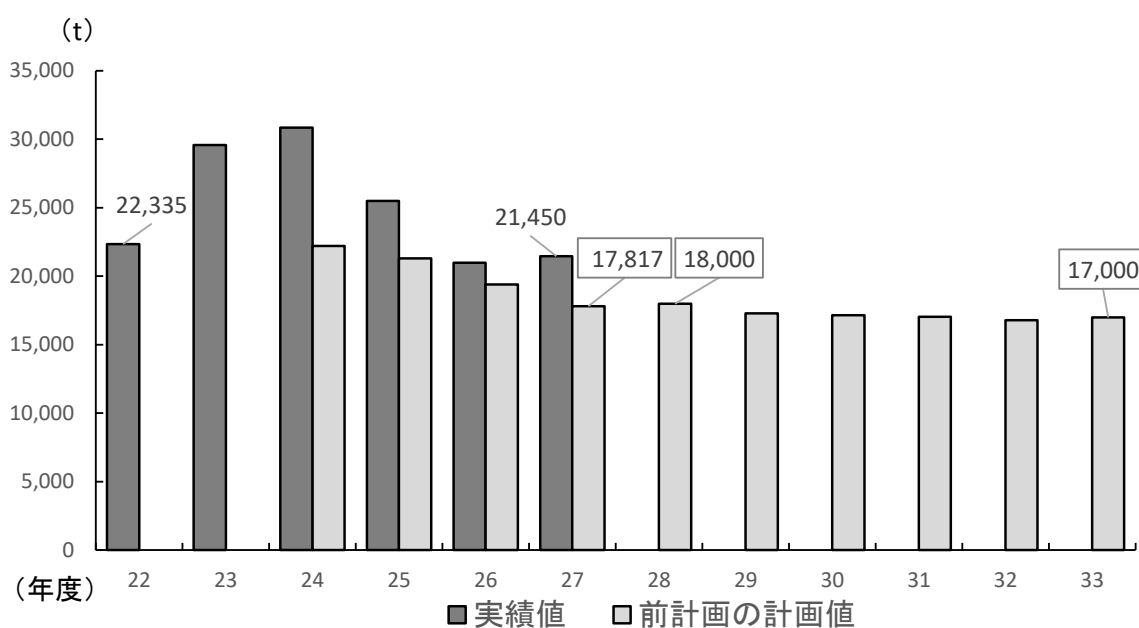


図 2-16 最終処分量の達成状況

(5) 温室効果ガス排出量

温室効果ガス排出量の実績値と前計画の計画値を図 2-17 に示します。

平成 27 年度実績で 89,814 トンとなっており、平成 28 年度の間目標の達成まで、3,814 トン、平成 33 年度の長期目標の達成まで 6,814 トンのさらなる削減が必要な状況です。

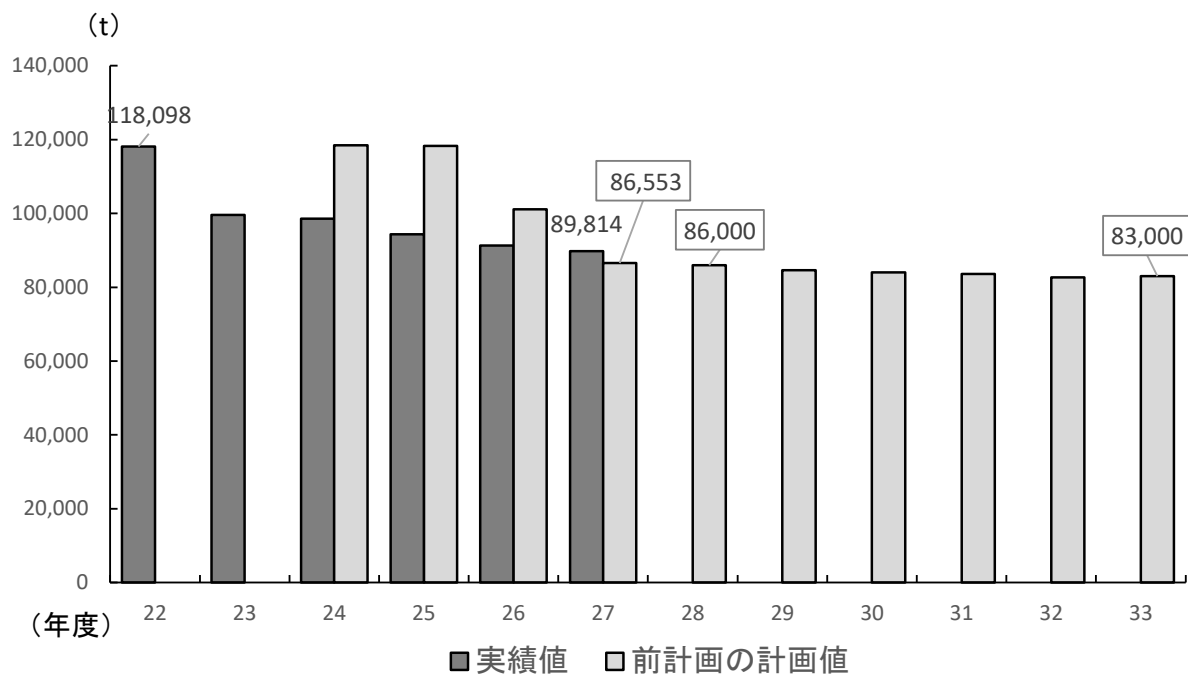


図 2-17 温室効果ガス排出量の達成状況

2.2 ごみ処理の課題

2.2.1 個別事業の課題

市では、ごみの減量と再資源化の推進のため、前計画の施策展開として位置付けている27の個別事業に取り組んできました。

具体的には、「ちばルール」(p.13 参照) 協定店の拡充や取組みPR、「へらそうくんルーム」や「中学校古紙分別収集隊」など年齢層に応じた啓発事業の実施、生ごみ減量処理機及び肥料化容器⁴⁸購入費助成の拡充、家庭ごみ手数料徴収制度(p.6 参照)の導入、使用済小型家電の拠点回収に加え、減量計画書⁴⁹を活用した事業用大規模建築物⁵⁰への指導・立入調査の強化、清掃工場における事業所ごみ搬入時の搬入物検査の実施など、様々なごみ減量・再資源化の推進に取り組んできました。

その結果、2.1.8 に示したとおり、「総排出量」は平成27年度実績で同年度の計画値を達成している状況ですが、「焼却処理量」、「再生利用率」、「最終処分量」、「温室効果ガス排出量」については未達成のため、前計画の27の個別事業について課題を整理しました。

27事業のうち、未実施の主な事業としては、「剪定枝等の再資源化の推進」、「プラスチック製容器包装の再資源化の推進」、「生ごみの再資源化の推進」の3つが挙げられます。

① 剪定枝等の再資源化の推進

剪定枝等の“大きな”循環システムについては、平成27年5月から実施している「剪定枝等循環システムモデル事業」（p.26 参照）の効果を検証し、分別収集を全市展開することとしています。事業の実施にあたっては、枝、葉、草ごとの処理コストを踏まえ、最適な再資源化システムの構築を検討する必要があります。

また、地域で取り組む剪定枝等の“小さな”循環システムについては、分別収集の全市展開を行った場合、実施しても大きな効果を見込めないことから、計画には位置づけないこととしますが、落ち葉の堆肥化などに取り組んでいるNPO法人等の関係団体の活動については、焼却ごみ削減とバイオマス⁵¹資源の有効活用を図るとともに、市民の自発的な活動を促進する効果が期待できることから、今後も支援を継続する必要があります。

さらに、事業系剪定枝等についても、民間再資源化施設への搬入を誘導することなどにより、再資源化を推進する必要があります。

なお、財源に限りがあることなどを踏まえ、他の施策と比較して費用対効果（p.26 参照）の高い剪定枝等の再資源化を優先的に実施する必要があります。



ワンポイント：剪定枝等循環システムモデル事業

さらなる焼却ごみ量の削減及び再生利用率の向上を目的に、家庭から出る木の枝・刈り草・葉を資源として収集し、民間再資源化施設で燃料チップや敷料（家畜の寝床）にリサイクルする事業です。

平成27年度は2つの町内自治会単位で資源収集を実施しました。平成28年5月から中央区全域で資源収集を実施し、季節や収集回数等による収集量の違いなどのデータを分析した上で効率的な収集体制について検証します。



ワンポイント：費用対効果の考え方

かけた費用に対して、どれくらい効果があるかを比較することをいい、本計画では実施する事業の選定を行う際、イニシャルコスト（初期費用）とランニングコスト（維持費用）を含めたトータルコスト（事業経費）に対し、計画の数値目標の達成や3用地2清掃工場運用体制（p.1 参照）の確立などへ、どの程度寄与するかを判断材料としています。（例えば、資源回収に要するトンあたり経費など。）

常に、排出抑制、再生利用、適正処理、環境負荷、その他の市民サービス等の視点を加味して施策の効果や費用効率性の評価を行い、地域の実情を踏まえつつ、最適な政策選択を行うことが大切です。

② プラスチック製容器包装の再資源化の推進

平成 22 年度より実施予定でしたが、焼却処理量の削減や温室効果ガス排出量の削減に寄与する反面、収集・再資源化に多くの費用がかかる状況であることから実施していません。現在、国による法制度の改正が検討されており、自治体が要望している大幅な費用負担の軽減等がなされるかを含めて、引き続き国の動向を注視していく必要があります。

また、リサイクルに適した単一素材プラスチックの拠点回収等による再資源化について、平成 27 年度に実施した持ち込み回収の実証事業の状況などを踏まえ、効率的な実施方法等の検討を行う必要があります。



ワンポイント：容器包装リサイクル法の改正

改正容器包装リサイクル法（平成 20 年 4 月改正完全施行）は、附則第 4 条において、施行後 5 年を経過した場合に法の施行状況を勘案し、必要があると認める時は、法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとしています。

平成 25 年 9 月から、環境省・経済産業省が合同で容器包装の 3 R 推進に関する小委員会を開催して法の施行状況の評価検討を行い、平成 28 年 5 月に取りまとめられた報告書では、自治体の負担感軽減策について十分に議論を重ねていくべきであると提言しています。

引き続き国の動向を注視するとともに、自治体が要望している拡大生産者責任⁵²の考え方に基づく自治体の費用負担の見直しやリサイクル対象品目の拡大など、改正内容を見極める必要があります。



ワンポイント：プラスチック製容器包装の再資源化手法

プラスチック製容器包装の再資源化には多くの費用がかかりますが、いったいどのように再資源化しているのでしょうか。再びプラスチックの原料とする手法（マテリアルリサイクル）を想像する人が多いと思いますが、その他にも、化学分解によりガスや油を作り出す手法（ケミカルリサイクル）や、燃やして発電などのエネルギーとして利用する手法（サーマルリサイクル）があります。

プラスチック製容器包装の製造、輸送、使用、廃棄など、全ての段階における環境負荷を評価し、最適な再資源化手法を検討する必要があります。



ワンポイント：海のマイクロプラスチック汚染

海を漂う廃棄物の中でも、プラスチックは自然に分解して無くなることなく、微細なプラスチックは海洋生物が餌と間違えて誤飲することがあり、生態系への影響が懸念されています。国境を越えて移動するプラスチック廃棄物の削減は、世界を挙げて解決すべき課題となっています。

③ 生ごみの再資源化の推進

現在、家庭系生ごみの分別収集は、特別地区事業として4地区において実施しています。焼却処理量の削減に寄与しますが、家庭系生ごみの分別収集特別地区事業⁵³の段階的な拡大については、市内の民間処理施設が拡充計画を実施しても処理能力が不足し、市が生ごみ資源化施設を整備することも難しく現実的でないことから、生ごみ対策を抜本的に考え直す必要があります。

家庭系生ごみは焼却ごみの半分近くを占めており、さらなる減量・再資源化の対象として積極的に対策を講じるべきであり、各家庭で取り組める新たな事業を実施するなど、発生抑制に向けた普及啓発を強化する必要があります。

また、事業系生ごみも焼却ごみの半分を占めており、発生抑制や再資源化の促進を図るため、排出事業者に対する啓発や支援を行うとともに、食品リサイクル対応の民間再資源化処理施設へ誘導する必要があります。

2.2.2 本計画に求められる重点課題

前計画では、前述のとおり「プラスチック製包装容器の再資源化」、「剪定枝等の再資源化」、「生ごみ再資源化の拡大」が未実施であったため、「焼却処理量」の計画値を達成できませんでした。これら未実施3事業は、現時点で実施が困難である事業や、費用対効果（p. 26 参照）の面で慎重に検討すべき事業があることから、本計画では施策展開の方法を工夫し、実効性の高い計画事業を展開していく必要があります。特に生ごみについては、ごみ組成分析によると可燃ごみ排出量の多くを占める状況にあることから、発生抑制や再資源化に重点的に取り組む必要があります。

また、未実施3事業に加えて、東日本大震災の影響による民間エコセメント施設の稼働停止により焼却灰の再資源化量が減少したことから、「再生利用率」と「最終処分量」の計画値を達成できませんでした。次期計画では、分別を徹底しつつ、新たな再資源化品目を検討するなど、廃棄物から資源物への転換を図るとともに、エコセメント化以外の方法で焼却灰の再資源化量を増やしていく必要があります。

このほか、既存事業の拡充や新規事業を実施してさらなるごみの減量・再資源化を目指すとともに、清掃工場等の整備を計画的に進めていくことで、3用地2清掃工場運用体制（p. 1 参照）による安定的かつ継続的な処理体制を確立することが求められます。

第3章 基本理念・基本方針

3.1 基本理念等の位置づけ

スローガン・基本理念・基本方針の位置づけは、以下のとおりとします。

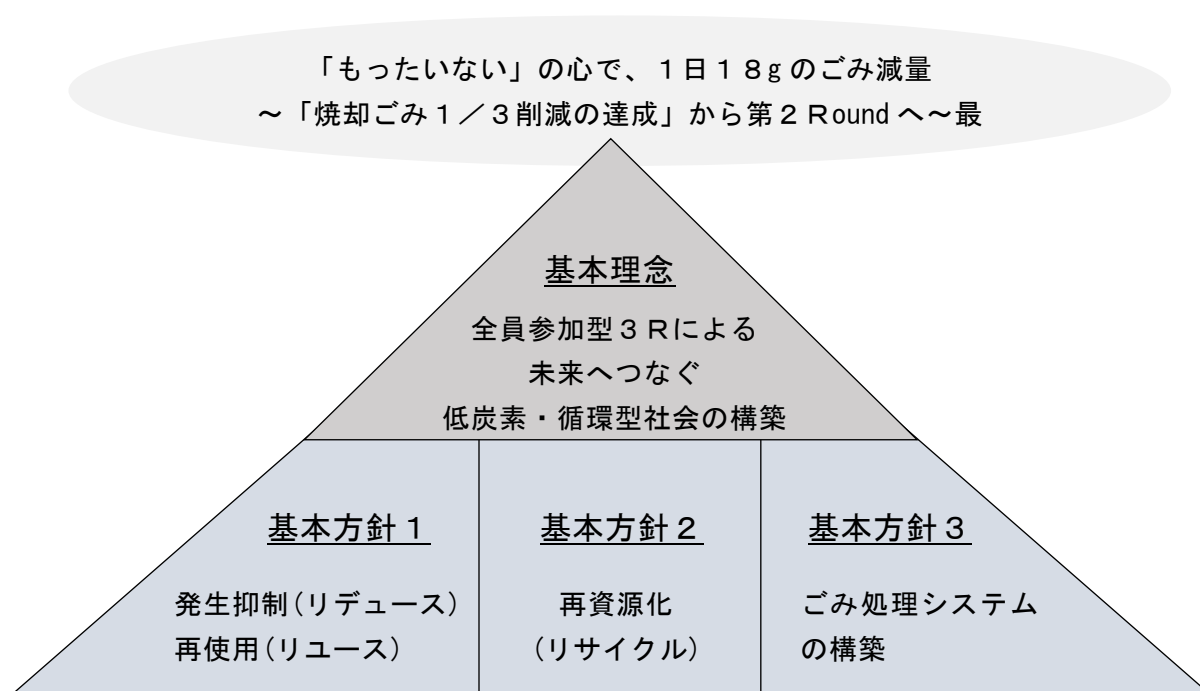
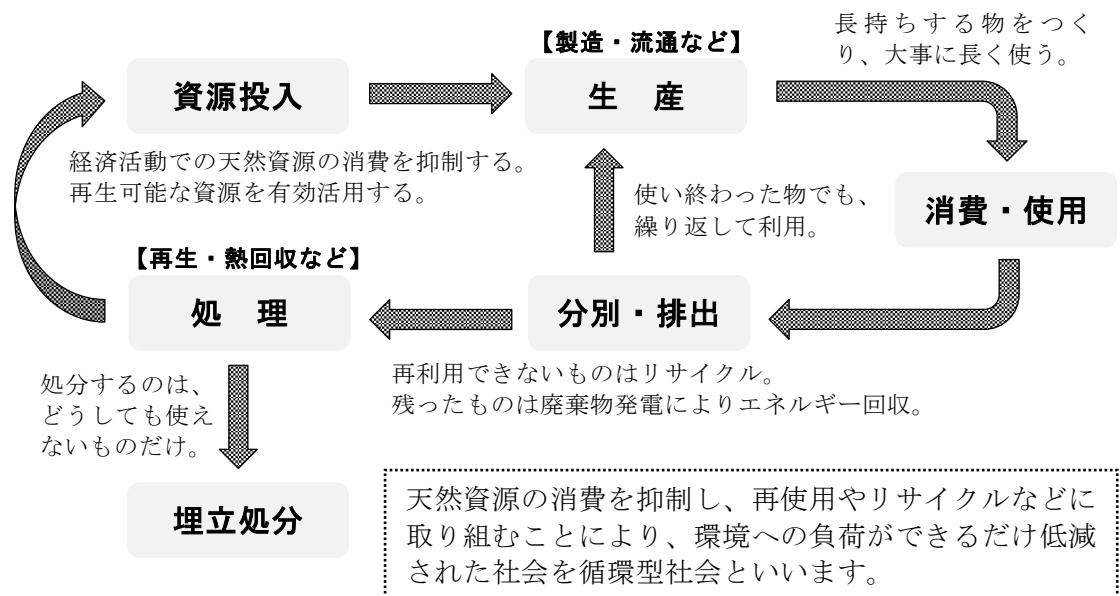


図 3-1 スローガン・基本理念・基本方針の構造

基本理念を達成するための基本方針は、前計画の構造を踏襲し、「発生抑制(リデュース)・再使用(リユース)」「再資源化(リサイクル)」「ごみ処理システムの構築」の3つから構成し、それぞれの基本方針に向けた具体事業を立案・実施していくこととします。



ワンポイント：循環型社会



ワンポイント：低炭素社会

【基本理念】

カーボン・ミニマムの実現

二酸化炭素の排出を最小限に抑える。

豊かさを実感できる 簡素な暮らしの志向

大量消費社会を脱却し、「もったいない」に価値を置いて生活の質を高める。

自然との共生

豊かで多様な自然環境を保全し、自然と調和・共生した社会をつくる。

地球温暖化の原因となる、二酸化炭素などの温室効果ガスの排出を少なくする社会を低炭素社会といいます。

【取り組むべきこと】

(1) 移動

- ・公共交通機関の利用
- ・次世代自動車の導入

(2) 居住空間・就業空間

- ・高断熱な住宅等の整備
- ・高効率エネルギー機器の普及

(3) 産業

- ・低炭素型のエネルギー供給や製造技術の実現

(4) 消費者選択

- ・商品・サービスの二酸化炭素排出量を「見える化」
- ・消費者の意識変化を促す

(5) 森林・農業

- ・二酸化炭素の吸収源
- ・バイオ燃料などのエネルギー供給源

(6) まち

- ・人口・資本の集積に応じたコンパクトな都市の形成

3.2 基本理念

国は「循環型社会形成推進基本計画」等において、低炭素社会（p. 30 参照）を考慮した循環型社会（p. 30 参照）を形成するため、国民、行政、事業者、NPO等の多様な主体が、それぞれの役割を果たしていく必要があるとしており、とりわけ、3Rの中でも優先順位の高い2R（リデュース・リユース）の取組みを優先（p. 31 参照）する社会システムの構築を目指すこととしています。

また、国は、大規模な自然災害等による膨大な災害廃棄物の処理についても迅速かつ適切に対応できるよう、廃棄物処理システムの強靱化について掲げています。

一方、本市の状況としては、平成19年度から取り組んできた「焼却ごみ1/3削減」の目標を達成したことから、今後は、3用地2清掃工場運用体制（p. 1 参照）による安定的かつ継続的なごみ処理体制を確立するとともに、低炭素社会（p. 30 参照）を考慮した循環型社会（p. 30 参照）を構築するため、一層のごみ減量・再資源化を推進し、長期的視点によるごみ処理施設を整備する必要があります。

このような状況を踏まえ、市民・事業者・市の3者が優先順位の高い2Rを優先しつつ、3Rに取り組むことにより、低炭素社会（p. 30 参照）を考慮した循環型社会（p. 30 参照）の構築を目指すことで、良好な環境と資源を引き継ぐ「持続可能な社会」を実現していくことを、最上位の目標として位置づける必要があることから、計画期間における本市の基本理念は以下のとおりとします。

基本理念

**全員参加型3Rによる 未来へつなぐ
低炭素・循環型社会の構築**



ワンポイント：3Rの優先順位

廃棄物は、いったん発生してしまえば、資源として循環的な利用を行う場合であっても、少なからず環境への負荷を生じさせるため、廃棄物を発生させないリデュース（発生抑制）が最も効果的です。リユース（再使用）は、製品等の形状を維持したまま使用することから、リサイクル（再利用）に比べて資源の減失が少なく、また、その過程から発生する廃棄物等の量も少なくなります。

循環型社会形成推進基本法において、環境負荷を低減するための基本原則として、第1にリデュース、第2にリユース、第3にリサイクル、第4に熱回収、最後に処分として優先順位を定めています。

3.3 基本方針

基本理念の達成に向けて、本計画の内容を3つに分け、それぞれに掲げた基本方針に従い個別の事業を展開していくこととします。

個別事業については、費用対効果（p. 26 参照）を勘案しつつ、市民・事業者・市の3者が意欲的に取り組むことのできる事業を設定し、数値目標を達成するための道筋を示します。

また、費用対効果（p. 26 参照）は、コスト面だけでなく、効果として、ごみ削減量に加え地球環境にやさしいことや3Rにつながることも評価し、1人あたりの排出量（原単位）を減らしていくことを目指します。

具体的な事業の立案にあたっては、ごみ減量・再資源化に向け、市民、事業者や業界団体の意見を聴きながら、市民・事業者・市の3者がそれぞれ何をすべきかをわかりやすく発信していきます。

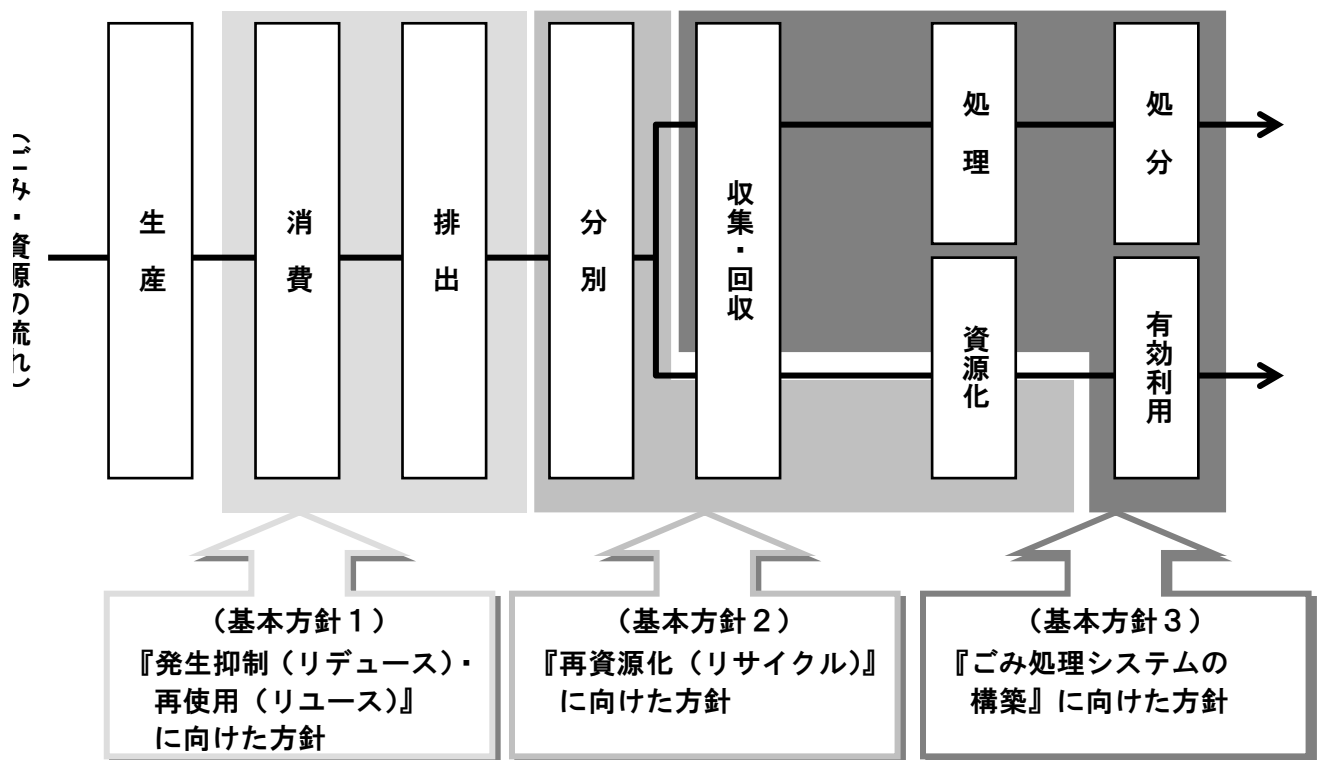


図 3-2 本計画の内容と各基本方針の領域

基本方針 1

1人ひとりがごみを出さないライフスタイル・ビジネススタイルの確立による、2R（リデュース・リユース）を目指します。

ごみの排出者である市民・事業者が、ごみの減量に対する理解と関心を深め、3Rのうち優先すべき発生抑制（リデュース）・再使用（リユース）に取り組めるよう啓発事業を実施し、ごみを出さない社会づくりを推進する必要があります。

年齢層や事業所種別など状況に見合ったきめ細やかな普及・啓発により、市民・事業者1人ひとりにごみ減量意識を浸透させ、ごみを出さないライフスタイル・ビジネススタイルの確立を図ることで、2R（リデュース・リユース）を推進していきます。

基本方針 2

再生利用率を高めるための効果的な再資源化施策と、市民・地域・事業者との協働や地域活動への支援により、さらなる焼却ごみ量の削減を目指します。

3用地2清掃工場運用体制（p.1 参照）における安定的かつ継続的なごみ処理に向けた焼却ごみ量の削減を確実なものにするため、施策を強化するとともに、焼却灰の量を少なくすることで最終処分場の延命化を図ることが重要です。

前計画では、「一歩先へ」をビジョンに掲げ、プラスチック製包装容器、剪定枝等、生ごみなど、数多く再資源化対象を拡充することを目指しましたが、焼却ごみ1/3削減目標の達成や、人口50万人以上の自治体の中で再生利用率が全国第1位となっていることを踏まえ、本計画では、費用対効果（p.26 参照）等を勘案し未実施3事業の見直しを行うなど「再生利用率を高める効果的な再資源化」という現実重視の視点にシフトしていきます。

また、再資源化の推進においては、地域コミュニティや事業者との連携が不可欠であることから、市民・地域・事業者・行政の連携を強化するとともに、地域におけるごみ減量・再資源化を推進する人材の育成を目指していきます。

基本方針 3

低炭素・資源循環へ貢献する、経済・効率性と安定・継続性に優れた、強靱なごみ処理システムの構築を目指します。

低炭素・循環型社会（p. 30 参照）に貢献するとともに、資源循環を含めた経済・効率性や安定・継続性に優れたごみ処理体制の構築を目指していきます。加えて、国による災害廃棄物対策の考え方と整合を図り、大規模な自然災害等による膨大な災害廃棄物の処理等のリスクを回避できる強靱な処理システムの構築を目指し、「経済・効率性」と「強靱」のバランスを考慮することが重要です。

また、処理施設の整備にあたっては、廃棄物エネルギーを有効活用して、環境にやさしく、地球環境の向上に寄与できるような施設にするとともに、施設整備計画や整備費用について、市民にわかりやすく説明します。

第4章 計画フレームと数値目標

4.1 計画フレーム

4.1.1 計画期間

一般廃棄物処理施設の整備方針等について定めた「千葉市一般廃棄物処理施設整備計画」との整合を図るため、図4-1に示すとおり、平成29年度からの15年間を計画期間とします。

期間の区切りとしては、5年後の平成33年度と10年後の平成38年度を中間目標年度とし、平成43年度を目標年度とします。

なお、本計画は概ね5年ごとに見直しを行い、社会・経済情勢の大きな変化があった場合や、国における方針の変更など、計画の前提となる諸条件に大きな変動があった場合には、随時見直しを行うものとします。

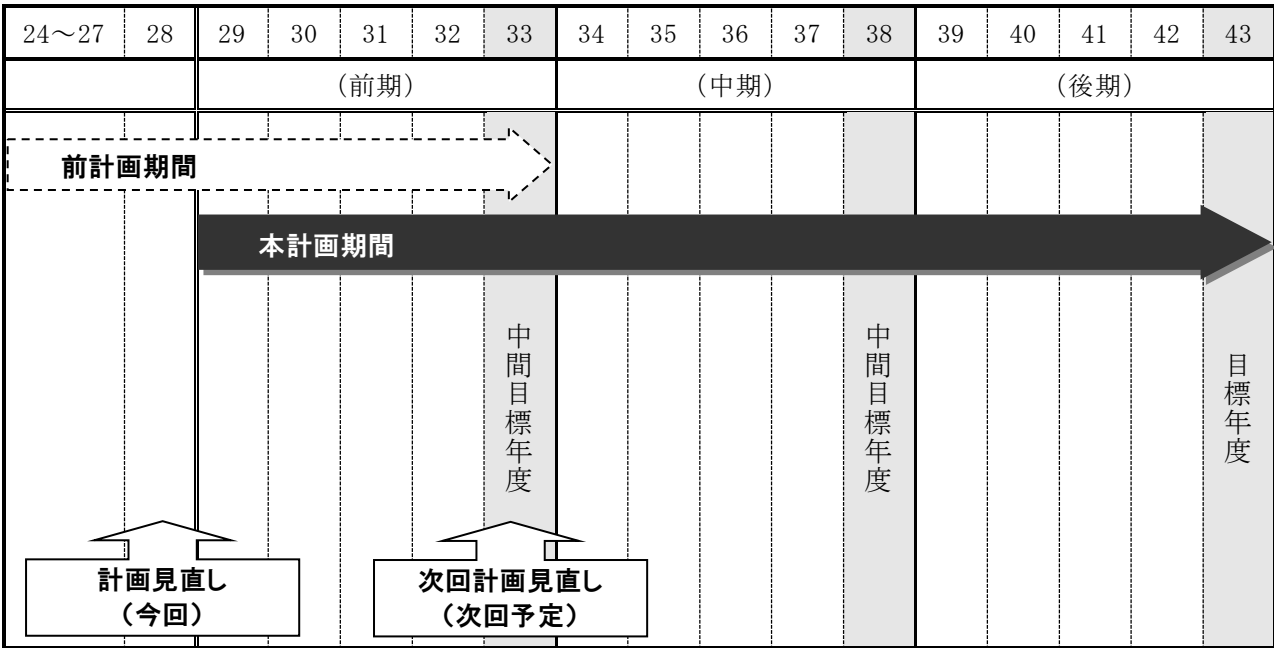


図 4-1 計画の期間

4.1.2 計画フレーム

将来のごみ量推計や施策展開による減量効果を勘案し、平成33年度、38年度及び43年度のごみ処理指標の計画値を表4-1のとおりとします。

表 4-1 計画フレーム

区分	単位	実績	計画		
		H27年度	H33年度	H38年度	H43年度
人口	(千人)	965	972	957	931
①総排出量	(千t)	367	368	363	354
	(g/人・日)	(1,041)	(1,037)	(1,037)	(1,037)
家庭系	(千t)	226	226	223	217
	(g/人・日)	(641)	(637)	(637)	(637)
事業系	(千t)	141	142	140	136
	(g/人・日)	(400)	(400)	(400)	(400)
②ごみ排出量	(千t)	260	250	246	240
	(g/人・日)	(737)	(704)	(703)	(703)
家庭系	(千t)	181	176	173	169
	(g/人・日)	(513)	(495)	(495)	(495)
事業系	(千t)	79	74	73	71
	(g/人・日)	(224)	(209)	(208)	(208)
③資源物回収量	(千t)	107	118	117	114
	(g/人・日)	(304)	(333)	(334)	(334)
家庭系	(千t)	45	50	50	49
	(g/人・日)	(128)	(142)	(142)	(142)
事業系	(千t)	62	68	67	65
	(g/人・日)	(176)	(191)	(191)	(192)
④焼却処理量	(千t)	253	242	241	235
	(g/人・日)	(716)	(682)	(690)	(689)
家庭系	(千t)	174	168	168	164
事業系	(千t)	79	74	73	71
⑤処理後再生利用量	(千t)	12	12	21	21
⑥再生利用量(③+⑤)	(千t)	120	130	138	134
⑦再生利用率(⑥/①)	(%)	33	35	38	38
⑧最終処分量	(千t)	21	23	13	13
⑨最終処分率(⑧/①)	(%)	6	6	3	3
⑩温室効果ガス排出量	(千t)	90	82	80	78

注1) 表中の数値については、端数調整のため、合計等が一致しない場合がある。

注2) 家庭系ごみ：可燃ごみ＋不燃ごみ＋有害ごみ＋家庭系資源物（びん・缶・ペットボトル・古紙・布類・生ごみ・剪定枝等）＋粗大ごみ＋その他（集団回収＋古紙回収庫＋使用済小型家電拠点回収＋廃食油資源回収＋その他の資源回収）

注3) 事業系ごみ：可燃ごみ＋不燃ごみ＋事業系資源物（古紙・布類・びん・缶・金属＋生ごみ＋剪定枝＋その他市が把握可能な資源物）

注4) 再生利用率＝再生利用量（処理前再生利用量＋処理後再生利用量）÷総排出量×100

注5) 処理後再生利用量＝破碎後資源化量＋焼却残渣資源化量

注6) 温室効果ガス排出量：清掃工場における排出量から売電等による控除分⁵⁴を差し引いた量

注7) 表中の（ ）は原単位（市民1人1日あたりの排出量）を示す。

4.1.3 想定する事業効果

「第5章 目標達成に向けた施策展開」に示す各事業の実施によって見込まれるごみ減量・再資源化量は、表 4-2 のとおりです。

表 4-2 想定する事業効果（平成43年度）

基本方針	事業分類	記号	具体事業	家庭系		事業系	
				発生抑制・再使用	再資源化	発生抑制・再使用	再資源化
1	ルール	1	ごみ減量のための「ちばルール」の普及・拡大	○		○ ※現状維持	
	情報提供	2	3R教育・学習の推進及びごみ処理に関する情報の共有化	○		○ ※現状維持	
		3	発生抑制（リデュース）・再使用（リユース）の促進	○		○ ※現状維持	
	動機づけ	4	料金の見直しによるごみの排出抑制	○ ※現状維持	△	○ ※現状維持	△
		5	生ごみの排出抑制の推進	◎ 1,000			
	行動	6	国及び他自治体との連携				
		7	きれいなまちづくりの推進				
		8	不法投棄の防止				
		9	C-EMSによる市庁舎等における率先した3Rの推進			○ ※現状維持	
2	ネットワーク	10	市民・事業者との協働による再資源化の推進・支援		△		△
	分別の徹底	11	ごみ排出ルールの遵守・指導徹底		○		
		12	事業所ごみの排出管理・指導の徹底			△ ※現状維持	◎
	分別の推進	13	多様な排出機会の提供と動機づけによる古紙等の再資源化の推進		○ ※現状維持		◎ 500
		14	剪定枝等の再資源化の推進		◎ 5,500		◎ 2,000
		15	生ごみの再資源化の推進		○ ※現状維持		◎ 2,800
		16	清掃工場における事業系ごみの搬入物検査の実施			△ ※現状維持	◎
	分別の拡充	17	さらなる再資源化品目の検討・推進施策				
3	収集運搬	18	収集運搬体制の合理化				
		19	ごみ出し支援サービスの実施				
	再資源化	20	民間の活用を取り入れた再資源化システムの構築				
		21	焼却残渣の再生利用の推進				◎ 23,000
	焼却処理	22	焼却処理施設の長期的な運用計画の推進				
	最終処分	23	最終処分場の適正管理				
		24	安定的・効率的な処理体制を目指した清掃工場の計画・整備				
		25	安定的・効率的な処理体制を目指したリサイクル施設の計画・整備				
		26	安定的・効率的な処理体制を目指した最終処分場の計画・整備				
	適正処理困難物	27	適正処理困難物等の処理推進				
総排出量減量効果			合計	1,000	1,000		
焼却処理量減量効果			合計	11,800	1,000	5,500	5,300
焼却・溶融残渣資源化効果			合計	23,000			23,000

◎：直接的な効果を見込む事業 ○：他の事業との複合的な効果を見込む事業 △：他の事業への間接的な効果を見込む事業

4.2 数値目標

4.2.1 数値目標の項目

本計画では、計画の全容を可能な限り網羅し、基本理念の達成状況を把握する指標として、以下の5項目を数値目標として掲げます。

これら5つの数値目標と計画範囲及び基本方針との関係を図 4-2 に示します。

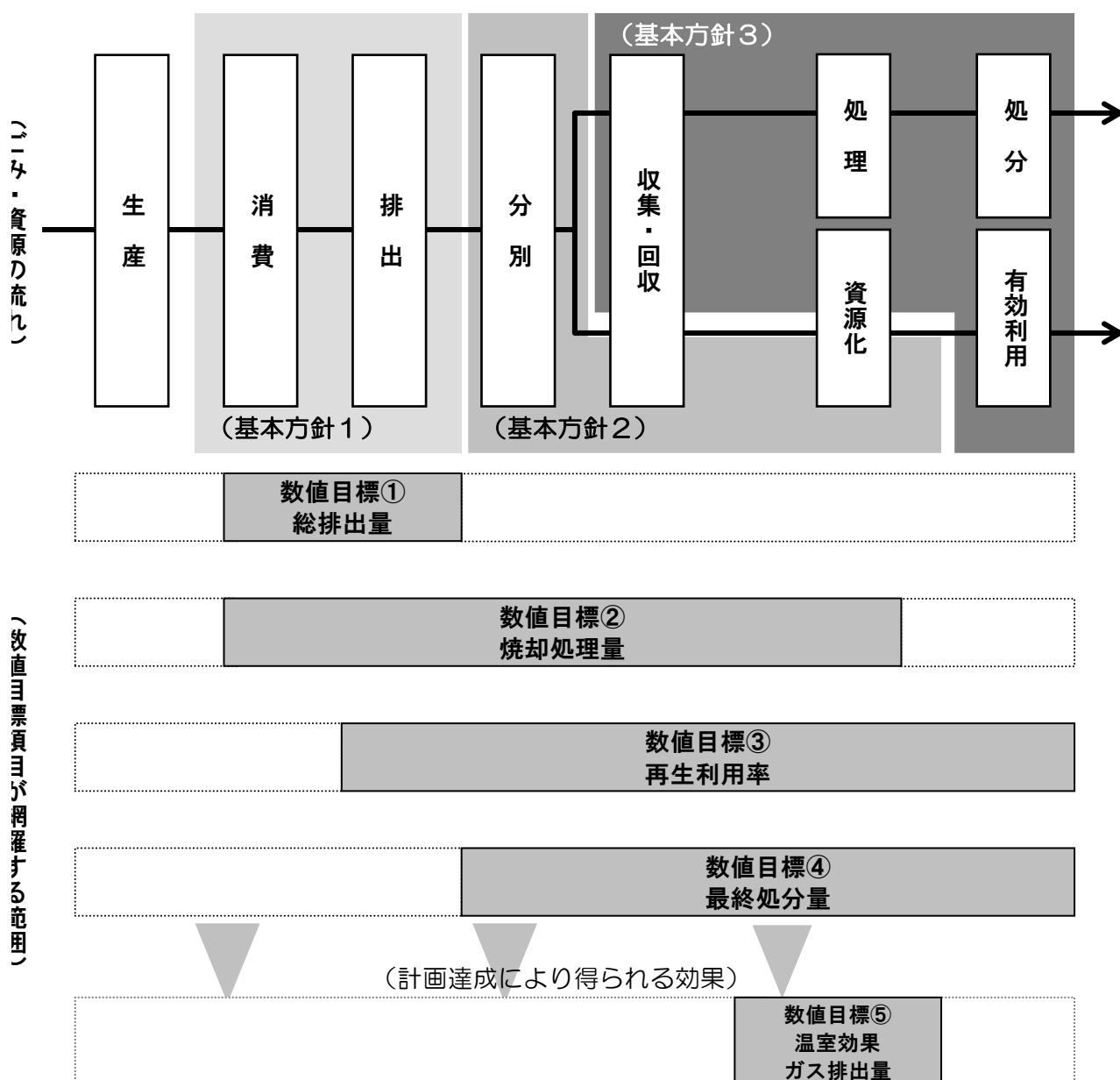


図 4-2 本計画の内容と数値目標項目の関係

4.2.2 数値目標達成のイメージ

前項に示した5つの数値目標について、平成43年度を目標年度として達成すべき具体的な数値を掲げます。循環型社会（p.30 参照）の構築を測る数値目標として、3Rの効果が直接的に表れる「総排出量」「焼却処理量」「再生利用率」「最終処分量」が該当し、低炭素社会（p.30 参照）の構築を測る数値目標として「温室効果ガス排出量」が該当します。これらの目標は、1人ひとりの市民とすべての事業者が参加して行動に移し、未来へつないでいくことで初めて達成されます。

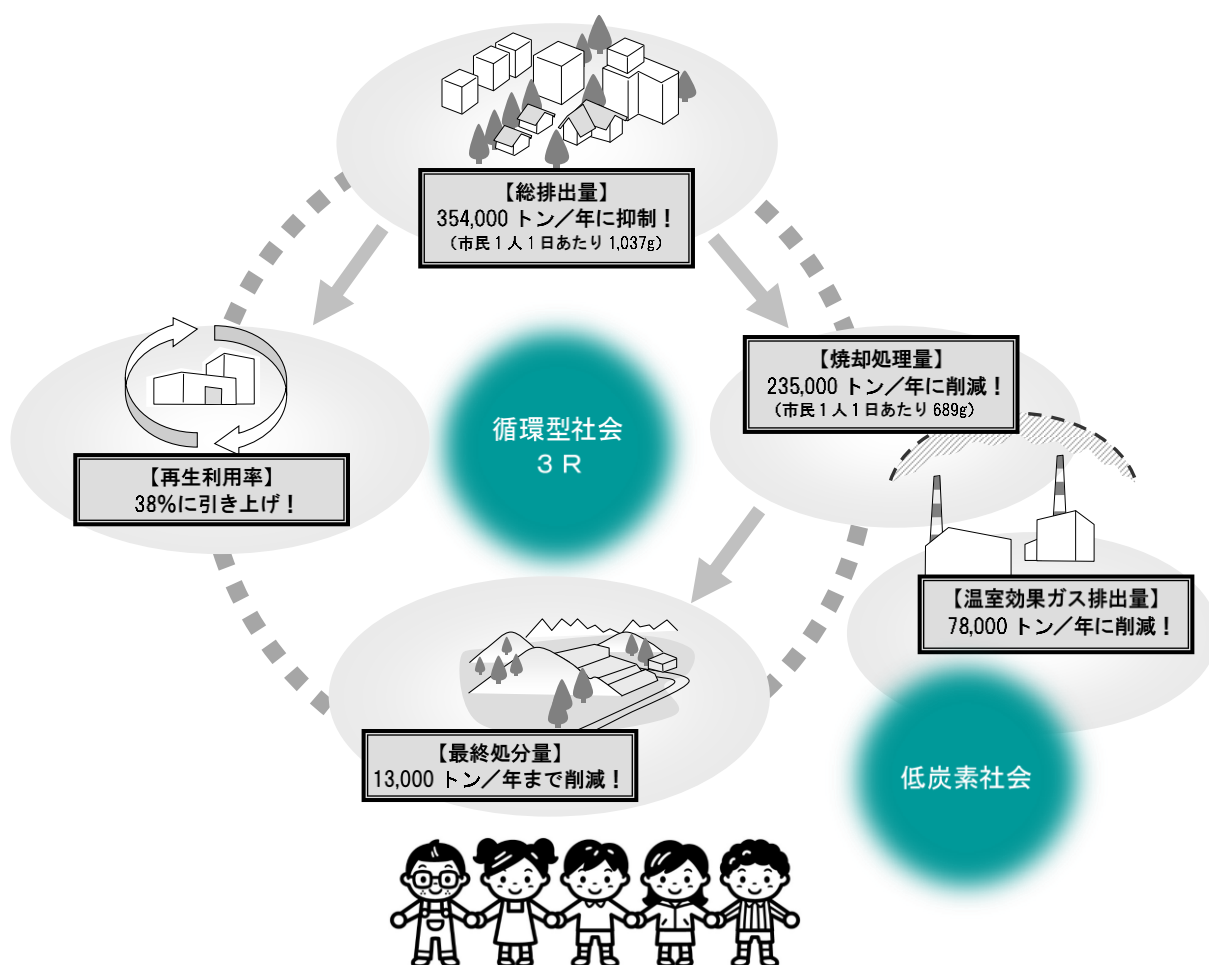


図 4-3 平成43年度の目標達成のイメージ

4.2.3 数値目標

数値目標 1 総排出量

平成 43 年度の総排出量を **354,000 トン以下** に抑制します。

(市民 1 人 1 日あたり 1,037g)

(平成 27 年度は 1,041g)

循環型社会 (p. 30 参照) を実現するためには、まずリデュース (発生抑制)、リユース (再使用) に取り組み、ごみを作らない・出さない環境づくりを推進することが重要です。

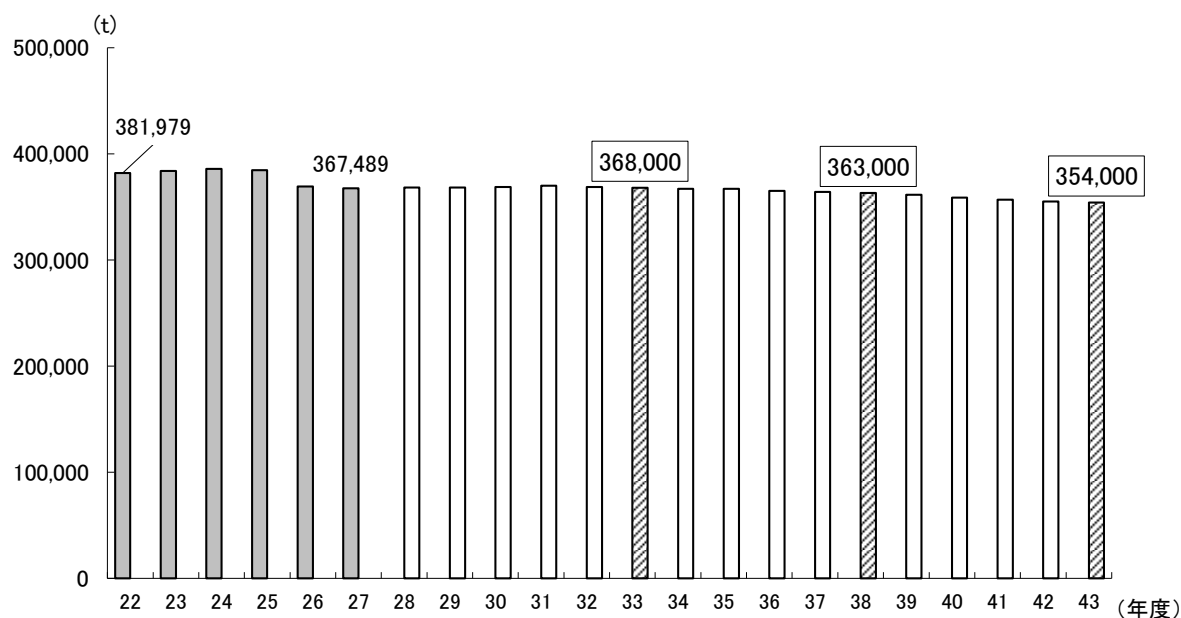
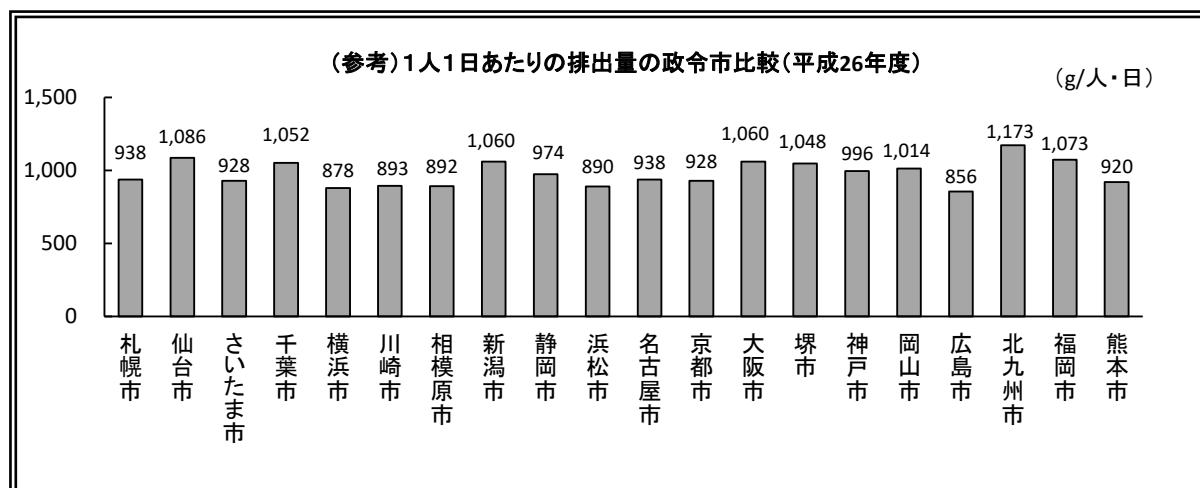


図 4-4 数値目標 1 (総排出量)



数値目標 2 焼却処理量

平成 43 年度の焼却処理量を **235,000 トン以下** に削減します。

(市民 1 人 1 日あたり 689g)

(平成 27 年度は 716g)

3 用地 2 清掃工場運用体制 (p. 1 参照) 移行後に安定的・継続的なごみ処理を実現するためには、3 R の取り組みを一層推進し、焼却処理量を削減することが重要です。

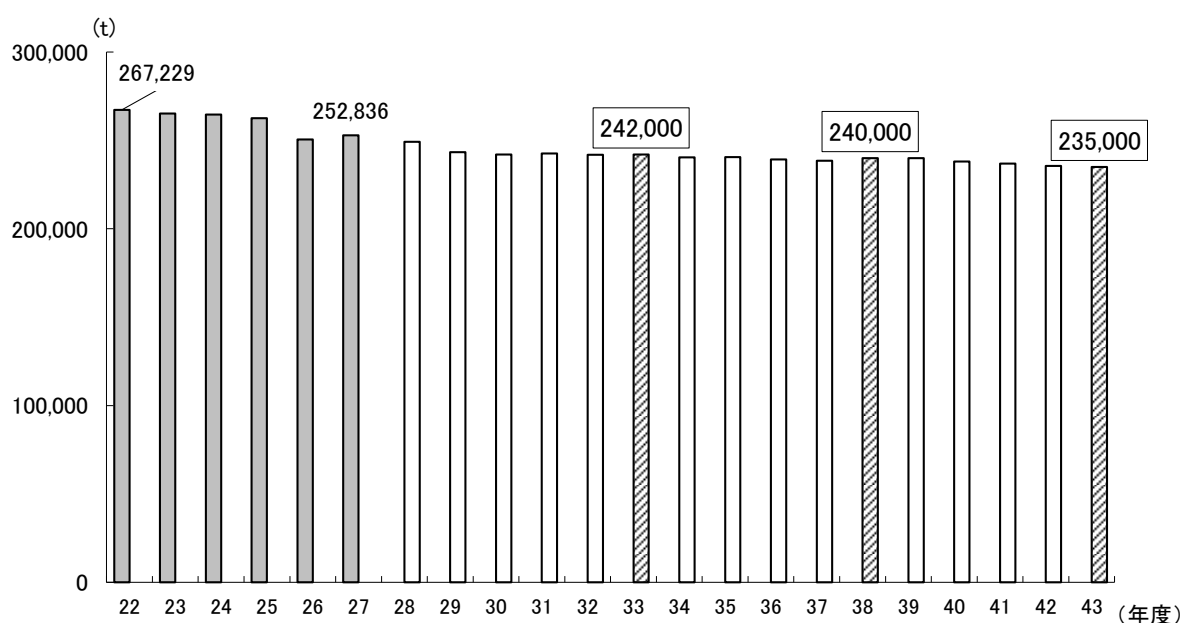
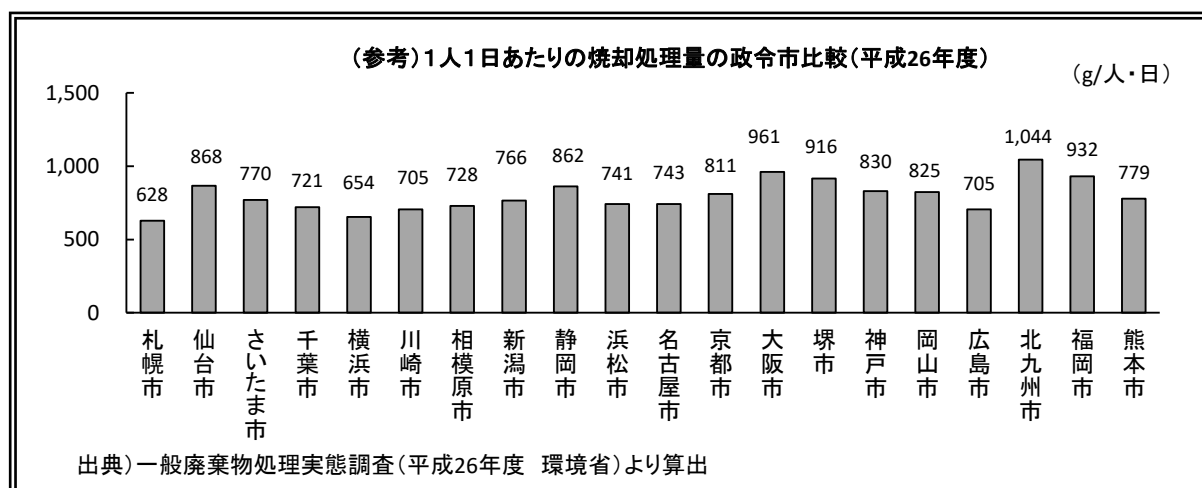


図 4-5 数値目標 2 (焼却処理量)



数値目標 3 再生利用率

平成 43 年度の再生利用率を **38%以上** に引き上げます。

不用品を再び資源として活用することで、新たな資源の消費を抑制し、環境負荷の低減につなげることが重要です。

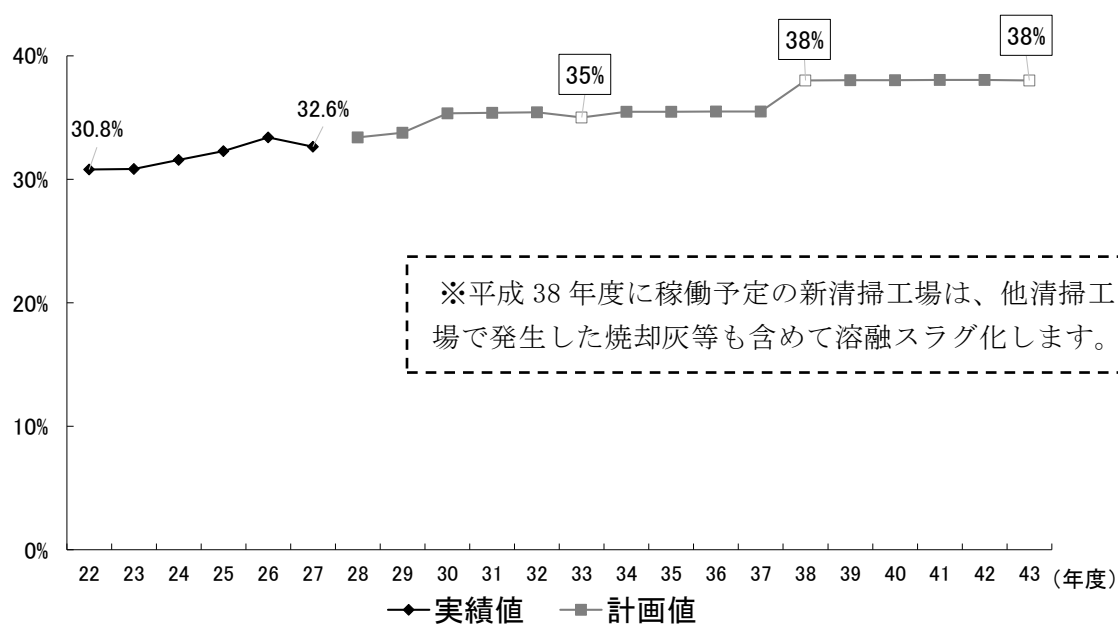
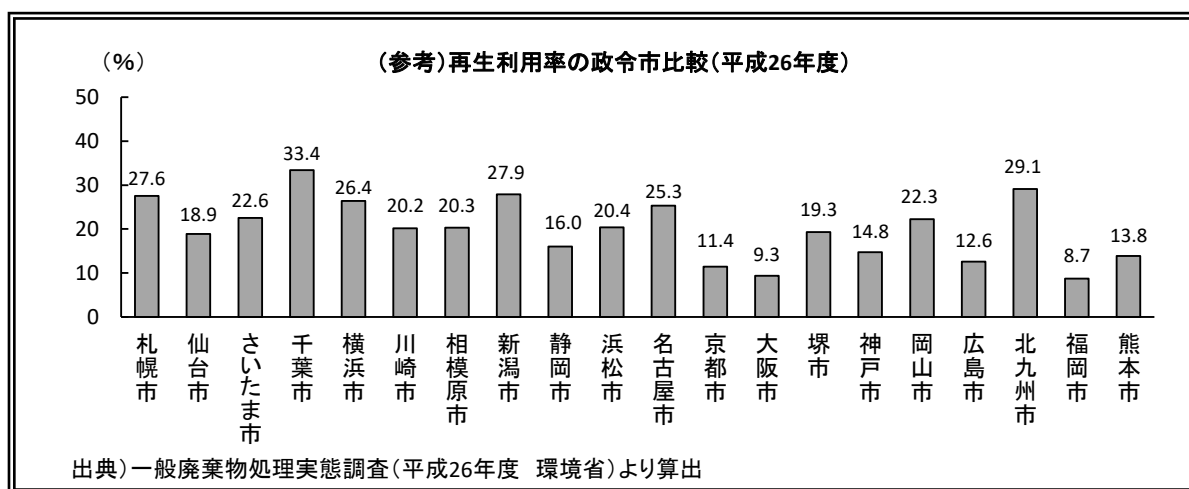


図 4-6 数値目標 3 (再生利用率)



数値目標4 最終処分量

平成43年度の最終処分量を **13,000 トン以下** に削減します。

ごみの減量・再資源化を進めるとともに、焼却灰の溶融スラグ化等を行った結果、最終処分量は着実に減少してきましたが、現在受け入れ可能な最終処分場は新内陸最終処分場のみであることから、最終処分量をさらに削減し、最終処分場の延命化を図っていく必要があります。

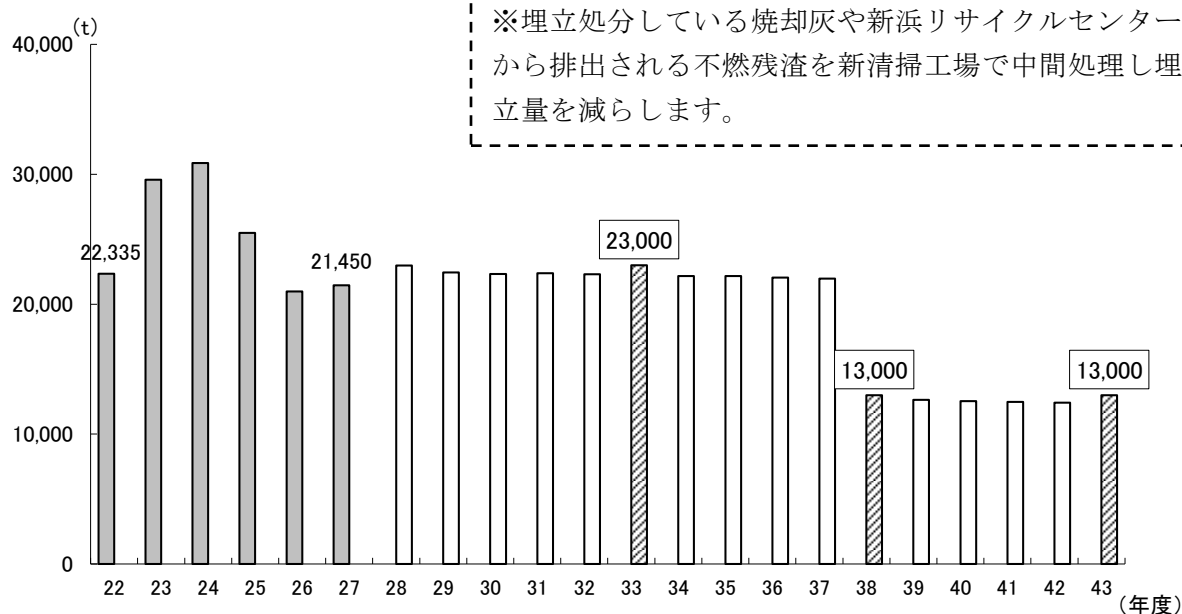
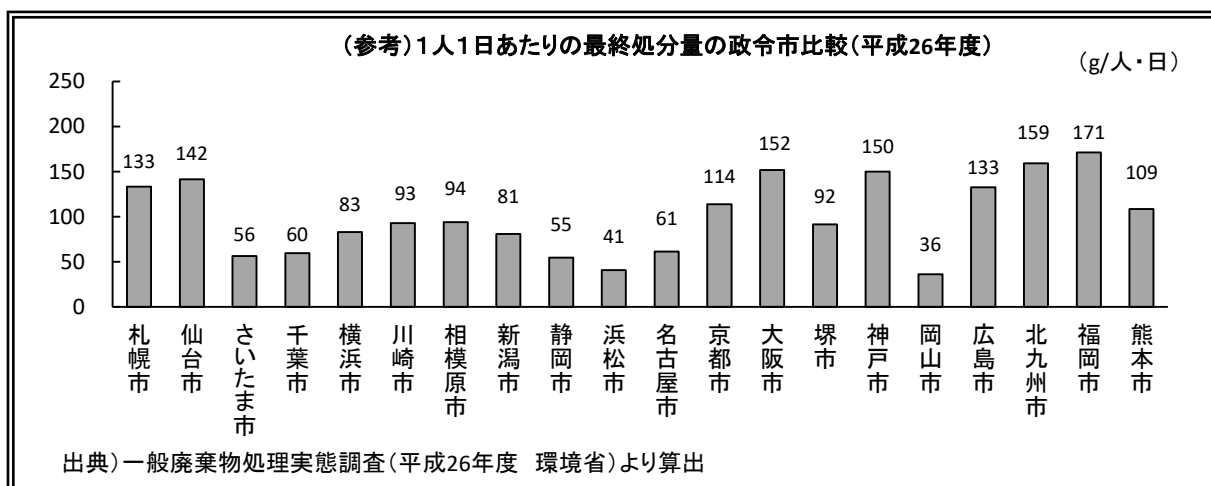


図 4-7 数値目標4（最終処分量）



数値目標5 温室効果ガス排出量

平成43年度の温室効果ガス排出量を **78,000 トン以下** に削減します。

市の事務事業に伴い排出される温室効果ガスの約4割を清掃工場で占めることから、焼却ごみ量を減らすとともに、ごみの焼却過程で発生する熱エネルギーを活用した高効率な発電等が可能な新清掃工場を整備することで温室効果ガス排出量を削減し、低炭素社会（p.30 参照）を考慮した循環型社会（p.30 参照）の実現を目指します。

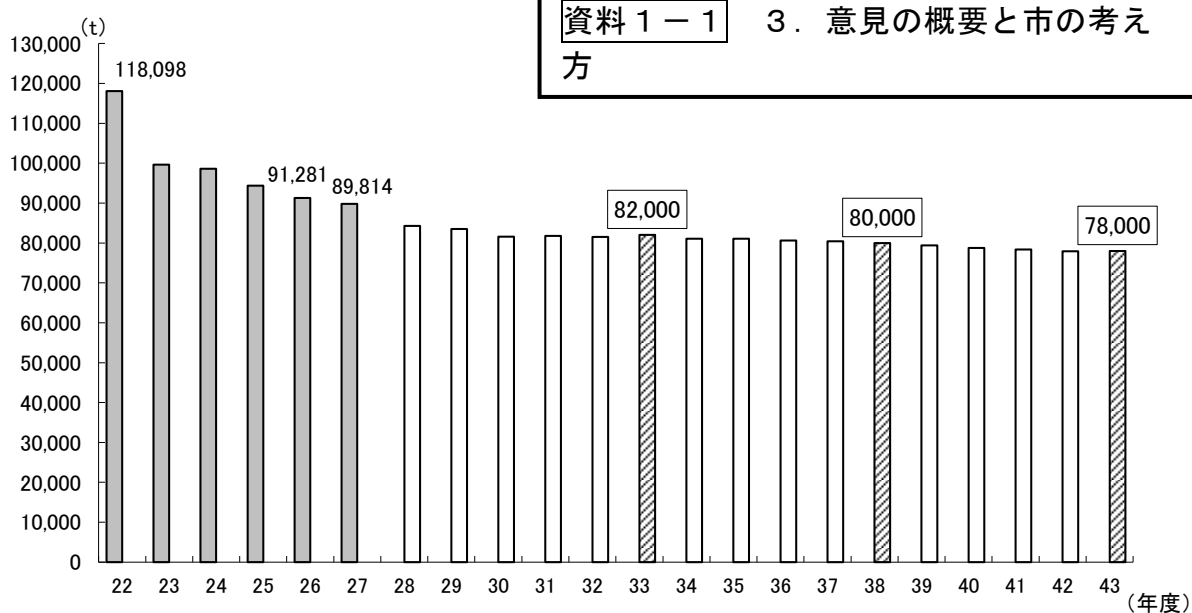


図 4-8 数値目標5（温室効果ガス排出量）

4.2.4 ごみ減量の内訳

(1) 家庭系ごみの排出抑制・分別資源化

本計画の達成に向け、平成 43 年度の家庭系ごみの 1 人 1 日あたりの排出量を以下のように設定します。

- ① 市民 1 人ひとりが生ごみの排出抑制に取り組むことで、平成 27 年度に対し 3g 削減します。

② 剪定枝等を可燃ごみではなく資源物として排出することで、平成 27 年度に対し 15g 削減します。

→合わせて、平成 27 年度に対し市民 1 人 1 日あたり 18g のごみを減量・再資源化します。

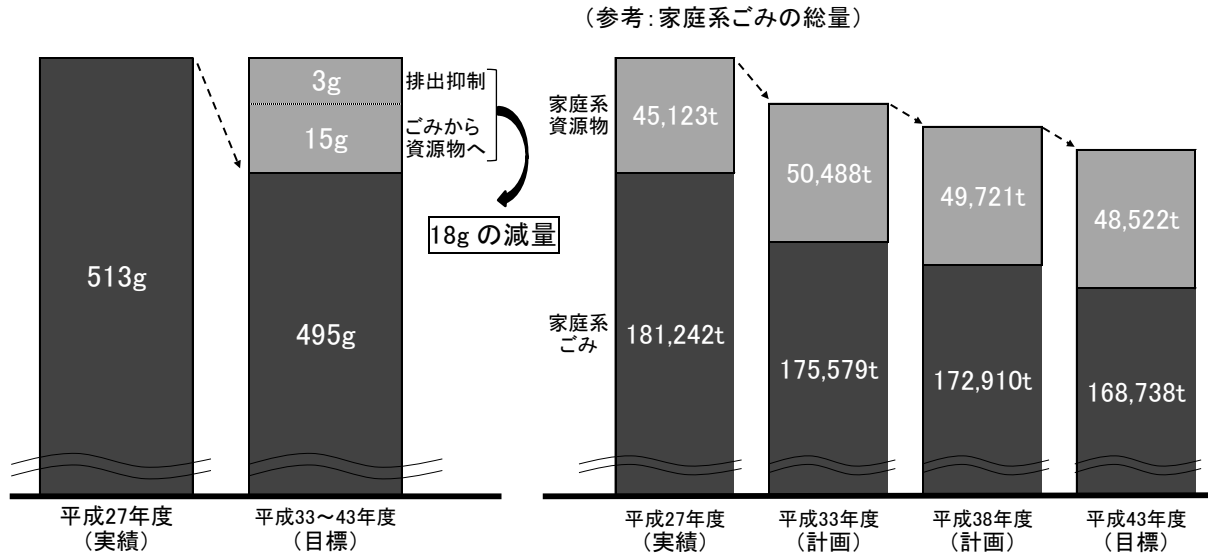


図 4-9 1 人 1 日あたりの家庭系ごみ排出量原単位の推移設定

ごみ減量に向けた市民の努力目標 ⇒1 人 1 日あたり約 72g (卵(LL サイズ)1 個)

① 排出抑制

例) 生ごみの減量 ⇒1 日約 24g ⇒毎月約 720g (茶碗 5 杯程度のご飯 or りんご 2 個分)

〔平成 27 年度実績で 513g の 1 人 1 日あたり排出量のうち、生ごみは約 240g と推測されます (p7 参照)。生ごみ減量処理機等の利用や水切り・食べ切りの実施により、約 24g のごみを削減することができます。〕

例) レジ袋の削減 ⇒1 日約 8g (参考: レジ袋(LL サイズ)1 枚 10g)

〔日々の買い物でレジ袋を貰わないことがごみ減量に繋がります。〕

② ごみから現行の資源品目への移行

例) 分別の徹底 ⇒1 日約 25g ⇒毎月約 750g (お菓子の空箱 45 個分 or ペットボトル 30 個分)

〔平成 27 年度の調査結果では、家庭系可燃ごみの中に 10.7% (p8 参照) の資源物品目が混入している状況です。これらの半分为資源物として適正に分別されれば、1 日あたり約 25g、毎月約 750g (お菓子の空箱 45 個分 or 500ml のペットボトル 30 個分) のごみを削減することができます。〕

③ ごみから新規の資源品目への移行

例) 剪定枝等の分別排出 ⇒1 日約 15g ⇒毎月約 450g (約 1 束)

分別収集を実施して剪定枝等を資源化する（p70 参照）ことで、1日あたり約15g、毎月約450g（剪定枝約1束分）のごみを削減することができます。

（２）事業系ごみの分別資源化

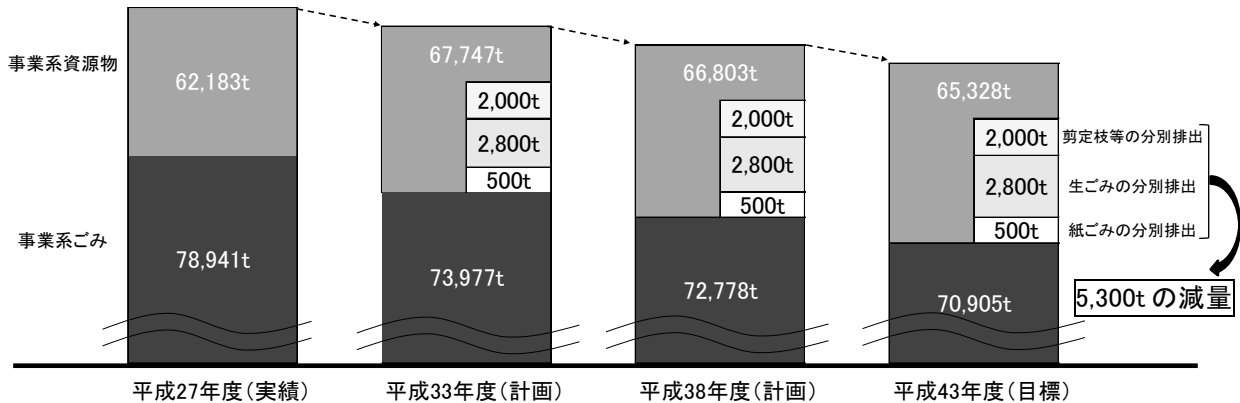
本計画の達成に向け、平成 43 年度の事業系ごみの排出量を以下のように設定します。

- ① 民間再資源化施設の活用を促進し、可燃ごみとして排出されている剪定枝等を分別資源化することで、平成 27 年度に対し 2,000t 削減します。

② 学校給食など市が排出する食品残渣を含め民間再資源化施設の活用を促進し、可燃ごみとして排出されている生ごみを分別資源化することで、平成 27 年度に対し 2,800t 削減します。

③ 古紙リサイクルオフィス町内会活動支援の強化や、事業系ごみ分別排出ガイドブックの配布などにより、可燃ごみとして排出されている紙ごみを分別資源化することで、平成 27 年度に対し 500t 削減します。

→合わせて、平成 27 年度に対し年間 5,300t のごみを減量・再資源化します。



注) 事業系ごみは排出主体が事業所であるため、市民 1 人 1 日あたりの量ではなく総量で設定している。

図 4-10 事業系ごみの分別資源化の推移設定

ごみ減量に向けた事業者の目標

① 剪定枝等の分別排出 ⇒約 2,000t

造園事業者等から発生する剪定枝等を民間施設へ搬入し資源化することで、約 2,000 トンのごみを削減することができます。

② 生ごみの分別排出 ⇒約 2,800t

学校給食などの食品残渣を民間施設で資源化するほか、民間バイオガス化施設の処理能力拡充に併せて事業者が生ごみの資源化に新たに取り組むことで、約 2,800 トンのごみを削減することができます。

③ 紙ごみの分別排出 ⇒約 500t

平成 27 年度の調査結果では、事業系可燃ごみの中にはまだ 10.6%の資源物品目が混入している状況です (p8 参照)。事業者が紙ごみの分別にさらに取り組むことで、約 500 トンのごみを削減することができます。

第5章 目標達成に向けた施策展開

5.1 発生抑制（リデュース）・再使用（リユース）に向けた施策

基本方針 1

1人ひとりがごみを出さないライフスタイル・ビジネススタイルの確立による、2R（リデュース・リユース）を目指します。

（1）施策展開の方向性

- ① ごみ減量のための「ちばルール」(p. 13 参照) に関する協定店の拡充、普及啓発及び取組みPRの強化や食品ロス削減の推進など新たな取組みの推進、幅広い年齢層が自発的にリデュース・リユースを中心とした3Rに取り組めるような世代別の環境学習プログラムの推進、民間事業者の情報提供等による不用品リユースの促進、C-EMSによる市庁舎等における率先した3Rの徹底など、既存事業の見直しを行いつつ、市民・事業者1人ひとりが積極的に取り組めるような事業を実施していきます。
- ② 生ごみ対策については、市民にごみ問題の重要性を認識してもらう最適な課題と位置付け、購入費用に対する補助金制度の拡充や使用方法のPRなどにより生ごみ減量処理機等の普及拡大を図るほか、生ごみの水分を減らす取組みを実施していきます。
- ③ 発生抑制のための普及啓発については、まだごみ減量に取り組んでいない人や事業者ターゲットを絞り、年齢層や事業者種別にも配慮した効果的なプログラムを設定し、きめ細やかに実施していきます。

(2) 施策の体系

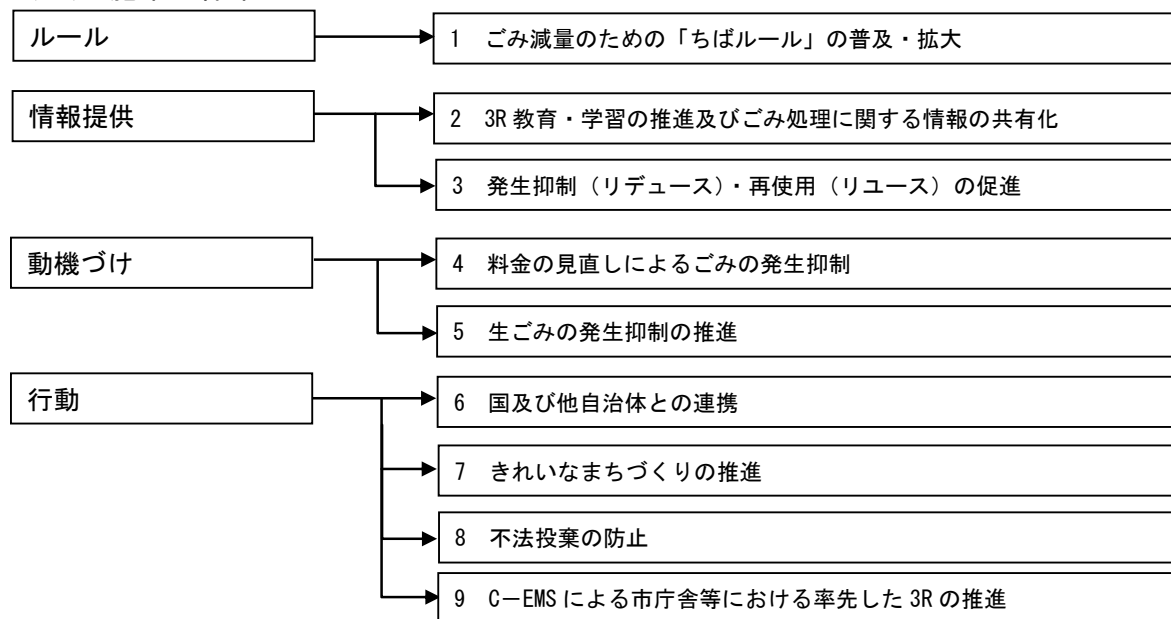


図 5-1 発生抑制（リデュース）・再使用（リユース）に向けた施策（基本方針1）の体系

各事業の実施スケジュールは、目標値設定のための目安であり、具体的実施・時期については、法律の改正や焼却ごみ量、財政状況等を勘案して判断します。

事業内容の（拡）（新）については以下の通りです。

※（拡）：前計画事業の拡充 （新）：新たに実施する事業

事業1

ごみ減量のための「ちばルール」の普及・拡大

●事業内容

(1) 「ちばルール」の普及啓発の強化

①積極的な「ちばルール」の普及啓発

各種広報媒体等を活用し、市民・事業者に対して「ちばルール」(p. 13 参照)の普及啓発を実施します。

(拡) ②「ちばルール」協定店の拡充と店頭回収品目の充実

「ちばルール」(p. 13 参照)協定店の拡充を図るほか、協定店が実施している店頭での資源物回収(食品トレイや段ボール等)について、より多くの再資源化品目の回収に取り組んでもらえるよう、品目の充実を働きかけます。

(2) 「ちばルール」の施策の推進

①優良店表彰制度の実施

ごみの減量や再資源化に貢献したちばルール(p. 13 参照)協定店に対し、市から表彰する優良店表彰制度を実施します。

(新) ②食べきり協力店制度による生ごみ減量・食品ロス削減の推進

中央区で実施されている飲食イベント「ちーバル」で、市内飲食店等と連携した「食べきりキャンペーン」等を継続実施するとともに、市内飲食店等に広く働きかけを行って新たに協定を結び、生ごみ減量・食品ロス削減をPRします。

(3) 「ちばルール」の効果検証と今後に向けた検討

「ちばルール」の各種取り組みによる効果を検証し、次の展開に向けた検討を行います。

●実施スケジュール

(年 度)	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43
(1) 「ちばルール」の普及啓発の強化	①② 実施中	継続・拡充														
(2) 「ちばルール」の施策の推進	① 実施中	継 続														
	② 新規	食べきり協力店制度の検討														
		食べきり協力店と協定を締結														
(3) 「ちばルール」の効果検証と今後に向けた検討	検討中	継 続														

事業2

3 R教育・学習の推進及びごみ処理に関する情報の共有化

●事業内容

(1) 3 R教育・学習の推進

①環境教材の製作・配布

環境教育に資する教材を製作し、市内の学校等へ配布します。

②3 R教育の実施

ごみの減量やリサイクル意識を生活習慣として定着させるとともに、循環型社会についての理解を深めるため、小学校で、ごみの分別方法や再資源化について体験学習する「ごみ分別スクール」を実施します。また、保育所・幼稚園では未就学児向け3 R啓発（3 R教育図書「へ～んしん」の紙芝居の読み聞かせ、分別ゲーム等）を行う「へらそうくんルーム」を実施し、幼児期から3 Rへの関心を促します。

(拡) ③環境学習プログラムによる積極的な3 Rの推進

小学生には「ごみ分別スクール」、中学生には中学校の生徒会等が中心となり、校内の古紙を収集する体験を通して古紙に対する関心を高める「古紙分別収集隊」、高校生には生ごみの減量など環境に配慮した調理法を学ぶ「エコレシビ⁵⁵料理講習会」、大学生には全国初となる市内大学の横断的組織である、ごみ減量ボランティアグループ「ちばくりん」による啓発など、世代別に強化する内容を変えて3 Rの啓発に取り組みます。

④地域社会における総合的な環境学習の実施

公民館などの地域に根差した場所で環境教育講座を開催するなど、総合的な環境学習を実施します。

(2) ごみ処理に関する情報の共有化

①出前講座等によるわかりやすい情報の提供

町内自治会等に働きかけを行い、「今すぐ実践！ごみ減量講習会」等を積極的に開催して、情報提供や意見交換する機会を増やしていきます。講習会等では、図表やごみ処理費用などを取り入れた資料による分かりやすい情報提供を心がけるとともに、分別やごみ減量に役立つ暮らしのアドバイスなどをお伝えし、市民の自発的な取り組みを支援します。

(拡) ②広報紙等による最新情報の提供

ごみ減量広報紙「GO！GO！へらそうくん」にタイムリーな情報を掲載するとともに、「家庭ごみの減量と出し方ガイドブック」の誌面を充実させます。また、市民の窓口である区役所や市民センターとの連携強化に加え、ごみステーションへの掲示やSNSなどの多様な広報手段を活用し、積極的な情報発信に努めます。

③町内自治会による地域住民への情報発信の支援

ごみ処理に関する情報を町内自治会が地域住民に速やかに伝達できるよう支援します。

④許可業者等と連携した情報提供

資料1-1

3. 意見の概要と市の考え方

接触する機会の多い許可業者を通じて、排出事業所に向けた情報提供を行います。
また、家庭から出る引越ごみや一時的にたまったごみの適正な処理方法について、市の許可業者や住宅管理会社と連携して広く周知します。

⑤中小規模の事業者に対する周知・啓発

中小規模の事業所が参加する講習会等で、ごみ処理に関する周知啓発を行います。

⑥ごみ処理にかかる経費等の情報発信

ごみ処理経費やリサイクル等推進基金の収入・支出の情報をホームページや広報紙に掲載し、市民・事業者の皆様へお伝えします。

(新) ⑦ごみ減量コンシェルジュの設置

環境事業所に「ごみ減量コンシェルジュ」を設置し、相談を受け付けるとともに、地域住民と協働してごみに関する諸問題の解決にあたります。

(新) ⑧可燃ごみ減量効果の「見える化」の実施

町内自治会などを対象に、生ごみの水切りや乾燥、生ごみ減量処理機等を用いた再資源化、雑がみの分別など可燃ごみの減量取組みの実施前後で、ごみの計量や指定袋サイズ別の写真撮影を行い、視覚的に分かりやすく減量効果を体験していただきます。また、当該データを活用して、ごみ処理費用の削減や最終処分場の延命効果を数値化します。

●実施スケジュール

(年 度)	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43
(1) 3R教育・学習の推進	①②③④ 実施中	継続・拡充														
(2) ごみ処理に関する情報の共有化	①②③ ④⑤⑥ 実施中	継続・拡充														
	⑦ 新規	ごみ減量コンシェルジュの設置														
	⑧ 新規	可燃ごみ減量効果の「見える化」の検討・実施														

資料 1 - 1 3. 意見の概要と市の考え方

事業3

発生抑制（リデュース）・再使用（リユース）の促進

●事業内容

(1) 発生抑制（リデュース）の促進

①国及び他自治体との連携や国等への働きかけ

国や各政令指定市・近隣市等と連携を図るとともに、九都県市廃棄物問題検討委員会⁵⁶などの枠組みを活用して、国や産業界へ働きかけます。

(2) 再使用（リユース）の促進

①フリーマーケットの開催情報等の提供

市のホームページに、市内で開催されるフリーマーケットの情報等を掲載します。

②不用品交換情報の提供

区役所に「リサイクル情報コーナー」を設置し、不用品の交換情報を提供します。

③リユースカップ⁵⁷の普及・促進

リユースカップの利用に関する情報をホームページ等へ掲載し、普及・促進を図ります。

④マイバッグ等の普及・促進

マイバッグ、マイボトル、マイ箸⁵⁸等の普及促進を図り、レジ袋・ペットボトル・割り箸など使い捨てごみの減量を推進します。

(拡) ⑤民間事業者の情報提供等による不用品リユースの促進

不用品のリユースに取り組む民間事業者の情報を積極的に提供します。

(新) ⑥リユース促進に寄与するイベントの開催及び民間団体の活動支援

不用となった陶器類やおもちゃ、子供服などを回収し、市が主催するイベントを通じて市民に無償配布する「リユースバンク」により、リユースの普及啓発を図ります。また、同様の取組みを実施する民間団体と情報共有し、活動を支援します。

●実施スケジュール

(年 度)	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43
(1) 発生抑制 (リデュース)の促進	① 実施中	継 続														
(2) 再使用 (リユース)の促進	①②③ ④⑤ 実施中	継続・拡充														
	⑥ 新規	イベント開催及び民間団体の活動支援の検討・実施														

事業4

料金の見直しによるごみの発生抑制

●事業内容

(1) 家庭ごみの有料化

①ごみ発生抑制効果の検証

家庭ごみ手数料徴収制度（p.6 参照）導入以降のごみ排出量の推移等について効果検証を行い、ホームページ等に掲載します。

②ごみ処理にかかる経費等の情報発信 {再掲2}

(2) 処理施設への搬入手数料の見直し

ごみ処理費用の負担割合を勘案し、処理施設への搬入手数料の見直しを行います。

●実施スケジュール

(年 度)	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43
(1) 家庭ごみの有料化	①② 実施中	継 続														
(2) 処理施設への搬入手数料の見直し	実施中	継 続														

事業5

生ごみの発生抑制の推進

●事業内容

(1) 生ごみの減量・再資源化の強化

(拡) ①家庭で取組める生ごみ削減に関する普及啓発

生ごみの水切りや乾燥の奨励及び段ボールコンポスト製作などに関する講習会を開催し、可燃ごみの半分近くを占める生ごみの減量や食品ロスを削減するための啓発を強化します。

(拡) ②生ごみ減量処理機等購入補助金制度の拡充

生ごみ減量処理機等の普及を促進するため、購入費に対する補助金を拡充します。

(新) ③生ごみ減量処理機等の普及啓発活動の実施

店頭における生ごみ減量処理機のデモンストレーションやPR動画の作成などを実施し、生ごみ減量処理機の普及促進を図ります。

④生ごみ資源化アドバイザーの養成・派遣の充実

市内の町内自治会、学校、市民活動団体や事業者等が行う、生ごみの減量や資源化推進を目的とした学習会・研修会に生ごみ資源化アドバイザーを派遣し、助言や技術指導等を行います。

(新) ⑤生ごみ減量・再資源化講習会の開催

関係団体や地域と連携し、生ごみ減量・再資源化の講習会を開催します。

(新) ⑥生ごみ処理物の有効活用方法の検討

生ごみ減量処理機等により作られた堆肥等の活用方法や具体的な活用先の検討を進めます。

(新) ⑦生ごみの再資源化に取り組む市民に対するインセンティブ⁵⁹の付与

生ごみ減量処理機等の活用などにより生ごみを可燃ごみとして排出しない市民に対し、インセンティブを付与して再資源化の取り組みを促します。

(新) ⑧フードバンク⁶⁰活動の実施

外部団体や関係機関と連携して公共施設等でフードドライブ⁶¹を実施するなど、フードバンクの活動を更に促進させ、食品ロスの削減を図ります。

(新) ⑨食べきり協力店制度による生ごみ減量・食品ロス削減の推進 {再掲1}

資料1-1 3. 意見の概要と市の考え方

●実施スケジュール

(年 度)	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43
(1) 生ごみの減量・再資源化の強化	①②④ 実施中	継続・拡充														
	③ 新規	普及啓発活動の方法検討 普及啓発活動の実施														
	⑤ 新規	講習会の開催														
	⑥ 新規	生ごみ処理物の有効活用方法の検討														
	⑦ 新規	インセンティブの付与に関する検討・実施														
	⑧ 新規	フードバンク活動の実施														

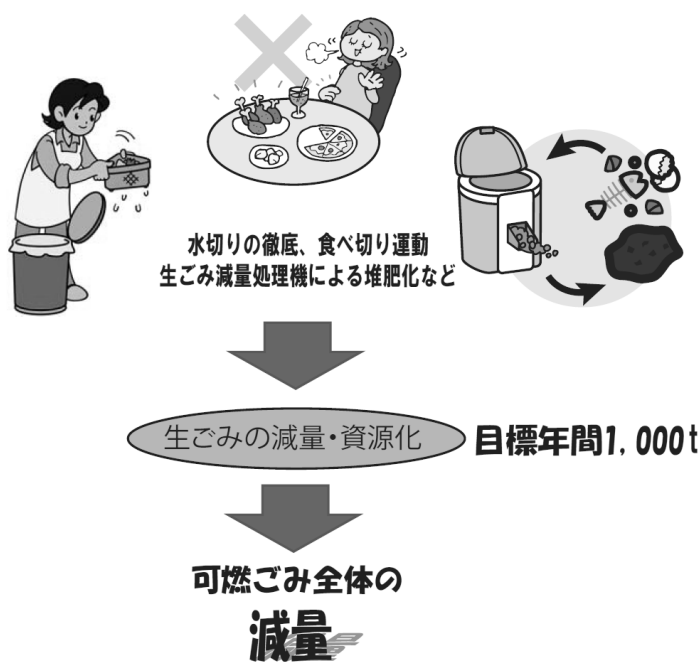
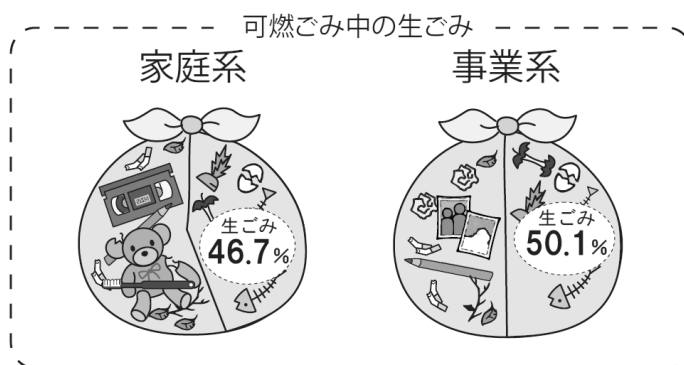


図 5-2 生ごみ減量のイメージ

事業6

国及び他自治体との連携

●事業内容

- (1) 国及び他自治体との連携や国等への働きかけ {再掲3}
- (拡)(2) 災害時の相互支援・広域連携の体制強化
- 「21大都市災害時相互応援に関する協定⁶²」や「九都県市災害時相互応援に関する協定⁶³」をはじめとする、災害時などの緊急時における相互支援・広域連携等に関する協定を締結している自治体や団体と、平常時から意見交換を行うなど連携を強化します。

●実施スケジュール

(年 度)	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43
(1) 国及び他自治体との連携や国等への働きかけ	実施中	継 続														
(2) 災害時の相互支援・広域連携の体制強化	実施中	拡 充														

事業7

きれいなまちづくりの推進

●事業内容

(1) 環境美化の推進

①ごみゼロクリーンデーの開催

毎年5月頃に「ごみゼロクリーンデー」を開催し、ごみ拾いを通じて環境美化意識の醸成を図ります。

②路上喫煙等及びポイ捨て防止に関する周知啓発の実施

取締り地区を中心に、路上喫煙やポイ捨て防止に関する周知啓発を行い、美しく安全なまちづくりを推進します。

③ごみステーション美化活動等に関する表彰の実施

ごみステーション美化活動等に積極的に取り組む市民や団体に対し、表彰を実施します。

(2) 市民等が実施する美化活動の支援

地域の美化活動を行う市民や団体に対し、ごみ袋の配付や清掃用具等の貸与・支給を行います。また、町内自治会などの地域団体や子どもたちが参加しやすいような仕組みをつくり、美化活動の輪を広げていきます。

●実施スケジュール

(年 度)	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43
(1) 環境美化の推進	①②③ 実施中	継 続														
(2) 市民等が実施する美化活動の支援	実施中	拡 充														

事業 8

不法投棄の防止

●事業内容

(1) 不法投棄の防止

(拡) ①不法投棄パトロール及び早期撤去指導の強化

ごみステーションや不法投棄多発場所における、深夜時間帯の不法投棄防止定点監視を継続して行うとともに、巡回パトロールの実施箇所を増やすなど不法投棄対策を強化します。

②不法投棄の未然防止PRの実施

不法投棄防止強化月間⁶⁴を中心に、不法投棄の未然防止に関するPRを行います。

③廃棄物適正化推進員⁶⁵の研修の充実 {再掲10}

(新) ④町内自治会等に対する監視カメラ等の貸与

不法投棄被害が著しいごみステーションの管理者に対する監視カメラ、センサーライト等の貸与を継続して実施し、不法投棄の未然防止を図ります。

●実施スケジュール

(年 度)	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43
(1) 不法投棄の防止	①②③ 実施中	継続・拡充														
(1) 不法投棄の防止	④ 新規	監視カメラ等貸与の実施														

事業9

C-EMSによる市庁舎等における率先した3Rの推進

●事業内容

(1) 市庁舎等における率先した3Rの推進

①市庁舎における廃棄物排出削減等の継続実施

本市は、平成22年4月から、市独自の環境マネジメントシステムである「C-EMS（チームス）」を導入し、市の全ての組織を対象に環境配慮活動に取り組んでいます。「3R活動の推進」を基本方針に位置づけるなど、積極的に廃棄物排出削減等を実施します。

②目標達成状況のホームページ等による公表

庁舎からの廃棄物の排出状況や削減に向けた取り組みを確認し、3Rの更なる推進に努めます。また、これらの取組結果をホームページ等で公表することで、市民や事業者への啓発を行います。

③事業所ごみ分別ルールの周知徹底

市民・事業者の手本となるよう、市施設に対してごみの分別ルールの周知し、分別を徹底します。

④許可業者と連携した事業所への情報提供 {再掲2}

(拡) ⑤C-EMS 適用の拡大

市の指定管理者制度導入施設へ適用範囲を拡大します。

●実施スケジュール

(年 度)	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43
(1) 市庁舎等 における率 先した3R の推進	①②③ ④⑤ 実施中	継続・拡充														

5.2 再資源化（リサイクル）に向けた施策

基本方針2

再生利用率を高めるための効果的な再資源化施策と、市民・地域・事業者との協働や地域活動への支援により、さらなる焼却ごみ量の削減を目指します。

(1) 施策展開の方向性

- ① 剪定枝や生ごみ等、焼却ごみ削減に寄与し再生利用率を高める効果的な再資源化品目を中心に事業展開を図るとともに、新たな再資源化品目の検討も継続していきます。再資源化事業の実施にあたっては、個別事業ごと、再資源化品目ごとに最終処分場が延命化した場合の効果を含め、十分に費用対効果（p.26 参照）を検討します。
- ② 家庭ごみ手数料徴収制度導入後のリバウンドを防ぐためにも、古紙類、使用済小型家電や廃食油等の既存の再資源化品目についての情報提供の強化や排出機会の拡充を視野に入れ、さらなる再資源化を推進していきます。
- ③ 市民と事業者との連携による資源物の拠点回収の充実をはじめ、集団回収量の増加に向けた取組みの検討、地域の課題に応じた説明会等の実施や、地域においてごみ減量・再資源化を推進する人材の育成など、地域が主体となってごみ減量・再資源化の実現を目指していきます。
- ④ 商店街等を中心に地域の方と協働して、事業系資源物の収集の効率化や、ごみ減量、再資源化率の向上を図れるような事業を検討していきます。
- ⑤ 分別徹底による再資源化を推進するためには、ごみ排出ルール⁶⁶の遵守指導や指導徹底が必要不可欠であり、地域のごみ出し時間に応じたごみステーション調査や監視カメラの設置、清掃工場における事業系ごみの搬入物検査の実施により、不適正排出を減らしていくとともに、不法投棄対策については、不法投棄監視員⁶⁶やごみ収集業者と連携した不法投棄者に対する取締りの強化や、市民等からの通報を基にした不法投棄物の処理の迅速化を図ります。

(2) 施策の体系

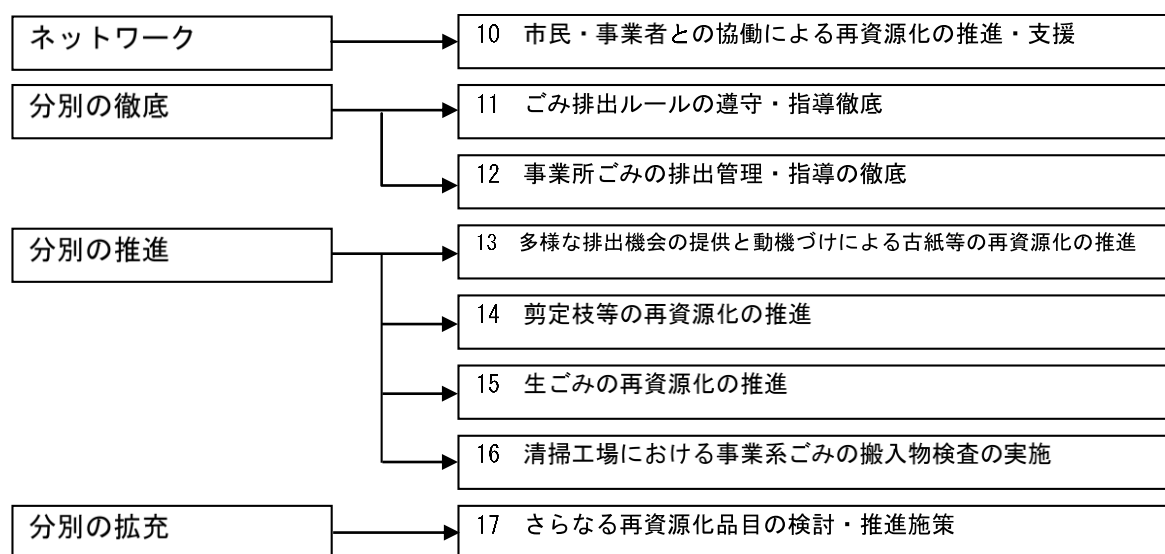


図 5-3 再資源化（リサイクル）に向けた施策（基本方針2）の体系

各事業の実施スケジュールは、目標値設定のための目安であり、具体的実施・時期については、法律の改正や焼却ごみ量、財政状況等を勘案して判断します。

事業内容の（拡）（新）については以下の通りです。
 ※（拡）：前計画事業の拡充 （新）：新たに実施する事業

事業 10

市民・事業者との協働による再資源化の推進・支援

●事業内容

(1) 協働によるごみ減量・再資源化の推進

(拡) ①資源物の回収拠点の充実

地域における廃食油等の資源物回収拠点の充実を図り、再資源化を促します。

(拡) ②ごみ減量・再資源化を推進する人材の育成

地域の課題に応じた出前講座等の実施やNPO法人への活動支援等により、地域の課題解消に向けて実行できる廃棄物適正化推進員や生ごみ資源化アドバイザーなどのキーマンを育成するとともに、研修や意見交換を行い、**地域等におけるごみ減量・再資源化のリーダーとして活動できるよう支援します。**

(新) ③事業者との協働による再資源化の推進

事業者に対し古紙保管庫設置費の助成を行い、その他の啓発等と合わせて事業系古紙の減量・再資源化を図ります。

(2) 地域活動を推進する廃棄物適正化推進員への支援

①研修の充実

廃棄物適正化推進員を対象とした研修会を開催し、情報共有や意見交換を行います。

②ごみ減量・再資源化の情報提供の充実

市のごみ減量・再資源化に関する取り組みについて、廃棄物適正化推進員へ随時情報提供を行います。

(3) 地域コミュニティ・事業者間ネットワークを活用したごみ減量の推進

①講習会・情報提供・意見交換の実施

業界団体や商工会等の組織団体に対する講習会・情報提供・意見交換を実施します。

②関係団体との連携・活動支援

NPO法人等の関係団体と連携を図り、活動を支援します。

③意見や情報交換ができる仕組みづくり

千葉市町内自治会連絡協議会⁶⁷が開催する専門部会「ごみ問題検討委員会」や「市長との懇談会」などを通じて、意見交換・情報交換を行います。

④許可業者と連携した事業所への情報提供 {再掲2}

資料 1 - 1
方

3. 意見の概要と市の考え方

●実施スケジュール

(年 度)	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43
(1) 協働による ごみ減量・再資 源化の推進	①② 実施中	拡 充														
	③ 新規	古紙保管庫設置費の助成制度の検討														
(2) 地域活動を推 進する廃棄物適 正化推進員への 支援	①② 実施中	継 続														
(3) 地域コミュニ ティ・事業者間 ネットワークを 活用したごみ減 量の推進	①② ③④ 実施中	継 続														

事業 11

ごみ排出ルールへの遵守・指導徹底

●事業内容

(1) ごみステーション排出指導の強化

①町内自治体等の協力による排出指導の強化

町内自治会、廃棄物適正化推進員や不法投棄監視員等と連携を図り、排出指導を強化します。

②市民に伝わる排出ルール等の周知

地域におけるごみ排出実態調査を行うほか、外国語表記のごみステーション看板や外国語版「家庭ごみの減量と出し方ガイドブック」を配布するなど、多くの市民に伝わる排出ルールの周知を行います。また、排出ルールだけでなく、分別する理由や資源化されるまでの流れを分かりやすく周知し、市民の理解を深めていきます。

③廃棄物適正化推進員の研修の充実 {再掲 10}

④ごみ分別・排出指導制度に基づく指導等の強化

廃棄物の適正処理及び再利用等に関する条例⁶⁸に基づき、ルール違反ごみの調査・指導を行います。

(拡) ⑤無関心層への情報提供の強化

住宅管理会社や大学、商工会議所等と連携して、単身者など比較的ごみの分別排出に関心がない市民に対する啓発活動を実施します。

(新) ⑥ごみステーションにおける早朝啓発活動の実施

環境事業所がごみステーションを巡回して行っている家庭ごみの分別・排出指導業務の際、ごみ出しを行う市民を対象に、声かけやチラシの配布などにより分別排出の啓発活動を行います。

(2) ごみステーション管理の支援

①ステーション管理に必要な用具貸与等の実施

町内自治会等のごみステーション管理者を支援するため、防鳥ネットの貸与やごみステーション管理用指定袋の配布を実施するとともに、連携してカラス対策に取り組めます。

②資源物等持ち去り対策の強化

環境事業所によるパトロールを実施し、資源物等の持ち去り⁶⁹対策を強化します。

③ごみステーション美化活動等に関する表彰の実施 {再掲 7}

(拡) (3) 市民参加によるわかりやすい「家庭ごみの減量と出し方ガイドブック」等の作成

市民から寄せられた意見や要望を反映させ、「家庭ごみの減量と出し方ガイドブック」の充実を図るほか、ごみステーションへの掲示などを活用して情報を発信します。

（新）（４）幕張新都心住宅地区における地域特性に応じた排出ルール of 徹底

幕張新都心住宅地区における可燃ごみ・不燃ごみの収集は、ごみステーション収集を行っている地区と異なり、廃棄物空気輸送システム⁷⁰による管路収集であることから、地域特性に応じた分別排出指導を継続的に実施します。

●実施スケジュール

（年 度）	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43
（１）ごみステーション排出指導の強化	①②③ ④⑤ 実施中	継続・拡充														
	⑥ 新規	ごみステーションにおける早朝啓発活動の実施														
（２）ごみステーション管理の支援	①②③ 実施中	継続														
（３）市民参加によるわかりやすい「家庭ごみの減量と出し方ガイドブック」等の作成	実施中	拡 充														
（４）幕張新都心住宅地区における地域特性に応じた排出ルールの徹底	新規	分別排出指導の実施														

事業 12

事業所ごみの排出管理・指導の徹底

●事業内容

(1) 事業所ごみの減量・再資源化対策の強化

①事業用大規模建築物所有者による排出の抑制及び分別の徹底

事業用大規模建築物所有者に義務づけている減量計画書を見直し、指導・立入調査を強化することにより、排出抑制・分別指導を徹底します。

(新) ②事業用準大規模建築物の創設及び所有者に対する減量計画書の提出義務づけ

事業用大規模建築物の基準に満たないものの、一定量の廃棄物の排出が見込まれる規模を有する事業所を「事業用準大規模建築物」と位置づけ、所有者に減量計画書の提出を義務づけることで、事業系廃棄物の減量及び適正処理を図ります。

③事業者の優れた取り組みのPR

事業所ごみ通信「リサイクリーンちば」などへの掲載や廃棄物講演会等により、事業者の優れた取り組みをPRします。

④許可業者と連携した事業所への情報提供 {再掲2}

⑤表彰制度の活用

ごみ減量・再資源化優良事業者に対して表彰を行います。

(新) ⑥商業施設等のテナントに対する分別排出の推進

排出量の多い古紙類などを中心に事業所や商業施設における分別を促進するため、テナントビルを対象に訪問説明を実施します。

(新) ⑦「事業所ごみ分別排出ガイドブック」による適正排出等の周知

事業者へ「事業所ごみ分別排出ガイドブック」を配布することで、適正排出方法や生ごみ・剪定枝等の再資源化ルートを周知します。

(2) 事業所ごみの不適正排出対策の強化

①事業者に対する適正排出指導の強化

事業者に対する分別指導や、収集運搬許可業者と契約していない事業者の把握及び排出指導等を行います。

②ごみ分別・排出指導制度に基づく指導等の実施

廃棄物の適正処理及び再利用等に関する条例に基づき、ルール違反ごみの調査・指導を行います。

③家庭ごみステーションへの不適正排出防止策の推進

事業所からの不適正排出が多いごみステーションに対し、監視パトロールなどの防止策を推進します。

●実施スケジュール

(年 度)	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43
(1) 事業所ごみの減量・再資源化対策の強化	①③ ④⑤ 実施中	継 続														
	② 新規	基準等の検討														
	⑥ 新規	減量計画書の提出義務づけ														
	⑦ 新規	テナントビルに対する訪問説明の実施														
	⑦ 新規	「事業所ごみ分別排出ガイドブック」の作成・配布														
(2) 事業所ごみの不適正排出対策の強化	①②③ 実施中	継 続														

事業 13**多様な排出機会の提供と動機づけによる古紙等の再資源化の推進****●事業内容**

- (1) 集団回収団体に対する支援
 - ①資源回収奨励補助金による活動の促進
集団回収に取り組む団体に奨励補助金を交付し、活動を促進します。
 - ②資源回収に必要な用具の貸与
資源物保管庫やリアカー等、集団回収の実施に必要な用具を貸与します。
 - ③表彰制度の活用
集団回収に積極的に取り組む団体へ表彰を実施します。
- (2) 集団回収量の増加及び品質向上に向けた取り組み
 - ①PRの実施
ホームページや市政だより等を通じて集団回収の取組事例や品質向上のための留意点などをPRします。
 - (新) ②集団回収における未参加団体へのアプローチ
集団回収への参加による市民意識の向上を図るため説明会を開催するなど、未参加団体へ効果的にアプローチします。
- (3) 市民が分別排出しやすいシステム作り
 - ①情報提供の充実
ごみ減量広報紙「GO!GO!へらそうくん」や「家庭ごみの減量と出し方ガイドブック」に、資源化できる古紙・布類の種類を具体的に例示するとともに、市のイベント等で雑がみ保管袋を配布し、分かりやすく情報提供します。
 - ②古紙の出し方の容易化に向けた検討
古紙の徹底した分別を図るため、古紙の出し方の容易化に向けた検討を行います。
- (拡) ③民間事業者との連携による持込み回収の実施
さらなるごみの減量・再資源化を推進するため、定期的に民間事業者と連携した持込み回収を実施し排出機会を提供するとともに、市民の利便性の向上を図ります。
- (新) ④環境事業所における多様な拠点回収の実施
環境事業所を地域の身近な回収拠点である「リサイクルステーション」に位置づけ、現在実施している古紙・使用済小型家電・廃食油のほか、回収品目の拡大等を実施します。
- (新) (4) 事業系古紙拠点回収の実施
事業系古紙の再資源化促進を図るため、オフィス街や商店街で月に1度、拠点回収を実施します。
- (新) (5) 事業者との協働による再資源化の推進 {再掲10}

●実施スケジュール

(年 度)	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43
(1) 集団回収 団体に対す る支援	①②③ 実施中	継 続														
(2) 集団回収 量の増加及 び品質向上 に向けた取 り組み	① 実施中	継 続														
	② 新規	集団回収未参加団体へのアプローチ														
(3) 市民が分 別排出しや すいシステ ム作り	①③ 実施中	継続・拡充														
	② 検討中	継 続														
	④ 新規	環境事業所における拠点回収の実施														
(4) 事業系古 紙拠点回収 の実施	新規	事業系古紙拠点回収の実施														
(5) 事業者と の協働によ る再資源化 の推進	新規	古紙保管庫設置費の助成制度の検討														
		古紙保管庫設置費の助成開始														

事業 14

剪定枝等の再資源化の推進

●事業内容

(1) 家庭系剪定枝等の再資源化の推進

(新) ①家庭系剪定枝等の再資源化事業の実施

剪定枝等循環システムモデル事業の検証結果を踏まえ、家庭から発生する剪定枝等の分別収集を市内全域で実施し、焼却ごみの削減及び再資源化を積極的に推進します。また、事業の実施に際して十分にPR活動を行い、排出ルールの周知徹底を図ります。

②剪定枝チップ機の貸し出し

家庭で利用できる剪定枝チップ機を貸し出します。剪定枝を破砕した後のチップは雑草対策として庭に敷いたり、堆肥等として利用することができます。

(2) 事業系剪定枝等の再資源化の推進

(新) ①事業系剪定枝等の民間再資源化施設の活用促進

事業所から発生する剪定枝等について、民間再資源化施設への搬入を促進することで、焼却ごみの削減及び再資源化を積極的に推進します。

(新) ②剪定枝等の再資源化に取り組む団体への支援

NPO法人等による落ち葉堆肥化などの取り組みを支援します。

●実施スケジュール

(年 度)	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43
(1) 家庭系剪定枝等の再資源化の推進	① 新規	周知・啓発														
	② 実施中	剪定枝等分別収集の全市展開														
(2) 事業系剪定枝等の再資源化の推進	① 新規	民間再資源化施設の活用促進														
	② 新規	団体への支援														

資料 1-1 3. 意見の概要と市の考え方

事業 15 生ごみの再資源化の推進

●事業内容

- (1) 家庭系生ごみの減量・再資源化の強化
- (拡) ①生ごみ減量処理機等購入補助金制度の拡充 {再掲5}
- ②生ごみ資源化アドバイザーの養成・派遣の充実 {再掲5}
- (新) ③生ごみ減量・再資源化講習会の開催 {再掲5}
- (新) ④生ごみの再資源化に取り組む市民に対するインセンティブの付与 {再掲5}
- (2) 事業系生ごみの再資源化の促進
- ①登録再生利用事業者⁷¹への生ごみ排出の誘導
- 訪問指導などにより、スーパーマーケットやレストラン等の食品関連事業者⁷²に対して登録再生利用事業者への生ごみ排出を積極的に誘導し、再資源化を促進します。
- ②先進的な取組事例・方法等の情報提供
- 生ごみの減量・再資源化について先進的に取り組んでいる事業所にヒアリングを行い、他の事業者へ情報提供します。
- (新) ③生ごみの減量・再資源化に取り組む事業者に対する支援
- 生ごみの減量・再資源化に取り組む事業者に対し、分別ボックスや生ごみ減量処理機等の物品購入費補助などの支援を行います。
- (新) ④食品残渣の再資源化の促進
- 市の関連部局で連携を図りながら、学校給食等の地産地消・食育などを通じて食品残渣を減らしつつ、民間再資源化施設へ搬入して再資源化します。

●実施スケジュール

(年 度)	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43
(1) 家庭系生ごみの減量・再資源化の強化	①② 実施中	継続・拡充														
	③ 新規	講習会の開催														
	④ 新規	インセンティブの付与に関する検討・実施														
(2) 事業系生ごみの再資源化の促進	①② 実施中	継 続														
	③ 新規	物品購入補助制度の検討 物品購入補助事業の開始														
	④ 新規	食品残渣の再資源化														

資料 1-1 3. 意見の概要と市の考え方

事業 16**清掃工場における事業系ごみの搬入物検査の実施****●事業内容****(1) 清掃工場における事業系ごみの搬入物検査の継続実施****①検査の実施方法等の検討**

効果的な搬入物検査の実施方法等について検討します。

②不適正搬入者への指導の実施

資源物や産業廃棄物等を搬入した排出事業者及び許可業者に対する指導を実施します。

●実施スケジュール

(年 度)	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43
(1) 清掃工場 における事 業系ごみの 搬入物検査 の継続実施	① 検討中	継 続														
	② 実施中	継 続														

事業 17

さらなる再資源化品目の検討・推進施策

●事業内容

(1) 単一素材プラスチックの再資源化

(新) ①単一素材プラスチックの拠点回収等の実施

リサイクルに適した単一素材プラスチックの拠点回収等の実施手法を検討し、効果的な再資源化事業を実施します。

(新) ②清掃施設における単一素材プラスチックの選別及び再資源化

市民が新浜リサイクルセンター等に自己搬入した不燃ごみや粗大ごみの中から、リサイクルに適した単一素材プラスチックを選別し、再資源化します。

(拡) (2) 民間事業者との連携による持込み回収の実施{再掲 1 3}

(3) プラスチック製容器包装の再資源化の検討

容器包装リサイクル法の改正 (p. 27 参照) に係る情報収集を継続して実施するとともに、プラスチック製容器包装の再資源化について検討します。

●実施スケジュール

(年 度)	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43
(1) 単一素材プラスチックの再資源化	① 新規	実施手法の検討 → 単一素材プラスチック拠点回収の実施														
	② 新規	清掃施設における単一素材プラスチックの選別及び再資源化 →														
(2) 民間事業者との連携による持込み回収の実施	実施中	拡 充 →														
(3) プラスチック製容器包装の再資源化の検討	検討中	継 続 →														

5.3 ごみ処理システムの構築に向けた施策

基本方針3

低炭素・資源循環へ貢献する、経済・効率性と安定・継続性に優れた、強靱なごみ処理システムの構築を目指します。

(1) 施策展開の方向性

- ① 収集運搬体制の合理化を図るとともに、環境にやさしい収集車の導入などにより、低炭素社会（p. 30 参照）の実現を目指していきます。また、千葉県企業庁より移管された幕張新都心地区の廃棄物空気輸送システムを適正に管理していくとともに、他の地域においては、市民の声を聴きながら効率的に収集運搬を行っていきます。
- ② 新たな施設整備計画の策定に伴い、連動して廃棄物処理施設の計画的な整備を位置づけます。焼却施設については、新清掃工場における高効率なエネルギー回収や最終処分場の延命化を考慮したガス化熔融方式⁷³による焼却残渣の資源化を中心に、資源循環システムの構築を目指します。また、3用地2清掃工場運用体制（p. 1 参照）への移行に伴う運用体制の見直しや故障等のリスク回避について検討を行うとともに、平常時はもとより自然災害時のごみ処理支援に係る協定を締結している市内民間廃棄物処理施設の活用を含めてシミュレーションを行い、災害発生時には自立した稼働が可能な施設とし、防災拠点とするなど、強靱なごみ処理システムの構築を目指します。なお、焼却施設については、発電を地産池消の分散型エネルギー源として位置づけるとともに、環境保全を図るため、可能な限り環境負荷の低減に取り組む施設とし、環境にやさしい資源循環システムの象徴として発信していきます。併せて、リサイクル施設や最終処分場についても、計画的に次期施設整備の検討を進めるとともに、安定的・効率的な運営を図っていきます。
- ③ ごみ処理にかかる総費用の削減やごみ処理システムの効率化を進めるため、市施設のみならず、民間施設についても最大限に活用し、ここ数年は焼却処理量がほぼ横ばいである事業系ごみ処理量の削減推進や、剪定枝等の再資源化施策の推進に加え、災害時に備えたごみ処理リスクの分散を図っていきます。
- ④ ごみ処理システムを最適化していく中で、適正処理困難物等についても処理ルートの再構築を目指していきます。

(2) 施策の体系

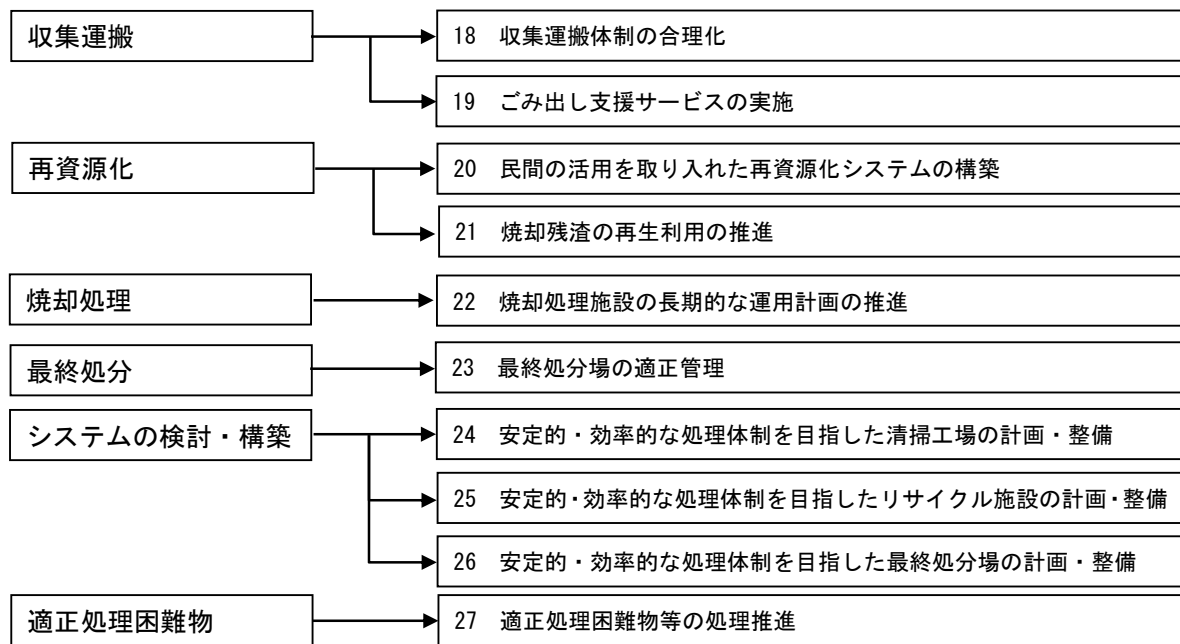


図 5-4 ごみ処理システムの構築に向けた施策（基本方針3）の体系

各事業の実施スケジュールは、目標値設定のための目安であり、具体の実施・時期については、法律の改正や焼却ごみ量、財政状況等を勘案して判断します。

事業内容の（拡）（新）については以下の通りです。

※（拡）：前計画事業の拡充 （新）：新たに実施する事業

事業 18

収集運搬体制の合理化

●事業内容

(1) 環境にやさしい収集車の導入

①次世代自動車⁷⁴の導入

普及が進んでいる天然ガス車を優先的に導入するとともに、その他の先進的な次世代自動車については、ごみ収集車両における技術的動向をみながら、長期的な視点で、電気自動車や燃料電池自動車など、様々な車種について検証した上で導入していきます。

②バイオマス燃料の導入

拠点回収事業で収集した廃食油を収集車でバイオマス燃料として利用します。

(2) 効率的な収集運搬体制の整備

①収集運搬体制の見直しに向けた検討

3 用地 2 清掃工場運用体制移行に伴う収集運搬体制について検証するほか、家庭ごみの効率的な収集を行うため、収集頻度、区域、車両台数等の見直しに向けた検討を行います。

②ごみステーションの設置状況等の把握

日々新設されるごみステーションの設置状況等を、粗大ごみ受付システム等を用いて把握します。

③収集運搬業務委託の効率化に向けた検討

他都市の動向や市民生活に与える影響等を考慮しつつ、収集運搬業務委託における契約方法の見直しについて検討します。

(新) ④幕張新都心廃棄物空気輸送システムの維持管理

千葉県企業庁より移管された幕張新都心地区の廃棄物空気輸送システムを維持するため、幕張クリーンセンター等の設備管理を適正に行います。

(新) (3) 環境事業所の体制見直しに向けた検討

収集運搬体制の効率化を図るため、環境事業所の配置等について検討します。

●実施スケジュール

(年 度)	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43
(1) 環境にやさしい収集車の導入	①② 実施中	継 続														
(2) 効率的な収集運搬体制の整備	①③ 検討中	継 続														
	② 実施中	継 続														
	④ 新規	幕張新都心廃棄物空気輸送システムの維持管理														
(3) 環境事業所の体制見直しに向けた検討	新規	環境事業所の体制見直しに向けた検討														

事業 19

ごみ出し支援サービスの実施

●事業内容

(1) 高齢者・障害者世帯を対象としたごみ出し支援サービスの実施

ごみ出し支援サービスについて、地域コミュニティや福祉関連団体等へわかりやすく周知するとともに、自ら家庭ごみを出すことが困難な方々のごみ出しを行う団体に対し、補助金を交付するなどの支援を行います。

●実施スケジュール

(年 度)	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43
(1) 高齢者・ 障害者世帯 を対象とし たごみ出し 支援サービ スの実施	実施中	継 続														

事業 20

民間の活用を取り入れた再資源化システムの構築

●事業内容

(1) 事業系ごみの民間処理の促進

①民間施設を活用した事業系ごみ処理の促進

大規模事業所の立入調査時等において、事業系ごみの民間処理施設への誘導を継続して行います。

②市内の廃棄物処理施設の活用の促進

市内で稼働している一般廃棄物処理施設の活用を促進します。

(2) 民間施設の活用を含めた処理・再資源化システムの構築

①民間施設の活用を含めた剪定枝、その他品目の再資源化

剪定枝や生ごみ等の品目について、民間施設の活用を含めた再資源化を推進します。

②民間施設の活用を含めた安定的な処理システムの構築

清掃施設の修繕期間中に民間施設を活用するなど、3用地2清掃工場運用体制におけるリスク回避を考慮した安定的な処理システムの構築を目指します。

③災害時等における民間施設との支援体制の強化

災害時等の緊急時に備え、民間施設と平常時から意見交換を行うなど連携を強化します。

(新) ④生ごみの減量・再資源化に取り組む事業者に対する支援 {再掲15}

(新) ⑤食品残渣の再資源化の促進 {再掲15}

●実施スケジュール

(年 度)	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43
(1) 事業系ごみの民間処理の促進	①② 実施中	継 続														
(2) 民間施設の活用を含めた処理・再資源化システムの構築	①②③ 実施中	継 続														
	④ 新規	物品購入補助制度の検討														
	⑤ 新規	物品購入補助事業の開始														
		食品残渣の再資源化														

事業 21

焼却残渣の再生利用の推進

●事業内容

(1) 焼却残渣の再生利用

①溶融スラグ化による再利用

新港清掃工場等で発生した焼却灰を溶融スラグ化し、最終処分量の低減及び再生利用率の向上を図ります。平成 38 年度から稼働する新清掃工場の処理方式は資源化率が高く、他の清掃工場の焼却灰やリサイクル施設から発生した不燃残渣を含めて品質が高い溶融スラグを生成します。

②溶融スラグの利用先拡大

溶融スラグの品質向上や活用方法について、国、他自治体や民間企業と連携しながら情報収集や技術研究を行い、利用先の拡大を図ります。

●実施スケジュール

(年 度)	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43
(1) 焼却残渣 の再生利用	① 実施中	新港清掃工場で溶融スラグ化										新清掃工場で溶融スラグ化				
	② 実施中	溶融スラグ利用先の拡大														

事業 22 焼却処理施設の長期的な運用計画の推進

●事業内容

(1) 焼却処理施設の維持管理における民間活用の継続・長期的な運用計画の検討

焼却処理施設の長期責任型運営維持管理事業を引き続き実施し、安全な稼働を確保しながら、経済的かつ効率的な維持管理を行います。また、運営維持管理委託の更新を含めた長期的な視点による運用計画を検討します。3用地2清掃工場体制のリスクを考慮して、民間施設の活用や全炉停止期間の短縮等により安定的な処理体制の実現を目指します。

●実施スケジュール

(年 度)	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43
(1) 焼却処理施設の維持管理における民間活用の継続・長期的な運用計画の検討	実施中	(北清掃工場) 継続					契約更新									
		(新港清掃工場)														
		継続	契約更新													

事業 23

最終処分場の適正管理

●事業内容

(1) 最終処分場の適正な維持管理

①埋立物の適切な処分及び浸出水⁷⁵の適正処理

焼却灰等を適切に埋立処分するとともに、発生する浸出水についても適正に処理します。

②観測井⁷⁶や民家井の水質調査の実施

観測井や民間井の水質検査を定期的の実施し、周辺環境のモニタリングを行います。

③最終処分場の残余容量の把握

最終処分量の増減に伴う新内陸最終処分場の残余容量の変動を把握します。

(拡) (2) 最終処分場の維持管理における民間活用の継続・長期的な運用計画の検討

最終処分場の長期責任型運営維持管理事業を引き続き実施し、長期的な視点による運用計画を検討します。

●実施スケジュール

(年 度)	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43
(1) 最終処分場の適正な維持管理	①②③ 実施中	継 続 →														
(2) 最終処分場の維持管理における民間活用の継続・長期的な運用計画の検討	検討中	拡 充 →														

事業 24

安定的・効率的な処理体制を目指した清掃工場の計画・整備

●事業内容

(新) (1) 新清掃工場の計画及び整備

一般廃棄物処理施設整備計画に基づき、ライフサイクルコスト⁷⁷を考慮しつつ、事故等で停止することがなく、災害時に自立した稼働が可能であり、広範なごみ質やごみ量の変動に柔軟に対応できる新清掃工場の計画及び整備を進めます。

また、新清掃工場は、地球環境や地域環境を保全するため、高度な公害防止技術を導入するとともに、ごみの持つ熱エネルギーを有効に利用し効率の高い発電を行うなど、可能な限り環境負荷を低減できる施設とします。

(新) (2) 新港清掃工場のリニューアル計画及び整備

一般廃棄物処理施設整備計画に基づき、新港清掃工場のリニューアル整備を実施して施設の延命化を図ります。

(拡) (3) ごみ処理技術の検討

発電を地産地消の分散型エネルギー源として活用することや、ごみ焼却余熱の有効利用を図るほか、再資源化に関する技術の動向を把握し、最適なごみ処理技術の検討を進めます。

●実施スケジュール

(年 度)	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43
(1) 新清掃工場の計画及び整備	新規	環境影響評価等の実施					新清掃工場の建設									
											稼働					
(2) 新港清掃工場のリニューアル計画及び整備	新規	新港清掃工場のリニューアル計画										リニューアル整備				
																稼働
(3) ごみ処理技術の検討	検討中	拡 充														

事業 25

安定的・効率的な処理体制を目指したリサイクル施設の計画・整備

●事業内容

(新) (1) 新浜リサイクルセンターの適正な維持管理

新浜リサイクルセンターは稼働開始して 20 年以上経過していることから、一般廃棄物処理施設整備計画に基づき、部品交換や補修を計画的に進めることで延命化を図ります。

(新) (2) 再資源化率の高い次期リサイクル施設の計画及び整備

一般廃棄物処理施設整備計画に基づき、資源化品目の拡大等による高機能化を踏まえ、再資源化率の高い次期リサイクル施設の整備を目指します。

●実施スケジュール

(年 度)	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43
(1) 新浜リサイクルセンターの適正な維持管理	新規		新浜リサイクルセンターの適正な維持管理													
(2) 再資源化率の高い次期リサイクル施設の計画及び整備	新規		次期リサイクル施設の計画													
											設計・建設					稼働

事業 26

安定的・効率的な処理体制を目指した最終処分場の計画・整備

●事業内容

(1) 新内陸最終処分場の延命化

最終処分量を低減し、新内陸最終処分場の延命化を図ります。

(新) (2) 次期最終処分場の計画及び整備

新内陸最終処分場は、現時点で平成 43 年度に埋立を完了する見込みであることから、一般廃棄物処理施設整備計画に基づき、次期最終処分場の整備計画の作成及び整備を計画的に進めます。

(新) (3) 次期塵芥污水处理場の計画及び整備

下田最終処分場浸出水処理施設は老朽化が著しいことから、一般廃棄物処理施設整備計画に基づき、次期塵芥污水处理場の計画及び整備を進めます。

●実施スケジュール

(年 度)	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43
(1) 新内陸最終処分場の延命化	実施中	新内陸最終処分場の延命化														
(2) 次期最終処分場の計画及び整備	新規	次期最終処分場の用地検討・計画														
(3) 次期塵芥污水处理場の計画及び整備	新規	用地検討・計画														
		次期污水处理場の建設														

事業 27**適正処理困難物等の処理推進****●事業内容****(1) 適正処理困難物等の処理推進**

市の施設で処理することができない適正処理困難物や排出禁止物について、事業者の拡大生産者責任に基づく処理システムの整備を促すため、国に対して積極的な働きかけを行います。

(2) 収集体制の変更による処理品目の検討

次期リサイクル施設の整備に併せ、収集体制の変更による再資源化品目の拡大などについて検討します。

●実施スケジュール

(年 度)	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43
(1) 適正処理困難物等の処理推進	実施中	継 続														
(2) 収集体制の変更による処理品目の検討	検討中	継 続														

第6章 計画の推進・管理

6.1 計画の推進と管理における基本的な考え方

計画の推進に当たっては、市民・事業者・市が本計画の基本理念や基本方針を共有する必要があることから、周知徹底と普及啓発を積極的に行うとともに、多くの市民・事業者からごみの減量に対する理解と協力が得られるよう、働きかけを行います。

また、計画をPDC Aサイクル⁷⁸により管理していくこととし、毎年度の進行管理（小さなサイクル）と、中間目標年度となる平成33年度を目処に計画の評価・見直し（大きなサイクル）を行っていきます。

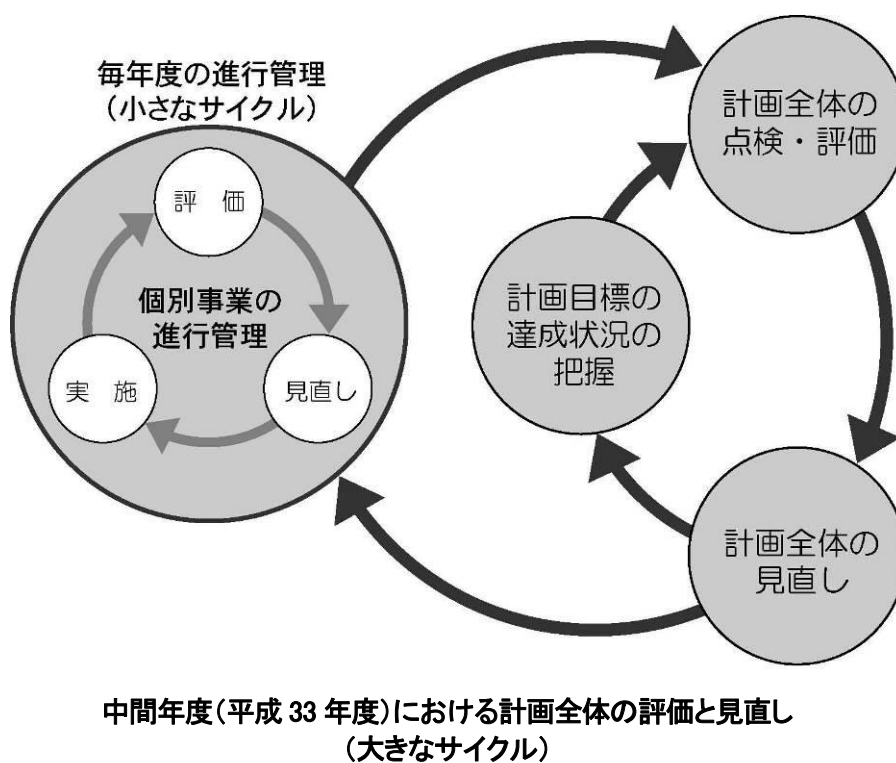


図 6-1 計画の進行管理

6.2 具体的な展開

6.2.1 計画・目標の共有化

3用地2清掃工場運用体制（p.1 参照）で安定的かつ継続的なごみ処理を図り、低炭素社会（p.30 参照）を考慮した循環型社会（p.30 参照）を実現するには、市民・事業者・市の3者が本計画に対する理解を深め、主体的かつ積極的にごみ減量・再資源化に向けた取組みを推進していく必要があるため、本計画を広くPRするとともに、わかりやすく説明します。

（1）より多くの市民・事業者が関心をよせるPRの実施

市政だより・ホームページ等の様々な広報媒体を活用し、あらゆる角度からアプローチを行います。また、わかりやすい表現を用いるなど関心が得られるような手法によるPRを行います。

効果的なPRを実施することで、より多くの市民・事業者と計画・目標の共有化を図ります。

（2）周知徹底のためのきめ細かな説明会等の実施

地域単位におけるきめ細かな説明会の開催や、事業所に出向いて説明を行うなど、計画の周知徹底のため、積極的に行動します。その際、市民・事業者が必要とする情報をあらかじめ把握し、チラシ・パンフレット等を用いて分かりやすく説明します。

（3）「全員参加型3R」を推進するための体制づくり

「全員参加型3R」を推進するためには、市民・事業者はもちろん、市民団体・NPO等と連携し、市をあげて3Rの推進に向けた意識啓発を図るとともに、市民・事業者等が主体的かつ積極的にごみの減量・再資源化に向けて取り組めるような仕組みが必要であり、そのための体制づくりを進めます。

6.2.2 毎年度の進行管理

計画を着実に推進するために、計画目標及び個別事業の進捗状況を毎年度把握し、進行管理を行うとともに、計画目標を確実に達成できるよう、必要に応じて個別事業の見直しや改善を行います。

また、進捗状況や評価結果をホームページ等により公表するとともに、市民・事業者と協働して計画を推進していきます。

(1) 計画目標の達成状況及び個別事業の進捗状況の把握

計画の進行管理を行うため、毎年度、計画目標の達成状況及び個別事業の進捗状況を把握します。個別事業の進捗状況は、事業ごとに管理指標を設定し、これを用いて把握します。

(2) 個別事業の評価及び見直し

計画目標の達成状況及び個別事業の進捗状況に基づき、社会情勢やごみ量・ごみ質の変化等も勘案した上で、個別事業について評価を行います。

また、必要に応じて、個別事業の進め方や内容について見直しを行います。

なお、達成状況及び進捗状況については、千葉市廃棄物減量等推進審議会⁷⁹へ報告するとともに、意見を伺い、評価・見直しに反映します。

(3) 計画目標の達成状況及び個別事業の進捗状況の公表

計画目標の達成状況及び個別事業の進捗状況については、毎年度、ホームページ等に掲載し、市民・事業者に対して公表します。公表にあたっては、多くの市民・事業者が計画に関心を持つことができるように努めます。

6.2.3 中間目標年度における計画全体の評価と見直し

ごみ処理基本計画策定指針（平成 28 年 9 月環境省）に示されているとおり、概ね 5 年ごとに計画を改定することとし、計画の中間目標年度である平成 33 年度に、計画全体の評価と見直しを行います。

具体的には、5 年間のごみ総排出量や焼却処理量等から減量効果を評価します。評価の結果、計画目標の達成が困難と見込まれる場合は、平成 34 年度以降のごみ処理体制を確実なものとするため、新たな施策の導入等について検討し、計画に反映します。

併せて、広く市民・事業者の意見を伺い、計画に反映します。

6.2.4 計画のロードマップ

27事業の実施時期とその効果について、清掃工場の体制変化のスケジュールと併せて整理した計画のロードマップは図6-2のとおりです。

継続的な減量・資源化事業は計画策定初年度から実施し、新規・拡充事業は実行性や費用対効果（p.26 参照）の高いものから順次着手して、3用地2清掃工場運用体制（p.1 参照）による安定的・継続的な処理体制の実現に資するものとします。

なお、各事業の実施スケジュールは、目標値設定のための目安であり、具体的実施・時期については、法律の改正や焼却ごみ量、経済財政状況等を勘案して判断します。

今後は新清掃工場をはじめとした新たなごみ処理施設の整備状況を見据えつつ、さらなる焼却処理量の削減を図ります。

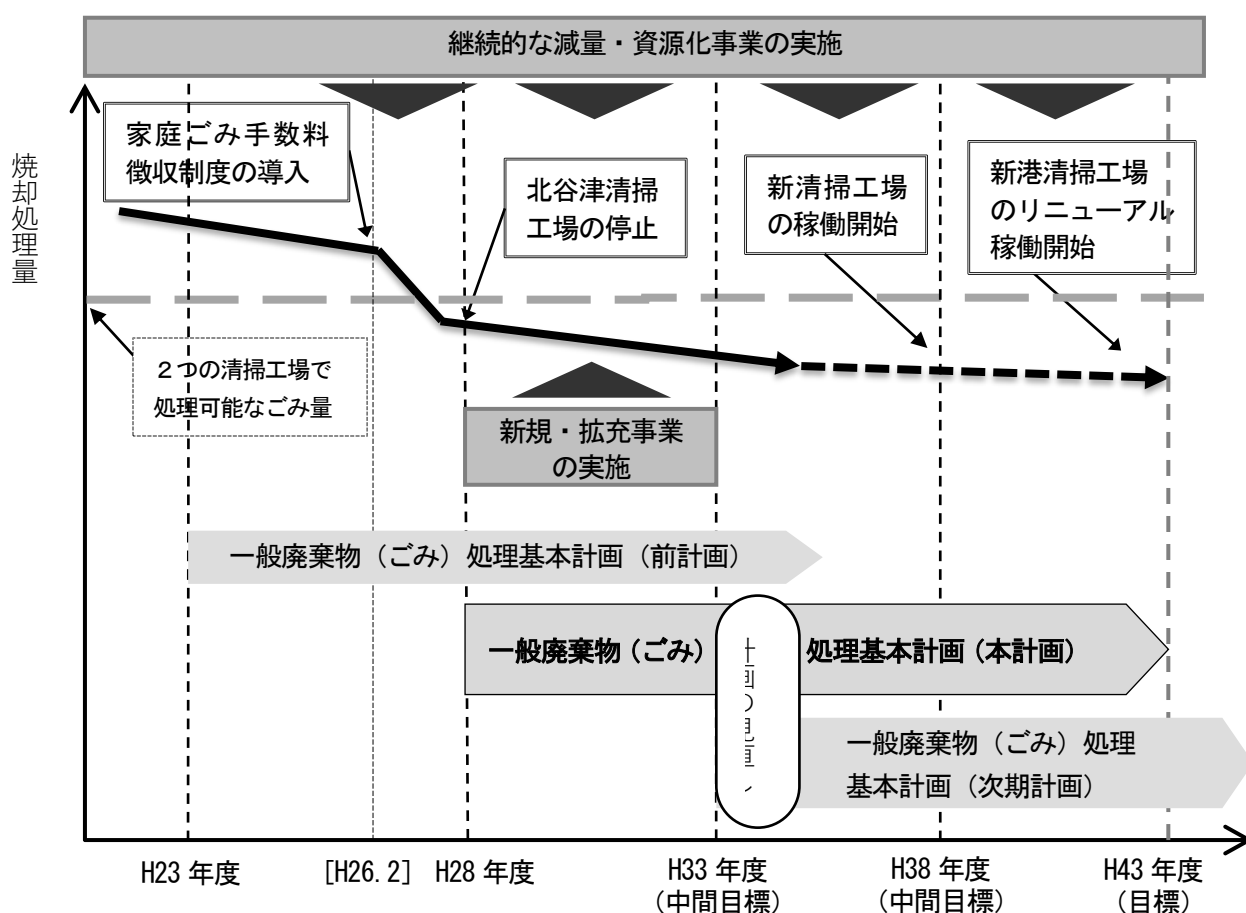


図 6-2 計画のロードマップ

6.3 市民・事業者・市の果たすべき役割

本計画に基づき、「第5章 目標達成に向けた施策展開」に示す27事業を進めていきますが、ごみの問題は日常の生活・事業と密接に関連しているため、ごみの減量・再資源化の推進は市の取組みだけでは達成できず、ごみの排出者である市民・事業者による積極的な取組みが重要となってきます。

そこで、3者がそれぞれ以下のような役割を担うことにより、ともに目標達成に向かって努力していくことが必要です。

6.3.1 市民の果たすべき役割

市民の役割	関連事業
■基本意識 ○ごみを排出する主体は自分たちであるということを、普段から市民1人ひとりが意識して、「ごみを出さないライフスタイル」の推進に努めます。 ○ごみ出しルールを遵守して適正排出に努めます。 ○市民は市の実施するごみ減量・再資源化のための取組みへ積極的に関与・参加します。また、地域等による自主的な活動へ積極的に参加します。 ○自治会などのコミュニティが、市民1人ひとりと市の協働関係を築くための橋渡しの役割を果たします。 ○地域での相互コミュニケーションを大切にして、日常的にごみ減量・再資源化に関する情報を共有します。	3 3R教育・学習の推進及びごみ処理に関する情報の共有化 5 生ごみの発生抑制の推進 7 きれいなまちづくりの推進 8 不法投棄の防止 10 市民・事業者との協働による再資源化の推進・支援 11 ごみ排出ルールの遵守・指導徹底

市民の役割	関連事業
■生ごみの減量・再資源化に向けて (ステップ1 発生抑制) ○食材を買いすぎない、買った食材を使い切る、食べ残しを減らすなど、ごみを少なくする食生活を実践します。 ○注文した食事を食べ切るなど、飲食店から出るごみの減量を意識します。 ○省エネルギー・節水などの意識も含め、家庭で環境に配慮した調理や食生活を実践します。 (ステップ2 排出抑制) ○三角コーナーなどを用いたり、手で絞るなど生ごみの水切りをして量を減らします。 (ステップ3 さらに排出抑制) ○さらに進んだ取り組みとして、生ごみを家庭で乾燥させたり、エコレシピ料理を取り入れて減量します。 ○生ごみを肥料化容器・段ボールコンポストなどを使って堆肥化し、庭やプランターで活用します。	3 3R教育・学習の推進及びごみ処理に関する情報の共有化 5 生ごみの発生抑制の推進 15 生ごみの再資源化の推進
■紙ごみの減量・再資源化に向けて (ステップ1 意識の向上) ○紙はごみではなく、資源であることを認識します。 (ステップ2 分別の習慣化) ○小さな雑がみなどをこまめに分けて、分別を習慣化していきます。 (ステップ3 十分な知識の習得) ○紙ごみを可燃ごみとして出してしまうわないよう、正しい分別方法について十分な知識を持つことが大切です。	3 3R教育・学習の推進及びごみ処理に関する情報の共有化 13 多様な排出機会の提供と動機づけによる古紙等の再資源化の推進
■剪定枝等の再資源化に向けて (ステップ1 意識の向上) ○身の回りの緑と親しみ、触れ合うことで、「緑を大切にする・自然へ返す意識」を育てます。 (ステップ2 分別の習慣化) ○木の枝・刈り草・葉は、決められた太さ・長さなどの出し方を守り、資源物として分別排出します。 (ステップ3 十分な知識の習得) ○木の枝・刈り草・葉を可燃ごみとして出してしまうわないよう、正しい分別方法について十分な知識を持つことが大切です。	3 3R教育・学習の推進及びごみ処理に関する情報の共有化 14 剪定枝等の再資源化の推進

6.3.2 事業者の果たすべき役割

事業者の役割	関連事業
■基本意識 ○従業員1人ひとりが、ごみの排出者であることを普段から意識して、「ごみを出さないビジネススタイル」の推進に努めます。 ○「排出者責任」の考え方にに基づき、自らの責任でごみの適正処理を行うとともに、資源化の推進に努めます。 ○事業活動は、モノの流れだけを見ても生産・流通から販売・回収と多岐に渡り、事業系ごみならず家庭系ごみの排出にも大きな影響を与えることから、「拡大生産者責任」「企業の社会的責任」を十分考慮した上で、ごみの減量・再資源化に取り組めます。 ■自主的に取組むべき役割 (社員教育・分別徹底) ○「ごみを出さないビジネススタイル」を定着させるための社内教育に取組み、従業員1人ひとりの意識を高めていきます。さらに、ごみを出さない仕事の仕組みづくりを進め、事業所での包括的な取組みに発展させていくことを目指します。 (顧客・取引先への働きかけ) ○小売業などの事業は、事業系ごみだけでなく、家庭系ごみにも深く関係していることから、顧客と一歩進んだコミュニケーションを行い、簡易包装の確認や荷物をひとつにまとめる提案など、サービスの向上と包装類の削減を併せた取組みを実践します。また、生産・流通側の事業者と調整し、過剰包装の削減などに努めます。 ○ごみを出さない納品形態と方法の工夫や売れ残りを減らす仕組みなど、取引先と協力して排出抑制に取り組めます。	1 ごみ減量のための「ちばルール」の普及・拡大 3 3R教育・学習の推進及びごみ処理に関する情報の共有化 4 料金の見直しによるごみの排出抑制 10 市民・事業者との協働による再資源化の推進・支援 12 事業所ごみの排出管理・指導の徹底 16 清掃工場における事業系ごみの搬入物検査の実施 20 民間の活用を取り入れた再資源化システムの構築

事業者の役割	関連事業
(生ごみの減量・再資源化) ○飲食店や食堂では、小盛りメニューの導入・持ち帰り希望者への対応などを実施し、食品ロスを減らします。 ○やむを得ず発生する生ごみは、食品リサイクル法に則り、可能な限りバイオガス化・飼料化・堆肥化などを進めることにより、資源として活用します。 (紙ごみの減量・再資源化) ○3Rの優先順位(p.31 参照)に基づき、優先してリデュースに取り組めます。 ○ペーパーレス化を推進し、紙ごみを減らします。 ○裏紙をメモとして使用するなど、紙ごみのリユースを推進します。 ○リデュース・リユースを行ってもなお発生する紙ごみについては、分別を徹底して、より多くの紙ごみをリサイクルします。シュレッダー紙などのミックスペーパーのほか、機密文書についても個人情報に留意した上でリサイクルに努めます。 ○分別した紙ごみを効率的にリサイクルしていくためには、ある程度のまとまった量が必要になることも事実です。商店街を含めた中小企業などの排出量の少ない事業所では、共同で排出するなどの取組みを進めます。 ○紙ごみのリサイクル技術は年々進歩しており、最新の技術動向に関する情報収集を継続的に行い、技術に合わせた分別の徹底を実施します。 (市民・市との連携) ○店頭回収、マイバッグ運動への主体的な参加や、3Rに関連するイベントの開催・参加など、事業者が立地する周辺地域と協働した取組みをさらに進めます。 ○拡大生産者責任や<u>デポジット制度⁸⁰</u>の導入などの検討を行い、企業の社会的責任を果たすための取組みを進めます。 ○説明会への参加や市の実施する施策への協力など、市と協働してごみ減量・再資源化を目指します。	1 ごみ減量のための「ちばルール」の普及・拡大 3 3R教育・学習の推進及びごみ処理に関する情報の共有化 4 料金の見直しによるごみの排出抑制 10 市民・事業者との協働による再資源化の推進・支援 12 事業所ごみの排出管理・指導の徹底 16 清掃工場における事業系ごみの搬入物検査の実施 20 民間の活用を取り入れた再資源化システムの構築

事業者の役割	関連事業
■協働して取組むべき役割 (多様な連携) ○業種単位や地域単位で連携し、事業者の規模や内容によって、分別・資源化に向けた取組みを進めていきます。 ○地域単位で勉強会などを開催して知識を深める、地域の実情に応じた取組みを進めていきます。 (情報の共有) ○事業者が集まり、ごみの減量や資源化に関する勉強会などを開催することで、知識を深めるとともに新たな視点からアイデアを出し合い、各々の取組みを相乗的に高めていきます。 ○ごみの減量・再資源化は、事業者間で取組みの内容に違いがあります。先進的な事業者の取組みは、他の事業者にはとても有益な情報であることが多いため、見学会や講習会などを開催して、情報の共有化を図っていきます。 ○ごみの処理や資源化について、処理状況や処理技術などの現状をよく知ることが、新しい取組みを実行するための重要な手がかりになります。そのため、専門家による指導や許可業者と連携し、理解を深めていきます。	1 ごみ減量のための「ちばルール」の普及・拡大 3 3R教育・学習の推進及びごみ処理に関する情報の共有化 4 料金の見直しによるごみの排出抑制 10 市民・事業者との協働による再資源化の推進・支援 12 事業所ごみの排出管理・指導の徹底 16 清掃工場における事業系ごみの搬入物検査の実施 20 民間の活用を取り入れた再資源化システムの構築

6.3.3 市の果たすべき役割

市の役割	関連事業
■基本意識 ○市民や事業者に向けてごみ減量・再資源化の情報提供や普及啓発等を行うとともに、効果的なごみの減量・再資源化施策を実施します。 ○市民や事業者の自主的な活動を支援します。 ○安定的・効率的なごみ処理システムを構築し、ごみの適正処理を行います。 ○ごみ処理施設の整備にあたっては、「経済・効率性」と「強靱」のバランスを考慮するとともに、廃棄物エネルギーを有効活用して、地球環境の向上に寄与できるような施設とします。 ○市の施設が事業者の手本となるよう、率先して環境配慮行動を実践します。	すべての個別事業

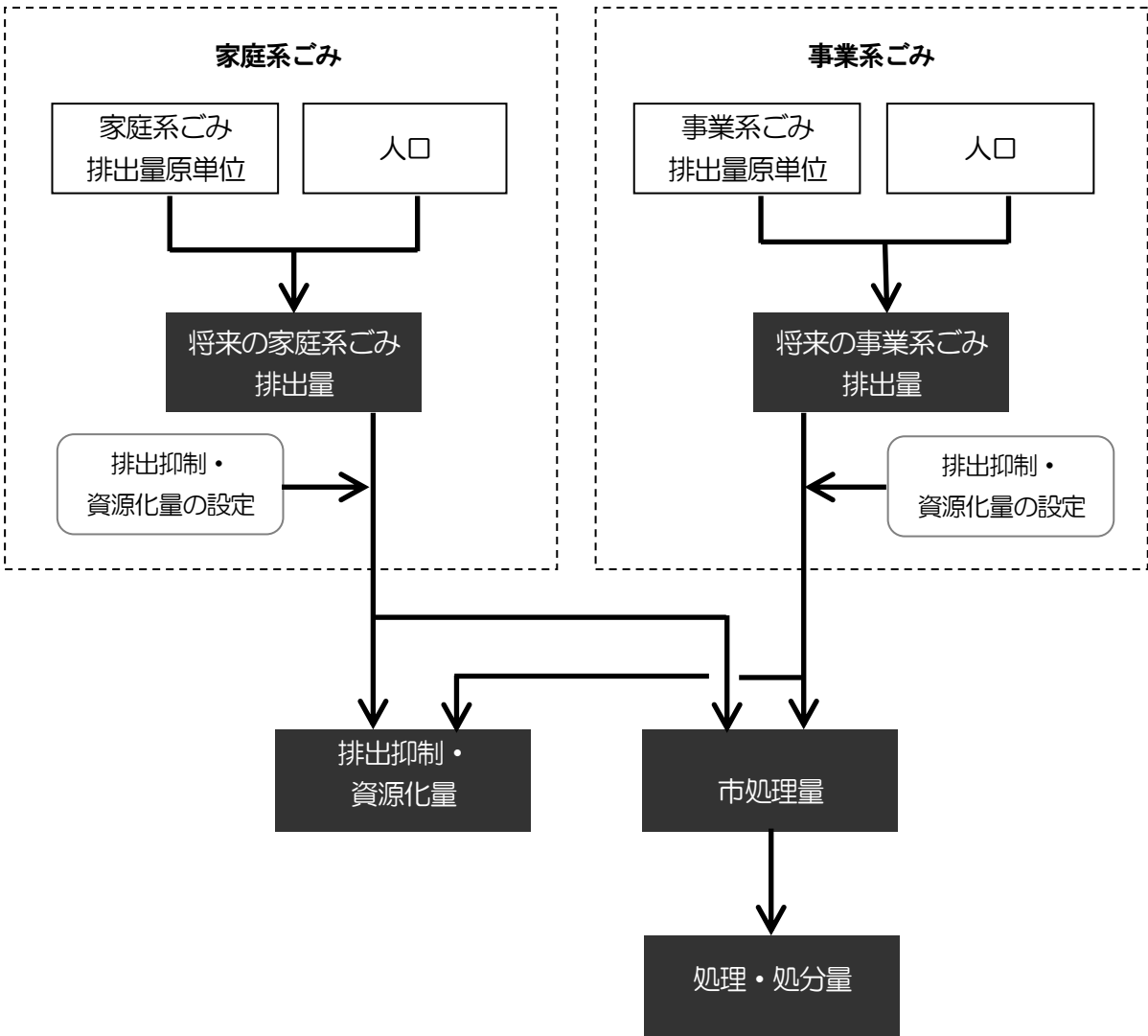
参 考 資 料

目 次

参考資料 1	ごみ量の将来予測	1
参考資料 2	各年度の計画値	3
参考資料 3	収集運搬計画	6
参考資料 4	中間処理計画	7
参考資料 5	最終処分計画	9
参考資料 6	計画策定体制及び経緯	10
参考資料 7	千葉市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の変遷	13
参考資料 8	用語集	14

参考資料 1 ごみ量の将来予測

1. 予測（推計）方法



注 1) 過去の人口は、各年度 3 月末現在の「住民基本台帳・外国人登録原票」による。推計人口は、「千葉市将来人口補正業務報告書」（平成 26 年 3 月）の平成 32、37 年度、42 年度における将来人口を採用し、その他の年度は年度間按分により算出した。

注 2) 「排出抑制・資源化量の設定」は、表 4-2 想定する事業効果（平成 43 年度）（P37 参照）のとおり。

2. 計画フレームにおける単純推計⁸¹時との比較

区分	単位	単純推計			計画		
		H33年度	H38年度	H43年度	H33年度	H38年度	H43年度
人口	(千人)	972	957	931	972	957	931
①総排出量	(千t)	369	364	355	368	363	354
	(g/人・日)	(1,040)	(1,040)	(1,040)	(1,037)	(1,037)	(1,037)
家庭系	(千t)	227	224	219	226	223	217
	(g/人・日)	(641)	(641)	(641)	(637)	(637)	(637)
事業系	(千t)	142	140	136	142	140	136
	(g/人・日)	(400)	(400)	(400)	(400)	(400)	(400)
②ごみ排出量	(千t)	262	258	251	250	246	240
	(g/人・日)	(737)	(737)	(737)	(704)	(703)	(703)
家庭系	(千t)	182	179	175	176	173	169
	(g/人・日)	(514)	(514)	(514)	(495)	(495)	(495)
事業系	(千t)	79	78	76	74	73	71
	(g/人・日)	(224)	(224)	(224)	(209)	(208)	(208)
③資源物回収量	(千t)	108	106	103	118	117	114
	(g/人・日)	(303)	(303)	(303)	(333)	(334)	(334)
家庭系	(千t)	45	44	43	50	50	49
	(g/人・日)	(127)	(127)	(127)	(142)	(142)	(142)
事業系	(千t)	62	62	60	68	67	65
	(g/人・日)	(176)	(176)	(176)	(191)	(191)	(192)
④焼却処理量	(千t)	253	252	246	242	241	235
	(g/人・日)	(713)	(723)	(723)	(682)	(690)	(689)
家庭系	(千t)	174	174	170	168	168	164
事業系	(千t)	79	78	76	74	73	71
⑤処理後再生利用量	(千t)	12	12	12	12	21	21
⑥再生利用量 (③+⑤)	(千t)	120	118	115	130	138	134
⑦再生利用率(⑥/①)	(%)	32	32	32	35	38	38
⑧最終処分量	(千t)	24	24	23	23	13	13
⑨最終処分率 (⑧/①)	(%)	6	7	7	6	3	3
⑩温室効果ガス排出量	(千t)	85	85	83	82	80	78

注1) 参考資料の表中の数字については、千t未満を四捨五入しているため合計値が一致しない場合がある。

500t未満の場合は「0」と表示している。

注2) 家庭系ごみ：可燃ごみ＋不燃ごみ＋有害ごみ＋家庭系資源物（びん・缶・ペットボトル・古紙・布類・生ごみ・剪定枝等）＋粗大ごみ＋その他（集団回収・古紙回収庫・使用済小型家電拠点回収・廃食油資源回収・その他の資源回収）

注3) 事業系ごみ：可燃ごみ＋不燃ごみ＋事業系資源物（古紙・布類・びん・缶・金属・生ごみ・木くず・その他市が把握可能な資源物）

注4) 再生利用率＝再生利用量（処理前再生利用量＋処理後再生利用量）÷総排出量×100

注5) 処理後再生利用量＝破砕後資源化量＋焼却残渣資源化量

注6) 温室効果ガス排出量は、清掃工場における排出量から売電等による控除分を差し引いたもの。

注7) 表中の（ ）は原単位（市民1人1日あたりの排出量）を示す。

参考資料 2 各年度の計画値

1. 平成 29 年度～平成 33 年度

区分	単位	計画				
		H29年度	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度
人口	(千人)	971	972	973	974	972
①総排出量	(千t)	369	369	370	369	368
	(g/人・日)	(1,039)	(1,039)	(1,038)	(1,038)	(1,037)
家庭系	(千t)	227	227	227	227	226
	(g/人・日)	(640)	(639)	(639)	(638)	(637)
事業系	(千t)	142	142	142	142	142
	(g/人・日)	(400)	(400)	(400)	(400)	(400)
②ごみ排出量	(千t)	256	251	251	250	250
	(g/人・日)	(723)	(706)	(705)	(705)	(704)
家庭系	(千t)	181	176	177	176	176
	(g/人・日)	(510)	(497)	(496)	(496)	(495)
事業系	(千t)	76	74	75	74	74
	(g/人・日)	(214)	(209)	(209)	(209)	(209)
③資源物回収量	(千t)	112	118	119	118	118
	(g/人・日)	(316)	(333)	(333)	(333)	(333)
家庭系	(千t)	46	51	51	51	50
	(g/人・日)	(130)	(142)	(142)	(142)	(142)
事業系	(千t)	66	67	68	68	68
	(g/人・日)	(186)	(190)	(190)	(191)	(191)
④焼却処理量	(千t)	248	243	243	242	242
	(g/人・日)	(700)	(685)	(682)	(681)	(682)
家庭系	(千t)	172	169	168	168	168
事業系	(千t)	76	74	75	74	74
⑤処理後再生利用量	(千t)	12	12	12	12	12
⑥再生利用量 (③+⑤)	(千t)	124	130	131	130	130
⑦再生利用率(⑥/①)	(%)	33	35	35	35	35
⑧最終処分量	(千t)	23	23	23	23	23
⑨最終処分率 (⑧/①)	(%)	6	6	6	6	6
⑩温室効果ガス排出量	(千t)	84	82	82	82	82

2. 平成 34 年度～平成 38 年度

区分	単位	計画				
		H34年度	H35年度	H36年度	H37年度	H38年度
人口	(千人)	969	967	964	962	957
①総排出量	(千t)	367	368	366	365	363
	(g/人・日)	(1,037)	(1,037)	(1,037)	(1,037)	(1,037)
家庭系	(千t)	226	226	224	224	223
	(g/人・日)	(637)	(637)	(637)	(637)	(637)
事業系	(千t)	141	141	141	140	140
	(g/人・日)	(400)	(400)	(400)	(400)	(400)
②ごみ排出量	(千t)	249	249	248	247	246
	(g/人・日)	(704)	(704)	(704)	(704)	(703)
家庭系	(千t)	175	175	174	174	173
	(g/人・日)	(495)	(495)	(495)	(495)	(495)
事業系	(千t)	74	74	73	73	73
	(g/人・日)	(209)	(209)	(208)	(208)	(208)
③資源物回収量	(千t)	118	118	117	117	117
	(g/人・日)	(333)	(333)	(334)	(334)	(334)
家庭系	(千t)	50	50	50	50	50
	(g/人・日)	(142)	(142)	(142)	(142)	(142)
事業系	(千t)	68	68	67	67	67
	(g/人・日)	(191)	(191)	(191)	(191)	(191)
④焼却処理量	(千t)	241	241	240	239	241
	(g/人・日)	(681)	(681)	(682)	(681)	(690)
家庭系	(千t)	167	167	167	166	168
事業系	(千t)	74	74	73	73	73
⑤処理後再生利用量	(千t)	12	12	12	12	21
⑥再生利用量 (③+⑤)	(千t)	130	130	129	129	138
⑦再生利用率(⑥/①)	(%)	35	35	35	35	38
⑧最終処分量	(千t)	23	23	23	22	13
⑨最終処分率 (⑧/①)	(%)	6	6	6	6	3
⑩温室効果ガス排出量	(千t)	82	82	81	81	80

3. 平成 39 年度～平成 43 年度

区分	単位	計画				
		H39年度	H40年度	H41年度	H42年度	H43年度
人口	(千人)	952	947	943	938	931
①総排出量	(千t)	362	359	357	356	354
	(g/人・日)	(1,037)	(1,037)	(1,037)	(1,037)	(1,037)
家庭系	(千t)	222	220	219	218	217
	(g/人・日)	(637)	(637)	(637)	(637)	(637)
事業系	(千t)	139	138	138	137	136
	(g/人・日)	(400)	(400)	(400)	(400)	(400)
②ごみ排出量	(千t)	245	243	242	241	240
	(g/人・日)	(703)	(703)	(703)	(703)	(703)
家庭系	(千t)	173	171	170	169	169
	(g/人・日)	(495)	(495)	(495)	(495)	(495)
事業系	(千t)	73	72	72	71	71
	(g/人・日)	(208)	(208)	(208)	(208)	(208)
③資源物回収量	(千t)	116	115	115	114	114
	(g/人・日)	(334)	(334)	(334)	(334)	(334)
家庭系	(千t)	50	49	49	49	49
	(g/人・日)	(142)	(142)	(142)	(142)	(142)
事業系	(千t)	67	66	66	66	65
	(g/人・日)	(191)	(191)	(191)	(192)	(192)
④焼却処理量	(千t)	240	239	237	236	235
	(g/人・日)	(689)	(691)	(689)	(689)	(689)
家庭系	(千t)	167	167	165	165	164
事業系	(千t)	73	72	72	71	71
⑤処理後再生利用量	(千t)	21	21	21	21	21
⑥再生利用量 (③+⑤)	(千t)	137	136	136	135	134
⑦再生利用率(⑥/①)	(%)	37	37	37	37	38
⑧最終処分量	(千t)	13	13	13	13	13
⑨最終処分率 (⑧/①)	(%)	3	3	3	3	3
⑩温室効果ガス排出量	(千t)	80	79	79	78	78

参考資料 3 収集運搬計画

1. 家庭系ごみ

(単位：千 t)

区分			収集方法		収集回数	H27年度	H33年度	H38年度	H43年度
可燃ごみ			ごみステーション (指定袋)	委託	週2回	169	163	160	157
不燃ごみ			ごみステーション (指定袋)	委託	月2回	9	9	9	9
粗大ごみ			各戸(申込制)	直営・委託	随時	4	4	4	3
有害ごみ(危険物)			ごみステーション (透明な袋)	委託	月2回	0	0	0	0
資源物	びん	無色	ごみステーション (コンテナ)	委託	週1回	13	13	13	12
		茶							
		その他							
	缶								
	ペットボトル		ごみステーション (専用ネット)						
	古紙・布類	ごみステーション	協定(※)	週1回	18	18	17	17	
		集団回収		団体による	14	14	14	14	
		古紙回収庫		適宜	0	0	0	0	
	剪定枝等		ごみステーション	モデル事業	月2回	0	6	6	5
合計						226	226	223	217

(※) 千葉市再資源化事業協同組合との協定による収集

注 1) 収集方法、収集回数は平成 28 年度現在。

注 2) 幕張新都心住宅地区は可燃ごみ・不燃ごみの管路収集を実施している。

注 3) 端数処理の関係上、合計が合わない箇所がある。

注 4) 表中の「0」は 500t 未満を示す。

2. 事業系ごみ

(単位：千 t)

区分		収集方法	収集回数	H27年度	H33年度	H38年度	H43年度
可燃ごみ		排出者・許可業者による 収集・運搬	随時	79	74	73	71
不燃ごみ				0	0	0	0
資源物	従来回収分			62	62	62	60
	新規施策分			－	5	5	5
合計				141	142	140	136

参考資料 4 中間処理計画

1. 新浜リサイクルセンター

(1) 処理量

(単位：千 t)

区分	種 別		H27年度	H33年度	H38年度	H43年度
資源選別	家庭系	びん・缶・ペットボトル	13	13	13	12
破砕処理	家庭系	不燃ごみ	9	9	9	9
		粗大ごみ	4	4	4	3
	破砕処理 合計		13	13	12	12

(2) 破砕処理後の内訳

(単位：千 t)

区分	処理後の種別	H27年度	H33年度	H38年度	H43年度
破砕処理	破砕後資源化	2	2	2	2
	破砕可燃残さ	7	8	7	7
	破砕不燃残さ	3	3	3	3
	処理困難物(民間処理委託)	0	0	0	0
	合 計	13	13	12	12

2. 焼却処理施設

(1) 焼却処理量

(単位：千 t)

区分	種 別	H27年度	H33年度	H38年度	H43年度
家庭系	可燃ごみ	169	163	160	157
	破碎可燃残さ	7	8	7	7
	粗大ごみ直接焼却	0	0	0	0
	小 計	176	171	168	164
事業系	可燃ごみ	79	74	73	71
合 計		253	242	241	235

(2) 焼却残さ（焼却灰）の量及び処理方法

ア. 焼却残さの発生量

(単位：千 t)

区分	H27年度	H33年度	H38年度	H43年度
発生量	29	29	31	31

イ. 焼却残さの処理方法

(単位：千 t)

区分	種 別	H27年度	H33年度	H38年度	H43年度
再生利用	溶融スラグ・金属・エコセメント化等	9	8	19	19
最終処分	埋立	20	21	12	12
合 計		29	29	31	31

参考資料 5 最終処分計画

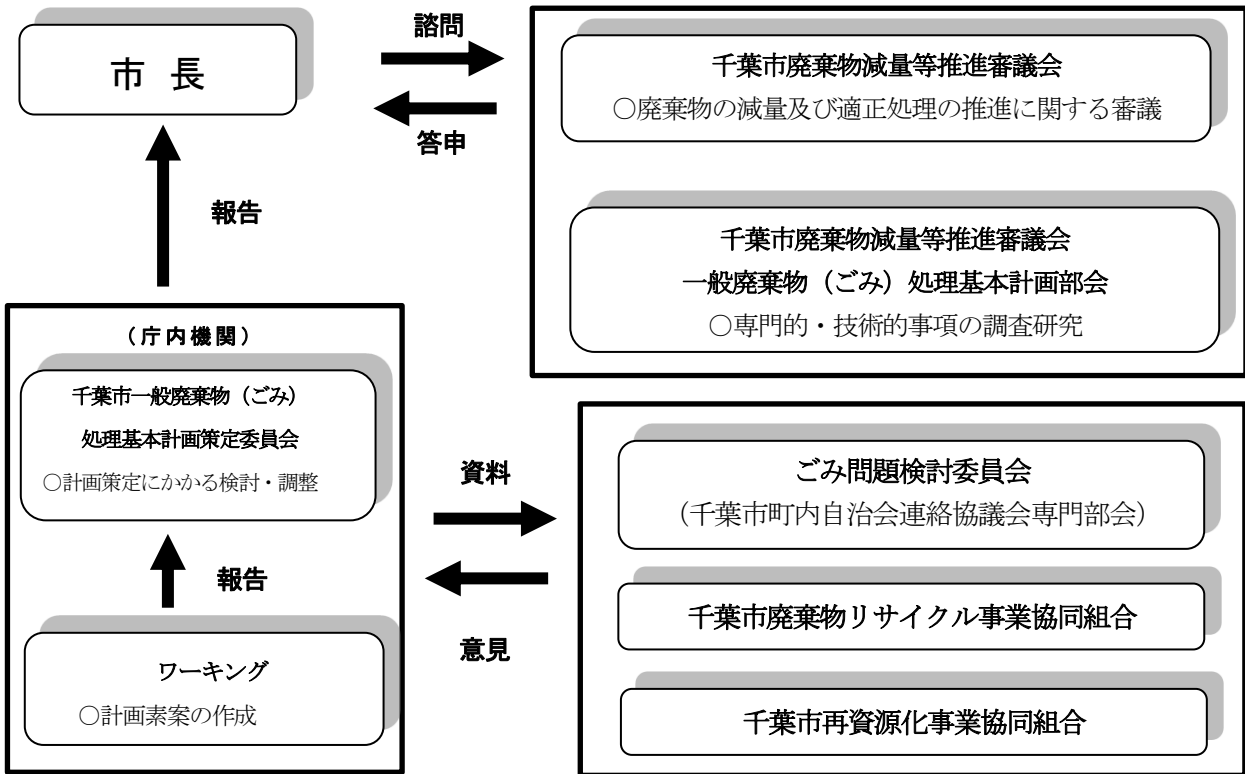
1. 最終処分量

(単位：千 t)

区分	H27年度	H33年度	H38年度	H43年度
家庭系直接埋立	1	1	1	1
事業系直接埋立	0	0	0	0
不燃破碎残さ	1	1	1	1
焼却残さ	20	21	12	12
合計	21	22	13	13

参考資料 6 計画策定体制及び経緯

1. 計画策定体制



2. 策定体系

名称	構成	人数
千葉市廃棄物減量等推進審議会	学識経験者、市民の代表者、関係団体の代表者、 関係行政機関の職員、市議会議員	20 名
千葉市廃棄物減量等推進審議会 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画部会	学識経験者、市民の代表者、関係団体の代表者	5 名
千葉市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画 策定委員会	環境局関係課の課長等 （必要に応じて環境局外関係課の課長等も参 加）	17 名
千葉市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画 策定委員会ワーキング	環境局関係課の課長補佐級以下職員 （必要に応じて環境局外関係課の課長補佐級 以下職員も参加）	16 名

3. 計画策定に係る経緯

(1) 平成 27 年度

平成 27 年 6 月

- ・千葉市廃棄物減量等推進審議会へ、「千葉市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の策定に係る基本的事項」について諮問した。
- ・千葉市のごみ処理・資源化に関するアンケート調査（家庭系ごみ）を行った。
【対象：区別及び世帯数別に抽出した市内 1,000 世帯】

平成 27 年 7 月

- ・千葉市のごみ処理・資源化に関するアンケート調査（事業系ごみ）を行った。
【対象：事業用大規模建築物のうち無作為抽出した市内 200 事業所】

平成 28 年 2 月

- ・千葉市廃棄物リサイクル事業協同組合から、次期「千葉市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」に係る意見書が提出された。
- ・千葉市再資源化事業協同組合から、次期「千葉市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」に係る意見書が提出された。

平成 28 年 3 月

- ・ごみ問題検討委員会から、次期「千葉市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」に係る意見書が提出された。

(2) 平成 28 年度

平成 28 年 6 月

- ・千葉市廃棄物減量等推進審議会から、「千葉市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の策定に係る基本的事項」について答申を受けた。

平成 28 年 11 月～12 月

- ・千葉市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（案）のパブリックコメント手続を実施した。

平成 28 年 3 月

- ・千葉市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画を策定した。

4. 千葉市廃棄物減量等推進審議会の開催状況

(1) 平成 27 年度

	千葉市廃棄物減量等推進審議会	千葉市廃棄物減量等推進審議会 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画部会
日時	第1回（平成27年6月30日）	第1回（平成27年7月27日）
議題	計画策定に係る基本的事項について（諮問）、次期計画の策定方針、部会の設置	現況と個別27事業の次期計画への継続性評価、ごみ量の将来予測と数値目標案の設定
日時	第2回（平成27年8月28日）	第2回（平成27年8月4日）
議題	現況と個別27事業の次期計画への継続性評価、ごみ量の将来予測と数値目標案の設定	第1回部会における意見について
日時	第3回（平成28年3月25日）	第3回（平成27年11月16日）
議題	計画策定に係る基本的事項について（答申案）、関係団体からの意見・要望と対応	次期計画におけるビジョンと基本方針（案）、次期計画における個別事業の検討

2) 平成 28 年度

	千葉市廃棄物減量等推進審議会
日時	第1回（平成28年5月30日）
議題	計画策定に係る基本的事項について（答申最終案）、計画（案）の検討
日時	第2回（平成28年7月29日）
議題	最新実績（平成27年度）に基づくごみ量予測結果、計画（案）の検討
日時	第3回（平成28年10月 5日）
議題	計画（案）の検討
日時	第4回（平成29年 1月24日）
議題	パブリックコメント手続実施結果の報告、計画（最終案）

参考資料 7 千葉市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の変遷

策定年月	名称、計画期間等
昭和 55 年 3 月	名称：千葉市廃棄物処理計画 ー市民参加による新たな循環処理体系の確立をめざしてー 計画期間：昭和 54 年度～昭和 63 年度【10 年間】 基本目標（ビジョン）： 市民参加によりリサイクル処理体系を確立し、 まちづくりに一貫する物質循環の都市社会基盤を整備する。
昭和 61 年 3 月	名称：千葉市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画書 計画期間：昭和 61 年度～昭和 70（平成 7）年度【10 年間】
平成 4 年 2 月	名称：千葉市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画書 計画期間：平成 3 年度～平成 17 年度【15 年間】
平成 9 年 3 月	名称：千葉市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画 計画期間：平成 9 年度～平成 23 年度【15 年間】 基本目標（ビジョン）： ごみ処理サービスからリサイクルマネジメントへ
平成 14 年 3 月	名称：千葉市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画 リサイクルを考え行動する、循環型社会の貢献者へ ～1 人 1 日ごみ 150 g 減量をめざして～ 計画期間：平成 14 年度～平成 23 年度【10 年間】 基本目標（ビジョン）： リサイクルを考え行動する、循環型社会の貢献者へ ～1 人 1 日ごみ 150 g 減量をめざして～
平成 19 年 3 月	名称：千葉市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画 環境と資源、次世代のために今できること ～挑戦！ 焼却ごみ 1/3 削減～ 計画期間：平成 19 年度～平成 28 年度【10 年間】 基本目標（ビジョン）： 環境と資源、次世代のために今できること ～挑戦！ 焼却ごみ 1/3 削減～
平成 24 年 3 月	名称：千葉市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画 まだできる！ともに取組むごみ削減・一歩先へ 計画期間：平成 24 年度～平成 33 年度【10 年間】 基本目標（ビジョン）： まだできる！ともに取組むごみ削減・一歩先へ
平成 29 年 3 月	名称：千葉市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画 「もったいない」の心で、1 日 18 グラムのごみ減量 ～「焼却ごみ 1／3 削減の達成」から第 2 Round へ～ 計画期間：平成 29 年度～平成 43 年度【15 年間】 基本理念：全員参加型 3 R による 未来へつなぐ 低炭素・循環型社会の構築

参考資料 8 用語集

1 一般廃棄物処理基本計画

廃棄物処理法第6条第1項により市町村に作成が義務付けられた、当該市町村の区域内の一般廃棄物処理における長期的な基本方針を定めた計画。(一般廃棄物は、ごみとし尿に分かれているが、本計画ではし尿についての内容を含まないため「(ごみ)」と表現している。)

2 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）

昭和46年9月施行。廃棄物の排出を抑制し、廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理を行い生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的に、廃棄物の定義や処理責任の所在、処理方法、処理施設、処理業の基準等を定めている。

これまで数回に渡り大きな改正が行われ、適正処理や循環型社会の構築に向けた取り組みの推進が図られている。

3 廃棄物

廃棄物処理法において、廃棄物とは、「ごみ、粗大ごみ、汚泥、ふん尿、動物の死体その他の汚物又は不要物であつて、固形状又は液状のもの（放射性物質及びこれによって汚染されたものを除く。）」と定義され、一般廃棄物と産業廃棄物に区分される。

一般廃棄物とは、廃棄物処理法の対象となる廃棄物のうち、産業廃棄物以外のものを指す。一般家庭から排出される家庭系ごみの他、事業所等から排出される産業廃棄物以外の不要物（いわゆるオフィスごみ）も事業系ごみとして含まれ、地方自治体が処理責任を負う。

産業廃棄物とは、廃棄物処理法に定められている事業活動に伴って発生する特定の廃棄物を指す。多量発生性・有害性の観点から、汚染者負担原則に基づき排出事業者が処理責任を有する。

4 ごみ処理基本計画策定指針

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課より示された、ごみ処理基本計画の策定に関する留意事項を取りまとめた指針。平成5年に策定され、平成20年、25年、28年に改定された。

5 焼却処理量

清掃工場で焼却処理された量。清掃工場に直接搬入される可燃ごみと、不燃ごみや粗大ごみを破碎処理した後の可燃残渣の合計。

6 再資源化

使用済物品等のうち、有用なものの全部又は一部を再生資源や再生部品として利用すること。

7 再生利用率

資源化量を総排出量で除した値。総排出量のうち再生利用された割合を示す。

8 千葉市新基本計画

中長期的な市政運営の基本指針として、また、様々な主体とともに取り組むまちづくりの計画として市が平成24年3月に策定した、市の中長期的な行政運営の指針となる新たな基本計画。まちづくりのコンセプトとして「わたしから！ 未来へつなぐ まちづくり」を掲げている。

9 千葉市新基本計画第2次実施計画

千葉市新基本計画に基づく第2次実施計画として、3つの「実現すべきまちの個性」（「未来をつくる人材が育つまち」、「みんなの力で支えあうまち」、「訪れてみたい、住んでみたいまち」）の実現を目指し、本市が将来にわたって持続可能なまちとして発展を続けるため、市が重点的かつ優先的に取り組む事業を明らかにしている。

10 千葉市環境基本計画

市の環境の現況や国内外の動向等を踏まえ策定している中期的な計画。現行計画は平成 23 年 3 月に策定（計画期間：平成 23 年度～33 年度）し、望ましい環境都市の姿として「豊かな自然と生活環境を守り、育み、うるおいのある環境とともに生きるまちへ」を掲げ、環境の保全及び創造を図るために各種施策・事業等を推進している。

11 環境基本法

環境保全についての基本理念を定めるとともに、国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにする法律。環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的としている。

12 循環型社会形成推進基本法

循環型社会の形成について基本原則、関係主体の責務を定めるとともに、循環型社会形成推進基本計画の策定その他循環型社会の形成に関する施策の基本となる事項などを規定した法律。

13 循環型社会形成推進基本計画

循環型社会形成推進基本法に基づき、政府全体の循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針などを定める計画。平成 15 年に第 1 次計画、平成 20 年に第 2 次計画、平成 25 年に第 3 次計画が閣議決定された。

第 3 次計画では、最終処分量の削減などこれまで進展した廃棄物の量に着目した施策に加え、循環の質にも着目し、(1) リサイクルに比べ取組が遅れているリデュース・リユースの取組強化、(2) 有用金属の回収、(3) 安心・安全の取組強化、(4) 3 R 国際協力の推進、等を新たな政策の柱としている。

14 環境大臣が定める基本方針

正式名称は、「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」。

廃棄物処理法第 5 条の 2 第 1 項の規定に基づき平成 13 年 5 月に定められたもの。平成 17 年 5 月と平成 22 年 10 月に改正された後、平成 27 年 7 月に「廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び災害対策基本法の一部を改正する法律」の公布により非常災害時に関する事項を追加することとされたこと等を踏まえ、平成 28 年 1 月に再び改正された。

15 資源有効利用促進法

平成 3 年に制定された「再生資源の利用の促進に関する法律」の改正法として、平成 12 年に制定された。正式名称は「資源の有効な利用の促進に関する法律」。(1) 製品の環境配慮設計（軽量化等、解体の容易化等に配慮した設計）、(2) 使用済製品の自主回収・リサイクル、(3) 製造工程で生じる副産物のリデュース・リサイクル（事業所のゼロ・エミッション）といった 3 R に関するさまざまな取組を促進することにより、循環経済システムの構築を目的とする。

16 個別リサイクル法

個別の物品や業種に限定して定められたリサイクル法のこと。容器包装リサイクル法、家電リサイクル法、建設リサイクル法、食品リサイクル法、自動車リサイクル法、小型家電リサイクル法がある。

17 千葉県廃棄物処理計画

廃棄物処理法第 5 条の 5 の規定により千葉県が平成 28 年 5 月に策定した計画で、県内の廃棄物に関する施策の基本方針を示すもの。平成 28 年度から 32 年度までの 5 年間を計画期間とし、「3 R の推進」、「適正処理の推進」及びこれらを進めるための「適正処理体制の整備」を 3 本の柱に据え、依然として高い水準にある廃棄物排出量や根絶に至らない不法投棄などの課題を克服するため、実効性のある施策を展開することとしている。

18 千葉市一般廃棄物処理施設整備計画

千葉市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画に定める基本的事項を踏まえ、長期的、総合的な視点のもと、平成 26 年度から平成 43 年度までにおける一般廃棄物処理施設（清掃工場・リサイクル施設・最終処分場）の整備方針等について定めた計画。

19 資源物

再資源化が可能なごみの総称。資源ごみ。

20 剪定枝等

木の枝・刈り草・葉のこと。

21 集団回収

町内自治会・子ども会・PTA等の地域団体が、自主的に各家庭の協力を得て、日時を決めて古紙・布類を一定の場所に集め、資源回収業者に引き渡す活動。

22 古紙回収庫

古紙の再資源化を推進するため、市（区）役所や清掃工場などの 19 施設に設置しており、市民及び市内の事業者（紙製造業、製本業、建築現場等から出る産業廃棄物にあたる古紙を除く）が、古紙（シュレッダー古紙、機密文書を除く）を無料で持ち込むことができる。

23 使用済小型家電拠点回収

使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律の施行に伴い実施している事業で、市（区）役所や市民センターなどの 26 施設に設置された回収ボックスに、21 品目の使用済小型家電を無料で持ち込むことができる。小型家電の基盤などに含まれる希少金属（レアメタル）を回収し、リサイクルすることで資源循環の促進を図ることを目的としている。

24 ごみ排出量

個人あるいは法人等が日常活動の中で排出するごみの量のことで、家庭系ごみと事業系ごみの合計。集団回収等の資源回収量は含まない。

25 資源回収量

家庭系資源物、事業系資源物及び集団回収・古紙回収庫・使用済小型家電拠点回収・廃食油資源回収等で回収した資源物の合計。

26 家庭系分別収集

家庭から排出されるごみを、市が行う処理方法に応じて、市民に分別排出してもらいこれを収集すること。

27 リサイクル等推進基金

市民及び事業者等のリサイクル活動等を支援するため、平成 10 年に設立した。市民・企業等からの寄付や粗大ごみ処理手数料・家庭ごみ処理手数料収入を積み立てて、ごみ減量などの普及啓発やリサイクルの推進等に資する事業に活用している。

28 生ごみ減量処理機

生ごみを減量する機器。「分解消滅型」（微生物の働きを利用して、生ごみを炭酸ガスと水に分解する）と「乾燥減量型」（電動で発生させる温風によって生ごみに含まれる水分を飛ばすことにより減量する）がある。

29 ごみ組成

ごみの中に含まれる品目別の内訳（重量比）。

30 ステーション収集

あらかじめ決められた場所（ごみステーション）にごみや資源物を排出し、市が収集する方式。ステーション収集のほか、世帯ごとに戸別に収集する戸別収集がある。

31 家電リサイクル法

正式名称は「特定家庭用機器再商品化法（平成 10 年法律第 97 号）」。平成 13 年 4 月施行。

家庭や事業所から排出された家電製品（エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機）を有料で小売業者が回収し、メーカーがリサイクルすることを義務付けている。

32 排出禁止物

千葉市廃棄物の適正処理及び再利用等に関する条例第 26 条及び同規則第 7 条で定める、市が収集しない一般廃棄物のこと。

- (1) 有害性物質を含む物
ニッケルカドミウム電池、ボタン型電池、農薬、殺虫剤、有毒性のある薬品の容器、強酸性若しくは強アルカリ性の物質
- (2) 危険性のある物
揮発油（ガソリン、ベンジン、シンナー等）、灯油、ガスボンベ、花火、火薬類、バッテリー、廃油類、消火器
- (3) 著しく悪臭を発する物
汚物、汚泥
- (4) 容積、重量及び長さが著しく大きい物
ピアノ、電子オルガン、オートバイ、電子キーボード、耐火金庫、浴槽、浄化槽、自動販売機、強化プラスチック製品（FRP 製品、スキー板、サーフボード等）、ボーリングの球
- (5) 電気機器類
エアコンディショナー、テレビ、冷蔵庫（冷凍庫を含む。）、洗濯機、衣類乾燥機、パーソナルコンピュータ（その表示装置であってブラウン管式又は液晶式のものを含み、重量が 1 キログラム以下のものを除く。）
- (6) その他市の行う処理に著しい支障を及ぼすと認められる物

33 指定袋制

ごみの適正排出を促すとともに収集作業時の安全確保を図るため、市が指定する袋を用いて市民がごみを排出する制度。以前の指定袋は、市が材質、強度等の企画を定め、認定された製造事業者が製造し商品として販売していたが、家庭ごみ手数料徴収制度の導入により、市が指定袋を製造し、市がごみ処理手数料収納業務を委託した店舗等で販売する方式に変更した。

34 一般廃棄物処理手数料

市（市の一般廃棄物処理業許可業者が収集運搬を行った場合を含む）が一般廃棄物を収集し、運搬し、又は処分する場合に徴収する手数料のこと。

35 C-EMS

EMS は環境マネジメントシステムのことで、組織や事業者が、その運営や経営の中で環境保全に関する取組みを進めるにあたり、法令等の規制基準を遵守するだけでなく、環境保全に関する方針、目標、計画等を定め（Plan）、実行・記録し（Do）、その実行状況を点検して（Check）、必要に応じて方針等を見直す（Action）、という PDCA サイクルを用いた一連の手続きのことをいう。

千葉市は平成 13 年 6 月に環境マネジメントの国際規格である ISO14001 を認証取得したが、平成 22 年 4 月から市独自の環境マネジメントシステムである C-EMS（チームス）へ移行している。

36 プラスチック製容器包装

容器包装リサイクル法でメーカーにリサイクルが義務付けられた容器包装のうち、ペットボトルを除くプラスチック製のもの。ペットボトルを含まないため、「その他のプラスチック容器」「その他プラ」と称されることもある。具体的には、(1) 箱・ケース、(2) びん、(3) たる・おけ、(4) カップ型の容器・コップ、(5) 皿、(6) くぼみのあるシート状の容器、(7) チューブ状の容器、(8) 袋、(9) (1) ～ (8) に準ずる構造や形状の容器、(10) 容器の栓、ふた、キャップ、そのほかこれに準ずるもの、(11) 容器に入った商品を保護したり固定したりするために、容器にくっつけられたり加工が施されており、その容器の一部として使われる容器、(12) 商品の包装材でおもにプラスチック製のものの、の12種類を指す。

37 事業系ごみの搬入物検査

資源物の有効利用と焼却ごみの削減を推進するため、清掃工場において、持ち込まれる事業所ごみの中身を検査して、資源物や搬入不適物があった場合には、持ち帰りの指示や排出ルールに関する啓発を行っている。

38 焼却残渣

焼却処理された後に残る残渣。最終処分場に埋立処分されるほか、セメント化・スラグ化などによりリサイクルされる。

39 適正処理困難物

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の3第1項の規定に基づく一般廃棄物の指定に関する告示(平成6年厚生省告示第51号)で定めた、市が収集しない一般廃棄物のこと。

- (1) 廃ゴムタイヤ(自動車用のものに限る。)
- (2) 廃テレビ受像機(25型以上の大きさのものに限る。)
- (3) 廃電気冷蔵庫(250リットル以上の内容積を有する者に限る。)
- (4) 廃スプリングマットレス

40 長期責任型運営維持管理事業

施設等の運営維持管理業務を民間事業者に長期にわたり包括的に委託する事業のこと。千葉市の廃棄物処理施設では、新港清掃工場、北清掃工場、新内陸最終処分場や、埋め立てを完了している東部最終処分場、下田最終処分場、中田最終処分場及び蘇我地区廃棄物埋立処分場で実施している。

41 段ボールコンポスト

段ボール箱を利用した生ごみ処理容器のこと。段ボールを容器として使うことで、生ごみの水分を抜き、微生物に空気を供給して生ごみの分解を助ける効果がある。

42 生きびん

破碎処理せずに、洗浄・点検して繰り返し使うびん。いわゆるリターナブルびん。びんとして何度も繰り返し使うことを前提としているので、肉厚で丈夫であるとともに、洗浄しやすい形状になっている。

43 無害化处理

有害ごみとして収集している蛍光灯、乾電池、水銀入り体温計・血圧計、カセット式ガスボンベ・スプレー缶は、水銀や可燃性ガス等の有害物質を含むため、処分するにあたり無害化する必要がある。

44 熔融スラグ化

焼却灰等の廃棄物を加熱し、概ね1200℃以上の高温条件下で有機物を燃焼させるとともに、無機物を熔融した後に冷却してできるガラス質の固化物。路盤材やコンクリート用骨材等として利用することができる。平成18年に道路用およびコンクリート用骨材についての熔融スラグについてのJIS(日本工業規格)が制定された。

45 最終処分量

中間処理を経て最終処分場に埋め立てるごみ量のこと。可燃ごみを焼却した後の焼却灰や、不燃ごみや粗大ごみの破碎残渣等を指す。

46 エコセメント

都市ごみや下水汚泥の焼却灰と、石灰石等の従来のセメント原料を混ぜて作ったセメント。ごみを資源として有効利用する方法の一つとして、官民共同で研究開発が行われてきた。地方自治体等の間でエコセメントを利用するための規格化が強く要望されていたことから、2002（平成14）年にエコセメントのJIS（日本工業規格）が制定された。

47 東日本大震災の影響による民間エコセメント施設の稼働停止

最終処分場の延命化を図るため、平成14年度から焼却灰の一部をエコセメント化していたが、東日本大震災に伴う原子力発電所事故の影響により、平成23年11月からエコセメント化を行う県内民間処理施設が操業を停止している。

48 肥料化容器

生ごみを肥料化する機器。「コンポスト容器」（土の中に生息している微生物の働きを利用して生ごみを栄養豊富な堆肥にする）と、「密閉処理容器」（微生物の働きを利用して生ごみを発酵処理する）がある。

49 減量計画書

事業用大規模建築物の所有者は、千葉市廃棄物の適正処理及び再利用等に関する条例第32条の規定により、事業系廃棄物の減量に関する計画（減量計画書）を作成して市長に提出しなければならない。

50 事業用大規模建築物

千葉市廃棄物の適正処理及び再利用等に関する条例において、事業系廃棄物の適正処理と減量・再資源化の推進のため、事業用建築物のうち千葉市廃棄物の適正処理及び再利用等に関する規則で定める大規模なもの（事業用大規模建築物）の所有者及び建設者に対して、廃棄物の減量、適正処理等に関する義務を規定している。

事業用大規模建築物の条件は以下の2点。

①大規模小売店舗立地法に規定する大規模小売店舗

（店舗面積の合計が千平方メートルを超える小売店舗）

②延床面積の合計が3千平方メートル以上の建築物

※ただし、廃棄物の排出量が少量で、市長が指定するものを除く

51 バイオマス

もともと生物（bio）の量（mass）のことであるが、今日では再生可能な、生物由来の有機性エネルギーや資源（化石燃料は除く）を指すことが多い。基本的には草食動物の排泄物を含め1年から数10年で再生産できる植物体を起源とするものを指す。

52 拡大生産者責任

生産者の製品にかかる責任を、製造・流通時だけでなく、廃棄されて処理・リサイクルされる段階まで拡大する考え方。廃棄されてごみになった製品のリサイクルや処理・処分費用を生産者が負担することにより、廃棄後におけるリサイクルの容易性や、処理・処分時の環境負荷を考慮した製品開発が進み、より効率的でコストの低い廃棄物処理の実現が期待される。

53 家庭系生ごみの分別収集特別地区事業

家庭から出る生ごみの分別収集及びバイオガス化処理について検討するため、平成19年11月から一部地域で生ごみ分別収集のモデル事業を実施し、平成24年度から特別地区事業として継続実施してい

る。4 地区 2,760 世帯が対象。

54 売電等による控除分

清掃工場において、ごみを焼却する過程で得た電気や熱エネルギーを電力会社等に売却などすることにより、電力会社等が発電等を行った場合に発生する温室効果ガスの排出が抑制されたとする考え方。

55 エコレシビ

生ごみとして捨てられてしまう野菜の皮などを無駄なく活用し、エネルギーを効率的に使う余熱料理や溜め洗いによる節水を心掛けるなど、環境に配慮した調理法のこと。

56 九都県市廃棄物問題検討委員会

埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・横浜市・川崎市・千葉市・さいたま市・相模原市による九都県市首脳会議の組織として、廃棄物担当部局長が委員となり、九都県市における深刻な廃棄物問題を解決するためのシステムづくりや市民への啓発を行っている。

57 リユースカップ

洗って繰り返し使える「カップ」のこと。繰り返しの洗浄に耐えうる強度を持ち、洗浄しやすいデザインになっている。競技場やイベント会場などで、使い捨ての紙コップの代わりにリユースカップを導入する事例が増えている。

58 マイバッグ、マイボトル、マイ箸

レジ袋、ペットボトル、割り箸等の使い捨て品の使用を控え、バッグ、ボトル、箸を持参して使用すること。

59 インセンティブ

人の意欲を引き出すために、外部から与える刺激のこと。

60 フードバンク

包装の破損や印字ミス、賞味期限に近づいた等の理由で品質には問題がないにもかかわらず廃棄されてしまう食品・食材を引き取り、福祉施設、当事者団体や、支援機関を通して生活困窮者へ無償で提供する活動のこと。

61 フードドライブ

家庭などで余っている食品・食材を持ち寄り、地域の福祉施設やフードバンクに取り組む団体などに寄付する活動のこと。

62 21 大都市災害時相互応援に関する協定

東京都及び20政令指定都市の間で締結している災害時の相互援助協定。大都市において災害が発生した場合に、相互に救援協力し、被災都市の応急、復旧対策を行う。主な救援内容は、食料、飲料水、生活必需物資等の提供、被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資器材等の提供、車両及び舟艇等の提供、職員の派遣等の援助等。

63 九都県市災害時相互応援に関する協定

九都県市（埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・横浜市・川崎市・千葉市・さいたま市・相模原市）において締結している災害時の相互援助協定。九都県市域において地震等の災害が発生した場合に、相互に救援協力し、被災都県市の応急、復旧対策を行う。主な応援内容は、物資等の提供等及び人員の派遣、仮設住宅用地やごみ・し尿等の処理施設の提供等、避難場所等の相互使用や緊急輸送路の共同啓開等都県市境付近における必要な措置等。

64 不法投棄防止強化月間

千葉市は毎年6月と12月を不法投棄防止強化月間に定め、不法投棄の禁止や未然防止に係る周知啓

発を重点的に実施している。

65 廃棄物適正化推進員

市民が地域のボランティアリーダーとなり、地域におけるごみの減量・再資源化を推進することを目的として、平成5年10月に導入された制度。昭和60年2月に発足した清掃推進員制度を基礎として発展的に移行させたもの。地域で活動する自治推進員と、これを取りまとめる地区推進員からなる。

66 不法投棄監視員

平成25年6月に導入された制度で、廃棄物適正化推進員と連携して不法投棄防止等の活動を行う。

67 千葉市町内自治会連絡協議会（市連協）

昭和34年11月に市内の町内自治会長を会員として結成された町内自治会の連合組織。町内自治会相互の連絡調整と親睦、市政との連絡協調等を通じて、地域社会の発展に寄与することを目的とする。

平成4年の政令指定都市移行に伴い、6区の区町内自治会連絡協議会（区連協）と、各区連協を基に市内の各中学校通学区域ごとに地区町内自治会連絡協議会（地区連協）が設立された。

68 廃棄物の適正処理及び再利用等に関する条例（平成5年千葉市条例第17号）

資源循環社会を実現するため、市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、廃棄物の減量、適正処理及び地域の清潔の保持を推進するために必要な事項を定め、資源の有効利用、市民の生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図り、もって良好な都市環境の形成に寄与することを目的に制定された。

69 資源物等の持ち去り

ごみステーションに排出された資源物や不燃ごみを持ち去る行為のこと。廃棄物の適正処理及び再利用等に関する条例第20条の4において、市長または市長が指定する者以外の者は、ごみステーションに排出された家庭系廃棄物のうち、市が指定する廃棄物（びん・缶・ペットボトル・古紙類・布類・不燃ごみ）の収集又は運搬をしてはならないとされている。これに違反者に対し禁止命令を出すことができるほか、禁止命令に違反して持ち去りを行った者に対して20万円以下の罰金を科すことができる。

70 廃棄物空気輸送システム

ごみを管路で収集する方法。幕張新都心地区で採用されており、可燃ごみ及び不燃ごみの管路収集を実施している。千葉県企業庁の管理下にあったが、平成28年度に千葉市へ移管された。

71 登録再生利用事業者

食品廃棄物のリサイクルを推進するため、廃棄物の再生（廃棄物を再び製品の原材料などの有用物とするために必要な操作をすること）を業として営んでいる者で、環境省令で定める基準に適合するものは、その事業場について都道府県知事の登録を受けることができる制度。

72 食品関連事業者

食品の製造・加工・卸売・小売等を業として行う者（食品メーカー、スーパーマーケット等）と、飲食店その他、食事の事業を行う者（レストラン、ホテル等）を指す。

73 ガス化溶融方式

廃棄物を低酸素状態で加熱することにより熱分解し、生成した可燃性ガスとチャー（炭状の未燃物）をさらに高温で燃焼させ、灰分・不燃物等を溶融するごみ処理方法。従来のストーカ方式と異なり、溶融施設を別に設置する必要がない。

74 次世代自動車

窒素酸化物（NO_x）や粒子状物質（PM）等の大気汚染物質の排出が少ない又は全く排出しない、燃費性能が優れているなどの環境にやさしい自動車のこと。燃料電池自動車、電気自動車、天然ガス自動車等がある。

75 浸出水

雨水などが廃棄物最終処分場内に埋め立てられた廃棄物の中を通過して浸出してくる水のこと。

76 観測井

廃棄物最終処分場の周辺地下水の水質を調査するために設置された井戸のこと。

77 ライフサイクルコスト

建物の計画・設計・施工から、維持管理、最終的な解体・廃棄までに要する費用の総額のこと。

78 PDCAサイクル

「ごみ処理基本計画策定指針」（平成 28 年 9 月環境省）において、地方自治体が一般廃棄物処理計画について Plan（計画の策定）、Do（実行）、Check（評価）、Act（見直し）のサイクルにより、点検・見直し・評価を行うことが求められている。同指針において示されている PDCA の内容は以下のとおり。

Plan : 一般廃棄物処理計画の策定
Do : 施策の実行
Check : 評価
Act : 見直し

79 千葉県廃棄物減量等推進審議会

「廃棄物の適正処理及び再利用等に関する条例」第 9 条の規定により、廃棄物の減量及び適正処理の推進に関する事項について、市長が委嘱した委員が市長の諮問に応じて審議を行う。

80 デポジット制度

使い捨ての飲料容器等の回収を促すため、製品販売時に預かり金（デポジット）を価格に上乗せし、消費者が使用済みの製品を回収システムに返却するときに預かり金を渡す制度。

81 単純推計

ごみ量の将来予測手法の一つで、ごみ量を推計する際に人口の変動のみ反映させたもの。本計画では、単純推計値に各事業の実施により見込まれるごみ減量・再資源化量を反映させている。